

総(企)72-3

# 中南米動向調査報告書

昭和48年3月

海外技術協力事業団  
総務部

RY

JICA LIBRARY



1019801[8]

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. 16	600
	36
登録No. 00520	KA

## は し が き

現在実施している技術協力事業の改善を図ると同時に、今後の技術協力事業の計画の方向付けをするために、開発途上諸国の経済的社会的動向および国際機関、第三国等の援助傾向について調査を行なっているが、本年度は中南米を対象にこれを実施した。

調査は、中南米に派遣中の専門家を煩わし、メキシコ、エルサルバドル、ブラグァイ、ブラジル東北部および同南部を地域対象とし、更に中南米を総括対象として、下記の点に特に留意して行なうよう努力した。

### A. 地域対象

1. 対象国の社会、経済、文化、政治および技術の一般情況（特質、最近の動向を中心として）
2. 調査を依頼する専門家の専門分野の情況（実態、特質、最近の動向）
3. 対象国の開発計画（開発の方向、計画の内容、特に調査を依頼する専門家の専門分野について詳しく）
4. 経済、技術協力
  - a. 各国および国際機関の協力状況と傾向
  - b. わが国の技術協力（実績に基づく効果、問題点および今後期待される協力）
5. 事業遂行上の諸問題（問題解決のための提案を含めて）

### B. 総括対象

1. ラテンアメリカの概況（国家開発の面から見た国、又は地域の特質、最近の動向、開発計画とその実施現況、問題点等）
2. ラテンアメリカ諸国に対する経済、技術協力の概況（特に開発計画との関連で、多国間援助、二国間援助、国連関係）
3. ラテンアメリカ経済委員会の活動（組織、機能、現況、関係国の反応、諸開発計画に占める位置、問題点、将来計画）
4. ラテンアメリカに対するわが国の経済、技術協力の展望（前記各項の考察から引き出される協力のあり方として、国、地域、分野、範囲、規模、協力方法、問題点）

本調査を依頼した専門家は、本来の多忙な業務に従事されており、時間の余裕がないこと、資料が不足していること、地理的条件が悪いこと他、諸々の制約のために、上記各項についてのつっこんだ調査は不可能であった。これには十分な時間と人数と予算をもって計画的に行なわなければならないが、今後はこの方向に沿って追求して行きたいと思う。

本調査に協力して頂いた専門家各氏に感謝の意を表すると共に、関係各位の本小冊子の活用を願う次第である。

なお今回は、総括対象としてラテンアメリカ全体、地域対象としてエルサルバドル、パラグアイおよびブラジル（東北部）を印刷製本に付したが、現在調査中のメキシコおよびブラジル（南部）については、別の機会にゆずることとする。

昭和48年2月28日

総務部企画課長

奥野有志磨

## 目 次

1. ラテン・アメリカにおける経済発展と経済・技術協力  
ラテン・アメリカ経済委員会 細野 昭雄 ..... 1
  
2. エル サルバドルに対する今後の日本の技術協力のために  
エル サルバドル国立工業学校 前専門家 古屋 斎三 ..... 53
  
3. パラグアイにおける技術協力の事例 ..... 81
  
  
4. ブラジル繊維工業技術訓練センターを中心とした技術協力  
ブラジル繊維工業技術訓練センター 前理事長 竹田 元彦 ..... 97

# ラテン・アメリカにおける 経済発展と経済・技術協力

ラテン アメリカ経済委員会

細 野 昭 雄

I. ラテン・アメリカの概況	4
a. ラテン・アメリカ地域の特徴	4
b. ラテン・アメリカの経済発展の最近の動向	6
c. ラテン・アメリカにおける開発計画とその実施状況	8
d. ラテン・アメリカの経済発展・経済開発における問題点	12
II. ラテン・アメリカにおける経済・技術協力の概況	14
a. ラテン・アメリカにおける経済・技術協力のための主要 諸機関	14
b. 多国間経済協力	17
c. 2 国間経済・技術協力	20
d. 国連の援助	30
III. 国連ラテン・アメリカ委員会 (ECLA) の活動	33
a. ECLA の組織機能	33
b. ECLA の主要活動と特色	34
c. ECLA の活動の現況と将来の計画	38
IV. ラテン・アメリカに対する我国の経済・技術協力の展望	40
a. 日本とラテン・アメリカの経済関係の新段階と日本の経 済協力	40
b. 1970年代のラテン・アメリカにおける経済協力の展望と 日本の立場	43
c. ラテン・アメリカにおける我国の経済協力・技術協力の方法	45
d. 国別・地域別の経済・技術協力とその分野・範囲	49



# 1

## ラテン・アメリカの概況

### a. ラテン・アメリカ地域の特質

経済発展・経済開発の面からみたラテン・アメリカの特質として、第1にとりあげなければならない重要な点は、ラテン・アメリカ諸国が、多くのアジア・アフリカ諸国と比較して、すでにかなり高い発展段階に達しているということであろう。このことは1971年11月の国連総会決議で採択された、最も遅れた低開発国、いわゆるLLDCの中に、アフリカ16ヶ国、アジア8ヶ国が含まれたのに対して、ラテン・アメリカからはハイチ1国が含まれただけであったことに端的に反映されているといえよう。もっともこの決定に関してはラテン・アメリカ側から強い抵抗があったことからわかるように、ラテン・アメリカ諸国は、発展途上国として、特惠、援助などで、アジア・アフリカ諸国と同等の扱いを受けるという観点から、自らの後進的性格を強調する傾向がある。しかし、例えば、オンガニア大統領時代に大蔵大臣を勤めたアルゼンチンのクリーゲル・バセナなどは、最近出版予定の著書の中で、ラテン・アメリカは、準発展国（semi-developed countries）だとし、上記傾向をいましめ、自らの地域を正確に把握して正しい経済発展のあり方を検討する必要を強調しているほどである。

ECLAのまとめた、ラテン・アメリカ諸国の経済的社会的発展度を示す主要指標をみると、1960年代末において、一人当たり国民所得は、アルゼンチンの917ドルを筆頭に、ウルグァイ、チリ、パナマ、メキシコ、ベネズエラが600ドル台にあり、最も低いグループのボリビア、ホンジュラス、パラグァイ、ドミニカ共和国も200ドルをこえ、100ドルに達していないのはハイチ1ヶ国のみである。出生時の平均寿命も主要国では60才前後に達しており、一日一人あたりのカロリー摂取量は、ハイチ以外は2,000カロリー以上で2,400カロリーをこえている国が大半を占めている。また、テレビ・ラジオ・電話・自動車などの普及率も国によってはかなり高いこと

がわかる。

これらに関連して重要な特徴は、アジア・アフリカ諸国に比較して農業人口の低いことと、1960年においてすでに、全就業者数に占める農業就業者数の割合は、農産品輸出国のアルゼンチンが最も低くて、6.8%、ウルグァイ7.1%、チリ9.0%をはじめとして、ブラジル16.7%、メキシコ17.6%、コロンビア13.9%、ペルー15.7%となっており、高い方の国でも20%程度である。また、先の研究でクリーゲル・バセナは農業部門における就業者中農業労働者の占める割合が、アジア・アフリカと比較して非常に高いこと、すなわち、ラテン・アメリカにおいては農業部門でも前近代的雇傭（生産関係）が低いことを重要な指標として指摘している。

経済発展・経済開発の面からみた特質として第2にとりあげなければならぬと思われる点は、ラテン・アメリカ地域の保有する資源の豊富さであり、その多くが未開発であることであろう。資源の埋蔵量の正確な測定、その経済的採算にのる開発の可能性の判断など、不確定の要素があって、厳密に他の地域との比較は困難であるが、広大なアマゾンの開発可能性だけでも、ラテン・アメリカの開発のポテンシャルの規模の大きさを示すに十分であろう。ブラジル政府が着手した、アマゾン・ハイウェイの建設は、これまで全くかえりみられなかった、同地域の地下資源と農業開発の第1歩にすぎない。アンデス諸国の鉱産資源、石油も重要である。農業開発面では、ボリビア東部、アルゼンチン北部、パラグアイをあわせると我国総面積の数倍に及ぶ地域が未開発であり、インフラストラクチャー（道路、灌漑等）投資によって大量の農業生産の可能性があるとされている。この地域から、ブラジルのマトグロッソ州を中心とする開発前線は、地球に残された最後のフロンティアの一つに違いない。このほかアンデス諸国の水力資源、周辺海域の漁業資源など、未利用の資源は非常に多い。

既に開発されている地域でも生産性の向上による生産拡大の可能性は非常に高いと考えられる。例えばアルゼンチンは、我國の総面積の8倍もあって、しかもその多くは我國と異なり平坦かつ肥沃な土地からなり、人口は2500万人程度にすぎない。日本ではその8分の1の土地で4倍の1億人の食糧生産を行なっていることを考えると生産増加の余地がきわめて大きいことがわ

かる。ブラジルは人口がほゞ1億人となったが、国土はサンパウロ州のみで我国に匹敵し、総面積では23倍にも達する。

これらはいずれも、現状でみるかぎり、人口に対し、農耕地、資源のきわめて大きいことを示すものであろう。先に経済発展の度合が、アジア・アフリカと比較してかなり高いことを述べたが、それにもかかわらず、経済開発の余地はきわめて大きいのである。この点で注意すべきなのは、ラテン・アメリカの地域の子民の経済的・社会的発展の度合ということと、その地域に未開発な国土と資源が多く残されていることとは別だということであり、いわば、オーストラリアが経済生活上は高い発展の水準を享受しながら、将来の経済開発の余地がきわめて高いのと似ている。すなわちラテン・アメリカは大きな開発の余地をもつ中位の発展途上国から構成されている地域とでもいうことが出来よう。

#### b. ラテン・アメリカの経済発展の最近の動向

ここ数年、すなわち1960年代後半から、ラテン・アメリカの経済発展において、いくつかの顕著な傾向が現われてきた。第1は、ブラジルの急速な経済成長、輸出拡大、工業化であり、ラテン・アメリカ諸国のなかで群をぬいていることであり、第2は、ラテン・アメリカ地域のなかで、経済発展、経済開発に対する明らかに異なる2つのアプローチが同時に実行されつつあることで、これは第1の点とも関連している。

周知の如く、ブラジルは1964年に軍事政権となり、新しい経済政策を開始したが、1968年から、国民総生産は急速な伸びを示し、リアル・タイムで同年9.3%、1969年9.0%、1970年9.5%、1971年11.3%を記録し1972年も10%をこえた。これは米州発展途上国平均（これには、ウエイトの高いブラジル自身も含まれている）の6.5%を大きく上回り、1人当りGNPの成長率も、1968年5.9%、1969年6.0%、1970年6.5%、1971年8.3%と、米州発展途上国平均のそれぞれ3.4%、3.5%、3.8%、3.2%の倍近くとなっている。輸出の増加も年率

15%程度の高い成長を記録したばかりでなく、その構成を急速に多様化させることに成功し、製造工業品の増加、鉄鉱石等の非伝統的の一次産品の増加を達成し、コーヒーはついに輸出総額の3割程度に下がったのである。このような成長が今後も続くか否かは議論の多いところであるが、もし続くとすれば、ブラジルは、他のラテン・アメリカ諸国を大きくひきはなして経済発展を遂げ、これら諸国との間に発展水準の格差が生ずることは避けられず、またブラジルがテークオフすることも、近い将来可能であろうとする考え方が少なくない。

このようなブラジルの急速な経済成長は、インフレの減速、大量の外国資本導入とこれを基礎とする工業化の推進、強力な輸出振興政策等をはじめとする一連のオーソドックスな諸政策に基づくものであった。ここでは、急速な成長によって、国民全体の生活水準も向上していくという考えから、所得再配分、社会改革にはあまり手がつけられなかったといつてよい。

このようなブラジルの経済発展に関する考え方およびその方法と対照的なのが、チリおよびペルーのそれであろう。チリおよびペルーに共通しているのは、農地改革、所得再配分、労働者の経済活動への参加の強調などの社会改革の重視と、外国資本に対する制約の強化で、この2点に関する限り、ブラジルの考え方とはほぼ正反対でさえあるといえよう。周知の如く、チリはその5大銅山を国有化し、ペルーも石油企業を国有化した。もっともこの両国のいき方にも、詳細に検討すると、かなり大きな考え方の違いが観察されるが、ブラジルと対比する限り、一応共通のいき方であるとしておいてよいであろう。このペルー・チリの2国に、コロンビア、エクアドル、ボリビアの3国が加わって、アンデス共同市場を形成し、工業相互補完政策、共通外資政策等を実施しつつある。民間企業の活動が重視されているコロンビア、保守軍政権下のボリビア等の加わったアンデス5ヶ国全体をペルー・チリと同一視することは出来ないが、この5ヶ国の外資指導の公約数ともいうべき、アンデス共同市場共通外資政策は、明らかに強い外国資本に対する制約を内容としたもので、ブラジルの行き方との差は大きい。今後5ヶ国共同で経済開発、経済発展を推進していくなかで、それぞれの考え方の相違も出てくると考えられるが、ここではとりあえず、ブラジルとは明らかに異なる行き方

で、しかも発展途上国間の経済統合という方法を取りながら、経済発展を推進しようとするアンデス5ヶ国の動きとして注目する必要がある。

メキシコの最近の動きも注目すべき点が多い。メキシコは、今世紀はじめの革命以来、外国資本に対する強い制約を維持するとともに、農地改革等の社会改革も行ってきた国であり、また経済活動における国家の役割も大きい。強力な産業・金融資本家層、大農園経営者層も形成されてきておりエチェベリーア大統領はその新経済政策として社会改革を強調する一方、柔軟なメキシコ独自の外資政策も発表し、いわば、ブラジルのいき方と、ペルー・チリのいき方の中間にあるといった観がある。

このほか、石油外国資本に対し、制約を加えつつ、先行き輸出増加の伸び悩みの予想される石油を補完していく新しい輸出産物の育成（投資計画が作成され実行にうつされつつある）を求めつつあるベネズエラのいき方も注目される。

アルゼンチンは、オンガニア政権下のどちらかというところ現在のブラジル・タイプの経済発展へのアプローチがつづいたあと、一時、民族主義的な、いわゆる「デサロジスタ」（アルド・フェレル敵相等）の行き方がとられたりしたが、政治的な不安もあって、最近では明確な経済発展へのアプローチがみられない。

いずれにしても、ブラジル・アンデス5ヶ国およびメキシコの行き方が最近のラテン・アメリカにおける経済発展・経済開発に対する重要な動きとして指摘することが出来、それぞれの今後の成功如何は将来のラテン・アメリカに重要な影響を与えずにはおかないであろう。

### c. ラテン・アメリカにおける開発計画とその実施状況

ラテン・アメリカにおいて経済開発計画が策定・実施されるようになったのは、後述の進歩のための同盟が発足した1960年代に入ってからであるといつてよい。この進歩のための同盟の本来の理想は各国が、農地改革、義務教育制度の確立、税制の改革等、構造的諸改革および社会改革を含む長期

的総合開発計画を策定し、この計画を進歩同盟9人委員会（後にCIAPが別に設立される）が審査した上で、計画に適切な大規模な援助を与え、進歩のための同盟の目標を達成しようというものであった。

このためラテン・アメリカの多くの国では1950年代の末から1960年代のはじめにかけて経済開発計画作成・実施の行政機構をつくりあげるとともに、一斉に1960年代のはじめに開発計画の策定を行なった。

主な機関、すなわちアルゼンチンの国家開発審議会（CONADE 1961年発足、1966年改組し新たに発足）、ブラジルの経済計画調整省（Ministerio de Planejamento y Coordinación Económica 1956年発足、1963年改組再発足）、チリの大統領府企画院（ODEPLAN、1964年発足、それ以前は産業公団CORFOに所属）、エクアドルの経済計画調整理事会（Junta Nacional de Planificación y Coordinación Económica、1954年発足、1961年改組し新たに発足）、コロンビアの経済政策審議会（Consejo Nacional de Política Económica 1951年発足、1963年改組し新たに発足）、メキシコの開発計画・省間委員会（Comisión Intersecretarial de Planificación del Desarrollo、1958年発足）、ペルーの経済社会開発国家審議会（1962年発足）等いずれも1960年代はじめに機構が確立している。

経済計画も従って、これらの機関によって1960年代になってから、多数作成されているが、これらの計画の特徴は、計画作成機関の経験の不足、技術水準の低いことによる計画そのもの問題点が多いこと、各国の経済体制からいって強制力をもたないインディカティブ・プランであることは当然としても計画実行のための資金計画の不完全又は欠如の少なくないこと、さらに、一國の経済開発計画であるからマクロ指標を目標にしたプランであるが、そのセクター・サブ・セクター別目標の不十分なものや、マクロ・プラン実行を可能にするための具体的プロジェクト・ベースのプランが十分ないものなどが多く、「進歩のための同盟」の援助獲得を意識した計画作成の域を出なかったものが多かったといえてよい。

しかし、この間、ECLAの姉妹機関として、ラテン・アメリカ経済・社会計画研究所（ILPES、後述）が発足し、また、国別年次審査における

CIAP の勧告も行なわれ、各国は次第に経験を蓄積してきた。おりから 1970 年より、国連第 2 次開発の 10 年が満了し、各国とも 1960 年代末から 1970 年、1971 年にかけて、一斉に経済開発計画を策定し、その実施に入った。

重要なもののいくつかを挙げよう。ブラジルの第 1 次国家開発計画 (PND) は 1972 年から 1974 年にわたるもので、内容は比較的簡単なものであるが、大規模なプロジェクトが含まれている。マクロな目標は、GNP 成長率を 8~10% とし (最近の実績は既述のとおり。1965 年~70 年の平均は 7.5%)、工業部門の成長率 10~12% (1965 年~70 年平均は 10.4%)、農業部門のそれを 7~8% といずれもかなり高いところにおいて、1960 年代後半以来の高度成長を続けようとする意欲がうかがえる。またブラジルは人口成長率が高く、雇傭増加が GNP の成長と同時に達成されなければならないが、この期間における増加率目標を 3.1% (年率) (1960 年代 10 年間の年増加率は 2.7% であった) とし、工業部門に多くを吸収せしめる (年率 3.5% の増加、農牧部門は 1.2%) 計画となっている。輸出の増加率 (財およびサービス) も年率 10% と他のラテン・アメリカ諸国と比較するとかなりの高率を考え (1965~70 年平均は 9.6%)、また輸入は年増加率 8.0% としている。

ベネズエラは、1970~74 年の第 4 次国家計画を作成した。この計画の重要な特長の 1 つは、輸出志向型産業とこれに対する大規模投資 (鉄、アルミニウムなど) を含めていることであり、投資資金に余裕のあるベネズエラだから出来ることとは言え、新しい経済政策のアプローチとして注目すべきであろう。しかし、1960 年代の後半の低い実績に基づき、マクロ指標の目標は控え目で、GNP 成長率年率 6.3% (1965~70 年実績 3.9%)、工業部門の成長率 9.4% (1965~70 年実績 4.4%)、輸出 (財およびサービス) の成長率 4.1% (1965 年~70 年の実績 2.2%) となっている。

ペルーの国家開発計画 (1971~75 年) は、マクロな経済発展指標の目標を社会改革と同時に達成しようとする注目すべき内容のものである。すなわち、農地改革、協同組合組織の強化、労働者の経営への参加、公共部門の特に、金融・貿易・資源開発の分野における強化等の重要な改革を実行し

ながら、GNPの年率平均7.5%の成長、年率6.7%の雇傭増加、年率12.4%の工業生産成長率など意欲的な目標を達成することを意図し、その実現のための部門別の詳細なプログラム、部門別の投資計画なども発表されている。

議会制度下で社会主義政権の成立したチリでは大銅山の国有化、金融機関の國家管理移行、農地改革等を成立後の2年間に実行し、さらに重要産業の國家部門への移行又は國家管理、流通部門への國家の介入などを行ないつつあり、經濟の重要部門が政府の手に実質的に入って、經濟計画の効率的な策定と実施を行ない得る条件が整いつつあるが、これまでのところ大統領府企画院(ODEPLAN)は、チリ經濟の構造の分析(これまでのチリの經濟發展の分析)に重点をおき、經濟計画はきわめて短期のものを作成したにすぎない。その後1971年8月以降の驚異的インフレ(年率164%)、著しい外貨不足、物質不足等からなる經濟危機のため經濟計画の策定・実施を行なうどころではないという状況にある。

アルゼンチンは國家發展安全計画1971~1975年および中期計画目標を策定し、これまでの經濟停滞からぬけだすことをめざしGNPの年率平均7%(1965年~70年の実績4.0%)、最終年8%の増加率を達成しようとしているが、最近のインフレの昂進、輸出不振による國際収支の悪化などが続いており、同國の政情の不安定なことと共に計画目標の實現は容易でないように思われる。

メキシコは1962~64年の部門別プラン、1966~70年の前政権の經濟開發計画のあと、1970年以降現エチェベリーア大統領になってからは新しい計画は発表されていない。しかし、同大統領は、社会改革、新外貨政策、輸出振興策などの重要な方針を明らかにしていることはすでに述べた。

このほか、コスタ・リカ、グアテマラ、エクアドル、ハイチ、パラグアイ、ドミニカ共和國、トリニダード、トバゴなど多くの國が1968年ないし1970年以降において1970年代半ばにわたる經濟計画を發表している。

なお、國別の計画ではないが、非常に注目すべき經濟開發の構想として、アンデス共同市場加盟諸國のサブリジョナルな5ヶ國共同での工業化、産業補完、運輸その他の計画が準備されつつある。アンデス共同市場事務局は1972年3月これらの共同計画のベースとなる、「サブリジョナルな開發



戦略の一般的基礎」と題する文書を提出した。これはアンデス5ヶ国の1985年までの各部門の需給の構造を予測し、それに適切な措置を明らかにしようとしている。

#### d. ラテン・アメリカの経済発展・経済開発における問題点

ラテン・アメリカの経済発展における最も重要な問題の1つは、ラテン・アメリカの戦後における発展のダイナミックな中心となってきた工業化が、きわめて輸入代替的なものであったということにある。この点については、すでに多くの人々が論じているが、各国の狭い市場を単位とした工業化は、国内における競争を十分許さず、対外競争力のある工業生産が行なわれぬままに、工業化は輸出増大につながらず、輸出部門は相変わらず、従来からの一次産品に依存するという構造が定着した。しかるに輸入代替的工業化は、一方で従来輸入していた消費財の輸入を国内生産で代替して外貨を節約するものの、他方に国内工業生産に必要な、中間財、工業材料、部品、資本財の輸入に外貨を必要とするため、輸入額は必ずしも低下せず、時にはかえって大巾に増加を余儀なくされることにもなった。また工業化重点主義は伝統的輸出部門や国内食糧供給の農牧部門の不振を招き、一方で国内供給不足のため食糧輸入が増加したり、(国際市況の影響もあって)一次産品輸出が停滞するという事態をひきおこす重要な要因の一つとなった。

このようにして、ラテン・アメリカ諸国の多くはその発展戦略の転換をせまられているということが出来る。特に輸入代替工業化プロセスのひきおこす上記のような問題のほか、輸入代替工業化そのものも消費財のそれを終り、中間財、資本財を含む新たな時期にさしかかってきたためである。この事態に対する一つの対応はブラジルにおける製造工業品を中心とする輸出振興にみられるような、輸入代替のみの従来の発展方式から、輸出を考慮した工業化への転換とみることが出来る。もう一つのアプローチは一国単位の工業化のゆきづまりを国の枠をこえた共同市場方式によってきりぬけようとするアンデス共同市場5ヶ国の考える方式で、これは地域レベルでの輸入代替という形での転換をみることが出来るであろう。

次に上に述べたこれまでの発展のパターンと密接に関連していることであるが、ラテン・アメリカの経済発展・経済開発の重要な問題として指摘しなければならないのは、国際収支の制約という側面であろう。これまで国際収支の赤字は対外援助によって補ってきたが、このため対外債務は累積する一方で、1970年12月の累積総額（米州発展途上国の）は194億ドルに（双務政府借款66億ドル、国際機関からのもの50億ドル、残りは民間借款）達し、1970年における元本・利子支払い総額は25億6,000万ドルに達している。これは輸出による取得外貨のうち対外債務の元本返済、利子支払いに占める割合をきわめて高くし、1970年にはアルゼンチン21%、メキシコ22%、ウルグァイ23%、ブラジル17%をはじめ、ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、ペルー等ラテン・アメリカ主要国はヴェネズエラを除きいずれも10%ないしそれ以上の高率となっている。これはラテン・アメリカの経済発展を考える上での重要な問題点と考えざるを得ない。

次に重要だと考えられるのは、ラテン・アメリカの急速な人口増加とこれに伴う雇傭機会増大の必要である。本稿のはじめに、アジア・アフリカと比較してラテン・アメリカは中程度の発展段階にあることを述べたが、この現状を維持し、テーク・オフに近づくために一人当りGNPを上昇することは、ラテン・アメリカの高い人口増加率を考えると決して容易ではないことが指摘されねばならない。1960～66年の人口増加率は世銀の1972年年次報告によるとアフリカの平均2.4%、アジアの平均2.5%、ユーゴスラビア、トルコ、ギリシャ等ヨーロッパ発展途上国の1.4%と比較して、ラテン・アメリカは2.9%と著しく高く、その後もこの傾向がつづいている。なかでもラテン・アメリカの後発国、中米の人口増加率はいずれも3%以上、メキシコも3.4%、ニカラグァ、グアテマラなども高く、エルサルバドルなどは4%と推定されている。すでに人口1億に達しているブラジルも2.8%、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラはいずれも3%から3.6%の間にあり、低いのはアルゼンチン（1.6%）、ウルグァイ（1.2%）の2ヶ国のみである。この高い人口成長率は一方でより高いGNP成長率を要求するとともに、他方でより高い雇傭社会の増大を必要とすることを意味しており、ラテン・アメリカの今後の経済発展の戦略を考える際に考慮すべき点として最近次第に強調されるようになってきた。最近のプレビッシュの著書などはその典型的な例といえよう。

## II

### ラテン・アメリカにおける 経済・技術協力の概況

#### a. ラテン・アメリカにおける経済・技術協力のための主要諸機関

ラテン・アメリカにおける経済・技術協力のための諸機関は多数あり、他の発展途上地域よりも複雑である。

他の地域にみられぬ機構として特に重要なのは米州機構の存在であろう。これは、米国とラテン・アメリカによって構成される地域機関で、政治・経済・文化のあらゆる分野における米州諸国の協力を行なっているが、下部機構のCIAPは進歩のための同盟の実施のための機関として米州内の経済援助に重要な役割をもつほか、米州機構事務局による技術協力もその長い経験と規模から注目に値するものである。米州の地域金融機関として周知の米州開発銀行があり、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行よりも長い歴史をもっている。また4つの自由貿易連合ないし共同市場による地域経済統合計画およびその事務局、金融機関もこの地域の独自のものであろう。さらにラテン・アメリカにおける経済協力に間接的に影響力をもつ地域機関としてラテン・アメリカ特別調整委員会(CECLA)の存在も重要である。

国連関係ではUNDPのほか国連ラテン・アメリカ経済委員会(ECLA)とその姉妹機関のラテン・アメリカ経済・社会計画研究所(ILPES)、FAO地域事務局等が活動しており、また世銀グループ、IMF(一次産品補償融資)などの役割は他の地域と同様重要である。

これらのマルチラテラルな経済協力、技術協力のほかに2国間の協力があるわけでこれら全てのチャンネルを通じての経済・技術協力の実態の全貌を把握することは必ずしも容易ではない。

まずラテン・アメリカにおける経済協力の総額についても、数字は発表する機関によっても異なる(機関によってカリブ海諸国をラテン・アメリカに含める場合と含めない場合がある)が、ECLAが1972年5月のUNCTAD

第3回総会に提出した文書では、1968年～1970年3年間の平均で、公共ベース、民間ベースを合わせた借款の総額（但し各年のデュー・デートのきた元本返済を差引いたネット・ベースの数字）は、22億4,970万ドル、政府間贈与が1億4,290万ドル、および民間投資（減価償却を差し引いた額）が8億5,570万ドル計32億4,830万ドルとなっている。

さらにこのうち公的開発援助（ODA）はDACの発表によると同じく1968～70年の平均、ネットベースで、11億820万ドルとなっており、先進国からの広義の援助総額（ネットベース）のうち34.1%を占めていることになる。また最近の発展途上国の主張に従い（例えば第3回UNCTADで援助の定義に関する専門家グループの設置が決った）、上記援助総額に外国投資を含めなければ、ラテン・アメリカにおける援助の総額は23億9,260万ドルでその約半分（46.3%）が公的開発援助によって占められていることがわかる。なお民間外国投資の場合は減価償却以外にも元本送金、利潤送金を差し引いた額を考えた場合、ラテン・アメリカの場合は常に大巾なマイナスとなる（先に引用したECLAの「第3回UNCTADとラテン・アメリカ」を見よ）。さて、この46.3%が公的開発援助であるが、残りは、公的非開発援助（DACでその他の公的資金フローとしているもので貸付条件が普通マーケット・タームのものである）および民間借款および贈与からなるわけである。

以上はネットでみたものであるが1971年に世銀が発表したグロス・タームでの分布（1969年）をみると公的援助（開発援助と非開発援助を含む）と民間援助の比率はちょうど50%ずつで先のネット・タームの比率に大体近い。民間援助（50%）のうち18%はサプライヤーズ・クレジットで残り32%は民間銀行の借かん、債券取得等となっている。一方公的借かんの方は18%が贈与、32%が借かんで、内20%が2国間ベース、12%がマルチラテラルのものとなっている。

この最後の点はネット・ベース（この場合は既述の通り1968～70年の平均）でみると、ODA総額のうち、マルチラテラルの援助は3億8,140万ドルで15.9%、2国間の援助総額は7億2,670万ドルで30.4%、これには開発援助以外の公的フローが入っていないのでこれを含めれば、グ

ロスの場合に近い構成になるものと思われる。

さて以上は普通ラテン・アメリカと称されている20の共和国（LAFTA加盟の11ヶ国、中米共同市場加盟の5ヶ国およびパナマ、キューバ、ドミニカ共和国およびハイチの20ヶ国である）についてみたもので、ECLAが一貫して採用してきたラテン・アメリカの定義にしたがったものである（従ってOECD-DAC発表のものは筆者が上記20ヶ国だけについて計算しなおしたものであり、また上記引用の世銀発表の数字はハイチ・キューバが入らずにグヤナ、ジャマイカ、トリニダード・トバゴの3ヶ国が入ったものである）。ここでラテン・アメリカ20ヶ国のほかにカリブ海諸国を加えると（これはラテン・アメリカ語圏と一括して呼ばれることもあるが、世銀のように米州発展途上国等と呼ぶ方が正確であろう。）、英領、仏領の自治国や最近の新興独立国が入ってくるので状況はやゝ異なってくる。すなわち、フランス・イギリスのバイラテラルな援助やECの援助などがこれらの地域にかなりあり、1968～70年の平均では、その額が約2億ドルに達している。

米州発展途上国への1970年のODA総額（ネット・ベース）は15億2,562万ドル、1971年のそれは15億5,229万ドルで殆んど増加していない。このうち、バイラテラルの分が1970年8億6,738万ドル、1971年8億1,992万ドルで、マルチラテラルの分はそれぞれ6億5,824万ドル、7億3,237万ドルと、マルチラテラルの方が増加している。1969年にはマルチラテラルの援助額は4億1,037万ドル、バイラテラルの援助額は8億4,559万ドルであったから、マルチラテラルの援助は急速に増加し、援助総額に占める地位を高めたことがわかる。

次に技術協力の割合をみると、1970年の米州発展途上国への技術協力の総額はDACの資料によると2国間援助のみで1億7,815万ドルに達し、これは2国間のODA総額の20.5%にあたる。このほか国連および地域国際機関等の行なっている技術協力が少なくとも7,500万ドル程度に達すると考えられるので米州発展途上国における技術協力の総額は約2億5,000万ドル、ODA総額に占める割合は16%程度に達するものと推定される。以下多国間、2国間および国連の夫々に関しその経済協力の概要をみることにする。

## b. 多国間経済協力

既述の通り外国直接投資を除く援助総額に占めるマルチラテラルな援助の割合は、ラテン・アメリカにおいてネットで15.9%、グロスで12%に達し、また厳密な意味での公的開発援助総額に占める割合は、米州発展途上国において1969年32.7%、1970年43.1%、1971年47.2%と次第に高いものとなってきている。このマルチラテラルな援助の占める割合は他の地域と比較しても非常に高い（発展途上国全体の平均は23.7%、アジア15.7%、アフリカ24.6%いずれも1971年）。

このラテン・アメリカにおける多国間援助は、世銀と米州開発銀行（IDB）によってほぼ5割ずつを担当している。すなわち、1969年～1971年の平均では、世銀2億4,320万ドル、米州開発銀行2億5,490万ドルとほぼ等しい。また世銀にIFCとIDAを加えた世銀グループの同3年間の平均は2億7,230万ドルとなって米州開発銀行を上回っている。

1971年までの米州発展途上国に対する融資総額は世銀50億780万ドル、IDA1億7,670万ドル、IFC2億1,730万ドル、世銀グループの総額は54億180万ドルに達している（1971年6月）。これは、1971年までの世銀グループの融資総額199億5,310万ドルの27.1%にあたるが、有利なIDA融資に占める割合は3%と低い。一方IDBの融資総額は1971年12月末において47億4,473万ドルであり、世銀グループとIDBで100億ドルをこえる融資が行なわれたことになる。

世銀グループのこれまでの融資は米州発展途上国ではその46.3%が電力開発に用いられ、これは、世界平均の26.5%よりもはるかに高い割合となっている。電力については、道路建設等の運輸関係が高く（25.9%）、これに通信・水道・下水を含めたインフラストラクチャー関係融資は78.4%を占め、世銀グループのラテン・アメリカ向け融資はインフラストラクチャー中心であったことがわかる。農林漁業は10.8%、工業は8.7%で、生産に直接つながった融資は20%に達していない。世界平均では、農林漁業、工業、総合開発および工業品輸入のための融資が33.6%に達している。

これに対して、IDBの融資は、農業（24.5%）工業（14.2%）の

比重が高く、電力(15.6%)、運輸・通信(18.3%)、水道・下水(11.4%)をあわせたものと同じ位の水準となっている。またこのほか、都市開発と住宅建設に7.5%、ラテン・アメリカ諸国からの輸出融資に1.6%が用いられ、これは世銀グループの融資にはみられない項目である。また、IDBはプロジェクトの必要額の100%を融資せず、融資分はプロジェクト総額の約3割程度であるが、農業・工鉱業の投資プロジェクトではとくにこの現地負担分が大きく、IDBの融資したプロジェクトの総額でみた場合は、農業が約31億ドル、工鉱業が約28億ドルで両者で全プロジェクトの総コスト136億ドルの43.4%に達している。

国別にみると、世銀の場合は、1972年6月現在の累積融資額は、ブラジル14.6億ドル、メキシコ13.5億ドル、コロンビア9.7億ドルの3国が高く、全体の50%をこえており、アルゼンチンの5.3億ドル、ベネズエラの3.6億ドル、ペルーの2.6億ドル、チリの2.5億ドル、ウルグァイの1.4億ドルが上記3国に次いでいる。これ以外の国に対する融資は1億ドル以下である。

IDBの融資の場合は世銀グループほど集中してはいないが、ブラジルが10億ドルをこえて圧倒的に高く、次いでアルゼンチンが6.3億ドル、コロンビアが4.6億ドル、メキシコが6億ドルでこの4ヶ国で全体の5割をこえる。次いで、ペルーの2.5億ドル、チリ3.1億ドル、ベネズエラの3.4億ドルなどが重要であるが、IDBの場合注目されるのは、世銀では1億ドルに達していない小国のエクアドル(1.4億ドル)、ボリビア(1.2億ドル)、パラグァイ(1.4億ドル)にもかなりの融資が行なわれ、ホンジュラス、グァテマラ、ニカラグア、ドミニカ共和国等で世銀の融資額よりも多くなっていることであろう(以上はIDBの1971年までの累積融資額)。また、IDBの融資のもう1つの特徴は、経済統合を促進するための、地域レベルの融資が未だ小額ながら(7,500万ドル)行なわれていることであろう。

1959年、米州機構加盟国によって設立され、1961年より融資活動を本格的に開始したIDBは上記のように世銀とは明らかに異なった融資の方針を示しており、ラテン・アメリカのマルチラテラルな援助に重要な役割を果たしてきているといえよう。

IDB の資金は通常資金、特別資金、社会進歩信託（米国からの信託）基金およびその他の基金（他の国からの信託基金等）からなるが、このうち通常資金からの融資は期間8～20年、年利6～6.5%と大体世銀なみなのに対して、特別基金の方は10～30年、年利は2.25～4%でIDA（無利子）ほどではないが、かなり有利な融資である。（なお、IDBの通常資金の貸付利率も世銀の利率も最近上昇してきて問題となっている。IDBのは1961年開業当時の5.8%から1970年には8.2%に、世銀のは同じ時期に5.8%から7.0%に増加した。）このため、前者が産業関連の開発プロジェクトの融資に用いられるのに対し、後者はインフラストラクチャー関連のプロジェクトに用いられることが多い。社会進歩信託基金は進歩のための同盟推進のために約5億ドルを米国政府が1961年以来信託している条例の有利な融資で、農業・教育・水道・下水・住宅建設等の社会開発に向けられたが、1965年でプロジェクトのオーソライゼーションを全部終り、その融資実施も1971年までに完了した。

世銀グループ、IDBと性格は異なるが、IMFのラテン・アメリカ向け融資にも触れておく必要がある。IMFからのクロス・ベースの借款は1970年12月までに累積26億ドルに達したが、内補償融資（一次産品価格低下のための）は1億1,800万ドルにすぎなかった。1970年末現在のネット融資額は3億3,500万ドルと非常に低いものとなっている。

最後にサブリジョナルな多国間援助についても簡単に触れておく必要がある。ラテン・アメリカでは他の地域にさきがけ経済統合を開始し、ラテン・アメリカ自由貿易連合（ALALC又はLAFTA）、中米共同市場（MCCA）、アンデス共同市場およびカリブ自由貿易連合（CARIFTA）があり、これらのそれぞれは事務局を持って経済統合のための活動を行なっているほか、中米共同市場は中米経済統合銀行、アンデス共同市場はアンデス産業公社（CAF又はCORFO・ANDINO）；CARIFTAは、1970年以降活動を開始したカリブ開発銀行を有している。CAFにはアンデス共同市場加盟国のほかヴェネズエラが加盟しており、またカリブ開発銀行にはCARIFTA加盟国のほかカナダ・英国・コロンビアが加盟している。中米経済統合銀行は1962年から1969年までに約2億ドルの融資を行なってきた。（こ



れはAIDおよびIDBからの借かんを利用したものである。)しかしその後、中米共同市場は周知の如くエル・サルバドル、ホンジュラス間のコンフリクト以来正常に復していない。アンデス開発公社は1971年にはじめての融資をボリビアとエクアドルの2ヶ国に対して与えた。(しかし280万ドルと小額であった。)これら経済統合のためのサブリジョナルな金融機関は今後強化され重要な役割を果たしていくことになると思われる。

### c. 2国間経済・技術協力

2国間経済協力のなかで最も重要なのはいうまでもなく米国のそれである。最近比重が下りつつあるとは言え、1971年における米国の米州発展途上国に対する援助額は4億2,100万ドル(ネットベース)に達し、多国間・2国間の公的開発援助総額15億5,200万ドルの27.1%を占め、またバイラテラル援助のみ(DAC諸国の)の総額8億2,000万ドルの51%と約半分を占めている。しかし、1969年は5億6,000万ドル、1970年は5億700万ドルであったから米国の援助総額(ネット)は下っており、またその多国間・2国間公的開発援助総額に占める比重も1969年の44.6%、1970年の33.2%と比較して明らかに下がっている。

米国の場合クロスでは、このほか輸出入銀行のサブライヤーズ・クレジットがあり、3億ドル近くに達するが、返済を差し引いたネット・ベースでは1960年代半ばにはマイナス、1968年以降も5,000万ドル程度である。

1961年～1970年の10年間をとった場合ネットの米国からの公的な資金流入は56億ドル(内、AID 49億4,000万ドル、輸出入銀行4億6,700万ドル、パンアメリカンハイウェイ平和部隊等その他の資金2億1,000万ドル)に達し、先に述べた世銀、米州開発銀行のこれまでの融資額をそれぞれ上回る額となる。

米国の経済協力の重要な特徴は、進歩のための同盟という特別なシステムのもとに、ラテン・アメリカ諸国の合意を得ながら行なわれてきたことである。

進歩のための同盟は1961年のブダ・デル・エステ憲章の将棋をもっ

て発足したが、進歩のための同盟の目的を達するために、1960年代に200億ドルの援助を行なうこと、その条件は緩和されたもので大部分は公的資金からなること、その代り、受け入れ国の自らの努力と制度的改革を含む具体的プランに対して、その社会的経済的發展のために行なわれるということがうたわれていた。

しかし10年間の実績はグロスの許可ベースで100億ドル(輸出入銀行の33億6,700万ドルを含む)に達しただけで目標とは相当はなれたものとなった。これは特に1968年以降の援助額の減少によるもので、米国議会の消却的な態度のほか、1971年に深刻化した米国内国際収支の危機にもよるものである。なお、1971年8月に10%の輸入課徴金の発表の際米国内は海外援助の10%削減も発表した。これはラテン・アメリカに対してのみは適用されないこととなった。

米国の貸付条件も次第に厳しくなっており、ECLAの文書によるとAIDの援助の年利率は1961年の1.9%から次第に上って1970年には3.0%となり、また輸出入銀行のそれは、5.5%から6.0%となった。もっともこの上昇は米州開発銀行や世銀ほどではない。またAIDの援助は最近米国内の一部融歩(1969年)が行なわれたが、従来は完全なタイドローンで、米国内の援助で買えるものは国際市場価格よりも平均30%高くなっているといわれ、また米国内船船使用義務の問題もある。

米国内のラテン・アメリカに対する援助の内訳を見ると、認承ベースでは、1961~1970年の10年間に、AIDの借款が最も多く、35億3,500万ドルに達した。これに次いで、米国内輸出入銀行の融資が同じ期間に33億6,700万ドル、またAIDの贈与8,590万ドルがこれについている。AIDの援助には、第1に地震その他の災害に対する緊急援助や国内庫赤字に対する援助からなるものが年平均8,300万ドルあり、例えば、1962年にはチリ地震に対し1億ドルが支出されている。第2に特定のプログラムに対して行なわれるプログラム別の融資があり、これは1960年代の半ばに多額に達したが1969年、1970年には著しく下った。第3に「進歩のための同盟のための贈与(主として技術協力)」がある。

次に輸出入銀行の融資は米国内からの輸出のためのサプライヤーズ・クレデ

イトであるが、1966年までは、輸出入銀行の借款のリファイナンスや国際収支赤字を救済する融資も行なってきた。これは1961～66年に年平均9,190万ドルに達している。

AID および輸出入銀行による援助のほかに「平和のための食料援助」があり、これは1961～70年に年平均1億5,600万ドルに達し、うち緊急食料援助(贈与)は年7,200万ドルにのぼっている。

また1960年代の半ばまではかなり多額の(1961～70年平均5,900万ドル)米財務省からの国際収支を安定させるための短期融資が行なわれたが、1969年以後行なわれていない。そのほか有名な平和部隊の南米向け支出およびパン・アメリカンハイウェイ建設のための援助が合わせて年平均2,530万ドルに達した。

さて、すでに述べたように米国の援助は「進歩のための同盟」という目標をはっきり持った統一的プログラムによって行なわれてきた。進歩のための同盟に関する研究、その成果に対する評価や批判の文書は多いのでここでは詳細に立入ることを避けるが、1971年におこなわれたCIESの「進歩のための同盟」達成状況の分析に照らしながら簡単にみておくことにしたい。

進歩のための同盟(フンタ・デル・エステ憲章)の掲げた目標は94にのぼり、一人当たりGNPの増加等のマクロ指標にはじまって、所得再配分、産業別成長目標、産業のためのインフラストラクチャー、教育・住宅・保健等の社会改革、経済運営における計画化の推進というようなインスティテューショナルな側面、地域経済統合、地域金融、技術協力といった、地域協力等のほとんどあらゆる分野にわたっているが、米国の資金的援助は主として産業開発、インフラストラクチャー、社会開発に利用されてきた。

フンタ・デル・エステ憲章の一人当たりGNP最低成長率の目標は2.5%であったが、実績はこれに近い2.4%が達成された(1961～70年ラテン・アメリカ全体)。しかしこれは60年代末のブラジル、コロンビア等の成長のために達成されたもので(1968～70年ラテン・アメリカ平均は3.6%)、多くのとりのこされた国がのこった。しかし、人口の成長率が50年代の2.8%に対し、60年代は2.9%に上ったのにもかかわらず、50年代の一人当たりGNP成長率2%にくらべて60年代2.4%の実績を得たこと

は評価されなければならない。

第2の目標として工業化の推進、工業における雇傭の増加がかかげられていたが、工業成長率は50年と変わらず60年代も年率6.2%で、雇傭の増加率も好転しなかった。

対外貿易面では輸出産品の多様化を掲げていたが、食料・原料・燃料の輸出総額に占める割合は89.9%（1960年）から83.4%に下った。また製造工業品の輸出拡大もわずかながらみられた。

社会開発面で初等教育の普及住宅建設などでかなりの成果がみられた。初等教育については最低6年間の無償の義務教育を普及することであったが、就学率（7才から14才までの児童の）は1950年から1960年の10年間には50%から60%に増加しただけであったのに対し、1965年には70%に達し、1968年には10ヶ国で80%を越えた。CIESの文書によれば、1960～65年の年率5.5%での就学児童の学籍数の増加が1970年まで続いたとすればその増加は420万人となり、ほと目標が達成されたとしている。

住宅建設は、公共機関による低所得層用住宅建設が1960～69年に年率18%で増加し、1969年における1年間の建設戸数は27万8,000戸に達したとしており、これに民間の建設を含めれば相当な増加であるが、農村からの都市への移住等から住居不足は多数の国でかえって増加している。

都市住民の少なくとも70%、農村住民の少なくとも50%に対する水道の普及の目標は、都市については22ヶ国中19ヶ国が達成したが農村については4ヶ国にすぎなかった。下水も同様な目標が掲げられていたが達成率はより低いものにとどまった。また病院のベッド数は68万5,000から84万3,000に増加したが、住民一人当たりの数は増加していない。

さてこの「進歩のための同盟」がどのように運営されてきたかについても簡単に触れておく必要がある。

各国の開発計画のための外国からの融資を確保し、かつ個々の孤立したプロジェクトに対するファイナンスではなく統一的なプランに対してのファイナンスを促進するために、フンタ・デル・エステ憲章は、いわゆる九賢人委員会（ノミナ・デ・ロス・ヌエベ）をCIESに属する機関として設置した

が、この委員会が各国のプランを審査し援助を決定する役割を果たすことに対する反発（本来、各国のプランの提出は自主的なものでその審査は各国が融資をうるのを援助するためとされてはいたが）、CIES が毎年各国の国別レビューを行なうことの困難、進歩のための同盟の理念と援助を実施する米側との直接担当者との感覚のずれなどがあって、1962年の第1回の進歩のための同盟実施の検討の機会に早くも制度的改革の必要が確認された。この会議でCIES はコロンビアのアルベルト・ジェラス・カマルゴおよびブラジルのジュセリーノ・クビチェキ（2人とも元大統領）にその改革に関する検討を依頼した。

彼等の意見にもとずき、第2回CIES 閣僚会議（1963年、サン・パウロ）はCIAP（進歩のための同盟・全米委員会）を設立する重要な決議を採択した。これはCIAP という強力な全米のいわばインターガバメンタルな機関を設置することにより、各国政府の意志を反映させながら進歩のための同盟を方向づけ、また進歩のための同盟が米国の援助のプログラムでなく、ラテン・アメリカのイニシャティブのもとですすめられるようにするという、「進歩のための同盟」のマルチラテラル化を計ることをねらったものであった。

CIAP の重要な役割の1つは国別の年次審査でこれは1964年以来延べ140の審査を行なったことになる。また1970年以来米国も審査対象に加えた。さらにCIAP はこれら国別年次審査をフォロー・アップする活動を行なってきた。これは各国のために援助の認承とその実施を促進することにある。このフォロー・アップの1つとして、CIAP インターエイジェンシアル・アドバイザー・グループの会議開催が行なわれている。このグループはラテン・アメリカに対する主要援助供与機関すなわち、IDB、世銀、米国AID、およびCIAP事務局よりなり（普通スペイン語の略でGAIと略称）、国際援助機関の援助および国内資金動員に関する意見を各国に伝える会議を開いている。CIAP は各国と各金融機関をとりもつような役割も果たしているわけである。

いうまでもなく米国はそのバイラテラルな援助の実施にあたりCIAP の研究・審査その結果としてのリコメンデーションを利用してきている。1966

年の米国対外援助法のフルブライト修正は各国への進歩のための同盟に従った援助にはCIAPの積極的リコメンデーションを必要条件としている。

GAIを通じての活動によりCIAP事務局員は米国AIDの「進歩のための同盟」の援助の検討に参加し、当該融資がその国に定められたプライオリテイに合ったものか等を指摘している。またIDB総裁はCIAPの恒久的アドバイザーとなっており、IDB融資の決定の際にCIAPの国別研究の結論、リコメンデーションが基礎となっていることはいうまでもない。

世銀はもともと進歩のための同盟とは何らのコミットもないのであるが、1971年に協働体制が出来上り、CIAPは世銀ミッションのプログラム別研究を利用することとする一方、国別研究は世銀自身では行わず、CIAPのものをベースとすることとなっている。

このほかCIAPは、他の国際機関や地域経済統合の各機関と密接な関係を維持してきている。

なおCIESの九賢人委員会は、1966年CIES会議で委員を6人にへらされ、またCIAPに属することとしたため、委員が辞表を呈出し、事実上姿を消した(正式には1969年)。

また、プンタ・デル・エステ憲章の定めるところにより各種のワーキング・グループが設置されたが、このなかで最も重要な役割を果し自立的機関となったのがCIDA(全米農業開発委員会)で、1961年から1967年までラテン・アメリカの農地改革に関連する研究と各国に対する技術協力を行ない、1967年よりCIAPの諮問機関となった。また、OAS、ECLA、IDBの三者税制プログラム、および三者開発計画委員会も重要な役割を果たした。また1968年には、進歩のための同盟とは直接関係はないが、CIESの決定で全米輸出振興センター(CIPE)が設置され、ボゴタとサン・パウロで活動を行なっている。

さて、CIAPは1969年のOAS憲章の改正(原憲章は1948年より発足)によってさらに強化された。まず、CIESおよび教育・科学・文化全米理事会をOASの常設理事会と同格とし、あわせて、OAS憲章そのものに進歩のための同盟の諸原則を盛りこんだのである。また、改正憲章はCIESに常設執行委員会を設置することを定め、進歩のための同盟の実施

中はCIAAPをもってこの常設執行委員会とすることとした。

「進歩のための同盟」に対する批判は多く、また米国の経済援助自身も最近かなり停滞してきているが、上記のようにしてその実施の方法は次第にラテン・アメリカに関する限り援助受入れ国の参加した、しかも多角的統一的体制が整備されてきているということが出来、これは、他の低開発地域にさきがけておこなわれてきた、注目すべきシステムであると思われる。

米国はまたラテン・アメリカ地域との貿易拡大をめざして(特にラテン・アメリカからの輸入)行なわれたラテン・アメリカ側の提案を受け入れ、協議・交渉特別委員会(CECON)を設け、ラテン・アメリカ関心産品の関税・非関税障壁軽減の協議・交渉を地域レベルで行なっている。これは、ラテン・アメリカ諸国が対域外経済政策を共同で行なっていくため(対主要先進国対策、対UNCTAD対策など)、1964年に設置した関係会議、CECLA(ラテン・アメリカ調整特別委員会)の決議(1968年のピーニャ・デル・マル・コンセンサス)にもとづいて1970年の第8回CIES特別会議で創設が決ったものである。

米国の技術協力について簡単に付け加えよう。DAC資料によると、米州発展途上国におけるバイラテラルの技術協力は総額1億7,800万ドルに達したが、そのうち1億ドルは米国の技術協力で、資金協力と同様米国は高い地位を占めている。またCIESの資料によると1963~67年におけるラテン・アメリカにおける技術協力の45.8%は米国の政府機関によるものであり、また9.7%は米国の民間機関によるものであわせて55.5%に達している。同じ資料によると、1963~69年における米国政府の技術協力の額は年平均1億ドル強で7年間で約7億5,000万ドルに達している。このうちAIDの技術協力が毎年約9,000万ドルに達し、また、平和部隊の支出が2,500万ドル程度ある。AIDの技術協力は、AIDの贈与として発表されている項目の大部分を構成し、その多くは「進歩のための同盟」御に依拠して行なわれている。受入れ国別では1963~69年についてみると、ブラジルが圧倒的に多く、1億2,300万ドルに達し全体の19.5%を占めている。あとは国の規模にあまり関係なく、ボリビア、パナマ、コロンビア、チリ、エクアドル、ペルー、パラグアイの比較的小国が5%~5.5%を占めてブラジルに次ぎ、これに対し、アルゼンチン、メキシコはそれぞれ2.2%、0.3%といずれも低い。

このほか地域レベルのものが13.0%に達している。平和部隊派遣では、ブラジル、コロンビア、ペルー3国が圧倒的に多く(1963~1969年でそれぞれ15.8、14.2、10.5%)、ボリビア、チリ、エクアドル、ベネズエラが7%台でこれに次いでいる。

なおOASおよびIDBも計画的な技術協力をラテン・アメリカ諸国に対して行っており、便宜上ここで述べておく。OASのは、年間総額1,000万ドル程度と額は小さいが、長い経験にもとずきユニークな研修コースや地域開発調査などを行なっている。総額の約半分が科学・技術開発向けであり教育・地域開発等がこれについでいる。国別ではブラジル、アルゼンチンが高く、コロンビア、チリー、ペルー、ベネズエラ、エクアドル、メキシコがつづいている。

これに対して、IDBの技術協力は、プロジェクト・ファイディング的なものや、国際金融機関に申請しうるような適切なプロジェクトの作成を援助するといった性格のものが多い。小国の後発発展途上国ほど適切に準備されたプロジェクトの欠如のため融資を得ることが不利となりやすいので、

IDBでは、ボリビア、パラグアイ、ドミニカ共和国、エクアドル、中米諸国といった国の農業開発プロジェクトのアイデンティフィケーションや準備を援助したり、これらの国の水道・下水設備・教育施設のプロジェクトの準備を援助している。また一部の国については開発担当政府機関の整備の援助を行ったり、経済統合に関連する研究機関の活動の援助も行なっている。IDBの技術援助は1961年以降ネットで1億8,200万ドルに達したが内3,900万ドルのみが贈与で他は返済を要する。また1970年の技術協力額は2,100万ドル、1971年のそれは3,000万ドルに達している。

このようにして米州関係機関(IDB, OAS)の技術協力額は4,100万ドルに達し、これに米国政府(主として進歩のための同盟)のを合わせると総額1億4,100万ドルに達するわけであろう。

\* \* \* \*

次にEC6ヶ国のバイラテラルな米州発展途上国向け政府援助は1960年7,000万ドルにすぎなかったが、1966年には1億7,500万ドルに、1968年には2億ドルに達した。これとともにEC諸国の発展途上国向け



援助に占める米州諸国の割合も1960年の10%から1968年の12.5%に増加している。(いずれもネット・ベース)さらに、EC政府開発援助(ODA)はDACの発表によると、1969年には2億4,500万ドルに、1970年には3億200万ドルに、1971年には3億2,200万ドルに増加し、総援助額に占める米州諸国向け援助の割合も17.0%に達した(1971年)。

国別ではフランスの援助額が最も大きく、1966年に政府援助は1億5,000万ドルに達し、(内1億2,000万ドルは贈与)、また1971のODAは1億8,800万ドルに達した。西ドイツ・オランダがこれに次ぎ、特に西ドイツは1969~1971年に急速な増加を示し、1971年には8,200万ドルとなっている。オランダも増加し、1971年には5,100万ドルに達している。(以上いずれもネット・ベース)これに対し、ベルギーは少額、イタリアはここ数年返済受取りの方が多くてネットではマイナスとなっている。

ところで、以上は米州発展途上国に対する援助で、ラテン・アメリカ20ヶ国に対するものではない。既に述べたようにEC諸国の場合は、カリブ海旧植民地等への援助が圧倒的な割合を占めるので、ラテン・アメリカ20ヶ国のみに限ると援助額はずっと小規模なものとなる。すなわち、1967年にはEC全体で9,170万ドルに達したのみで、このうち、フランスは1200万ドルにすぎず西ドイツが5,800万ドルとなっている。従って1969年から1970年にかけての政府開発援助額の増加もその多くは、カリブ海諸国向けでラテン・アメリカ20ヶ国のみでは総額1億ドル強程度であったものと推定される。

なおECからはODAのほか、かなり多額の輸出のサプライヤーズ・クレジットがあり、1967年には1億1,500万ドル(ラテン・アメリカ20ヶ国のみ)に達し、うち西ドイツからの分が大きい。

EC以外では、今度EOに加盟したイギリスおよびカナダが重要で、イギリスの政府開発援助は米州発展途上国に対し、1967年3,400万ドル、1970年3,600万ドル、1971年に6,100万ドルに達し、カナダの援助は2,200万ドル前後(1969~71年平均)となっている。

ヨーロッパ諸国の援助は、一般にラテン・アメリカに対してはその貿易規

模および民間直接投資規模の割には援助額が少ないことが指摘されている。特に EC はヤウンデ協定加盟のアフリカ諸国に対しては「ヨーロッパ開発資金」(FED) による援助が行なわれ、旧植民地に援助が集中しているのに対し、ラテン・アメリカに対してはすくなくともこれまでのところ、EC 諸国の共通援助政策さえも行なわれていない。

このためかねてから、EC からの援助方法や改善が融資の利率低下およびそのアンタイト化とともに要望されてきた。1970 年米州開発銀行総裁は EC を訪問の際「ラテン・アメリカのためのヨーロッパ投資基金」を創設し IDB が運営する。ラテン・アメリカ統合のための「投資前調査基金」への参加等を提案している。EC はヨーロッパ投資銀行 (BEI) をもっており、これは当初 EC 自身の経済開発のためにつくられたが、後に域外プロジェクトにも融資しうることとなった。

ヨーロッパ諸国の米州発展途上国向け技術協力は 1970 年に総額約 7,800 万ドルに達し、内 6,000 万ドルが厳密な意味でのラテン・アメリカ 20 ヶ国に対するものと推定される。国別では西ドイツがきわめて重要で 4,800 万ドルに達し、これにフランスの 1,300 万ドル、イギリスの 650 万ドル (この 2 ヶ国の場合は旧植民地を含む) がつづいており、これ以外の諸国は 200 万ドル台以下にすぎない。

EC の技術協力は一般の経済協力と同様、各国バラバラに行なっており、統一体制は出来ていないが、EC はレバノンに対して統一的技術協力協定を 1965 年に結んでおり、ラテン・アメリカに対しても将来 EC の技術援助グループを通じて統一的技術協力を行なっていく可能性がある。この点で注目されるのはラテン・アメリカと EC の関係に関するマルティノー報告で、将来の EC のラテン・アメリカに対する技術協力をその発展段階に対応して多様化していくことを提案していることである。この内容については後に詳述する。

最後に日本の経済・技術協力については、経済協力白書等に発表せられて

いるのでここでは、ただその規模が他の先進諸国と比較しても(すなわちラテン・アメリカに対する援助総額における日本の比重)、また、日本のラテン・アメリカに対する貿易規模と比較しても著しく小さいことを指摘しておきたい。

すなわち、直接民間投資、輸出サプライヤーズ・クレジットを含めた額は2億8,000万ドルで我国援助総額に占める米州発展途上国向けの割合は16.6%となっているが、政府開発援助はネット・ベースではここ数年米州発展途上国に対しては1,000~1,500万程度のマイナスになっており、日本の政府開発援助がアジアに集中していることはよく知られている。

また技術協力についても1970年153万ドルでDAC加盟国の米州発展途上国向け総額1億8,700万ドルの1%にもみならず、これに後述するUNDPか米州機構、IDBなどの技術協力を加えた米州発展途上国に対する技術協力総額に占める我国の割合は著しく低いものである。

#### d. 国連の援助

国連の諸機関の援助は、米州発展途上国において次第に増加しつつあり、1969年5,900万ドル、1970年6,100万ドル、1971年6,700万ドルとなり、この地域のマルチラテラルな援助総額の約1割に達しているが、UNDPの技術協力がその中心であることはいうまでもなく、他の国際機関の如く融資分は殆んどなく贈与を主体としている上、現地側出資分もあるので、マルチラテラルな援助のなかで国連の果している役割はかなり高いとみてよいであろう。

技術協力に限ってみると、既述のとおりDAC加盟諸国のパイラテラルな技術協力総額が1970年に1億7,800万ドルとなっており、国連機関の

援助額はその年に6,100万ドルであったから、米州諸国における技術協力の約4分の1が国連関係機関によって担当されているとみることが出来よう。またCIAAPの報告によると1963～67年においては国際機関による技術協力はラテン・アメリカ諸国における技術協力総額の33.6%に達したとされている。但し、この中には国連のほかOAS、IDBが入っているので、国連だけの場合はやはり25%程度とみてよいであろう。

国連の技術協力の資金源別の内訳をみると、1971年において、米州発展途上国に対する援助総額6,700万ドル中、5,036万ドルがUNDP、777万ドルがFAO、ILO、WHOその他国連専門機関の独自の正規予算によるもの、残りが正規予算外の資金(アソシエート・エキスパート、信託基金、自主拠出金など)によるものであった。

国別では、1971年12月末までのUNDP特別基金の累積支出額(米州発展途上諸国総額は2億1,000万ドル)でみた場合、チリが最も高く2,010万ドル、次いでブラジルが1,789万ドル、コロンビアが1,625万ドル、ペルー1,524万ドル、アルゼンチン1,426万ドル、メキシコ1,361万ドルの順となっている。また地域(2国間以上にまたがる)プロジェクトが3,440万ドルに達している。

周知の如くUNDPは1970年代に入ってから重要な改革を行ない、従来 of 受入れ国側の要請に応じてプロジェクト毎にケースバイケースで決定していくいき方から、プロジェクト間の関連、国の開発計画に位置づけたプロジェクトのプライオリティおよび他の種類の援助との調整を考えた統一的なプログラムをもって決定していくカントリープログラム方式を採用した。また、5年間に供与しうる資金額のインディカティブな計画目標も国毎に示されることとなっている。ラテン・アメリカでは、アルゼンチン・チリ・コロンビア・ペルー・パナマ・コスタリカ・ベネズエラ・ホンジュラスのカントリー

一・レポートがすでに認められており、ブラジル、キューバなどのカントリー  
一・レポートも準備が終っている。

また今回の改革でUNDP事務局に地域別部局が設けられ、地域毎にその地域担当アシスタント・アドミニストレーターがおかれることとなったが、ラテン・アメリカの担当には、チリの前外務大臣のガブリエル・バルデス氏が就任した。

FAOは、チリのサンチャコにラテン・アメリカ地域本部をおき、UNDP資金によるプロジェクトの実施（農業関係分）のほか、FAO独自のプロジェクトを多数実施し、約300人のエキスパートがこれらのプロジェクトで活躍している。

### Ⅲ 国連ラテン・アメリカ経済 委員会 ( ECLA ) の活動

#### a. ECLAの組織機能

ECLAは国連機構上は他の地域委員会 ( ECAFE, ECA, ECE ) と同様、国連社会経済理事会 ( ECOSOC ) の下部機構で、加盟国は、1973年現在29ヶ国となっている。すなわち、南米10ヶ国 ( アルゼンチン、ブラジル、チリ、ペネズエラ、コロンビア、ペルー、エクアドル、ボリビア、パラグアイ、ウルグアイ )、メキシコ、中米の6ヶ国 ( グアテマラ、ホンジュラス、コスタ・リカ、ニカラグア、エル・サルバドル、パナマ )、キューバ、ドミニカ共和国、ハイチのいわゆるラテン、アメリカ20ヶ国および、米、英、イギリス、フランス、オランダ、カナダの原加盟国25ヶ国のほか、旧植民地から独立した、ジャマイカ、トリニダッド、トバゴ、ガイアナ、バルバドスの4つの新加盟国からなっている。さらに、西ドイツ諸島諸国、英領ホンジュラス ( Belize ) が準加盟国となっている。

ECLA本部はチリのサンチャゴにあるが、ほかにメキシコ・シティ、モンテビデオ、リオ・デ・ジャネイロ、ボゴタ、ワシントンおよびトリニダッド、トバゴに支部または事務所をもち、後述の姉妹機関ILPESとあわせて、ECLA事務局員は500人に近いといわれる。

国連の地域委員会のなかでも歴史が古く、1948年に創立され、1973年には25周年事業が行なわれる。

ECLAの活動の主たる目的は、ラテン・アメリカ諸国政府が経済発展を促進し、その国民の生活水準を向上せしめるのを援助し、さらに域内各国間の経済関係の緊密化とラテン・アメリカ諸国と域外国との経済関係の拡大を促進することにあるとされ、有名な元ECLA事務局長、前ILPES所長のプレビッシュは、この目的のため、ECLAはILPESとともに、調査・研究、各国政府への勧告、および研修の3つの事業を同時に行なっていかなければな

らないとした。

ECLAの目的・機能は、他の地域委員会と大きく異なるものではないが、その活動の内容には、後にのべるように多くの特色がある。

ECLA事務局は、事務局長官房のほか、開発調査部、通商政策部、工業開発部、農業部（FAOと共同）、社会開発部、統計およびプロジェクト部、運輸通信部、天然資源および環境部、事業部（主として技術援助の調整）、会議・文書部、および総務部の11部からなり、このほかに、パブリック・アドミニストレーション・ユニット、輸出開発プログラムなどもおかれている。またラテン・アメリカ・エコノミック・プロジェクト・センターが独立したユニットとしてこれまで活動してきた。

ECLAの活動の中心はECLA総会にあり、1948年の第1回以来1951年の第4回まで毎年開催され、それ以後2年に1回開かれ、また隔年に全体委員会が開かれている。1973年3月のキトー総会は第15回である。

#### b. ECLAの主要活動と特色

ECLAの活動の最も重要な特色の1つは、米国の影響力の強い米州機構の活動に対して、常にラテン・アメリカの立場から、時にその理論的指導者として、時に域外諸国に対する代弁者として活動を行ってきたことであろう。ラウル・プレビッシュという個性の強いエコノミストが長い間（1949年以来13年間）事務局長をつとめたこともあるが、またこのようなECLAの活動の特色は、ラテン・アメリカの利益のみに立つ国際機関としてECLAに対して、ラテン・アメリカ諸国が期待してきたことでもあった。

ECLAのユニークな活動の一つは、まずそのECLAの経済思想による、ラテン・アメリカの経済問題の分析にある。これは、いわゆるプレビッシュ理論を骨子としたラテン・アメリカ各国の経済分析にはじまり、ラテン・アメリカにおける経済統合、工業先進諸国との関係の分析、さらにUNCTAD関連の諸テーマをめぐっての提言など、この分野におけるECLAの積極的な活動は高く評価されているとみてよからう。プレビッシュ理論についてはすで

に多くの研究や紹介もあるのでここでは詳述しないが、その視点がはじめて ECLA の文書にあらわれるのは、第 2 回目のラテン・アメリカ年次経済報告 (ECLA, Economic Survey & Latin America 1949) で、それ以来一貫して、ECLA の思想にもとづく報告が発表され、また 1951 年からは、アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、コロンビア、ペルー、エクアドル、中米諸国などの国別分析も行なってきた。

ECLA が活動を開始したころは、ラテン・アメリカでは、まだ、農地改革や計画という言葉や計画という言葉 (共産主義諸国の計画経済を想起させるため) などもタブーであった。ラテン・アメリカ諸国自身にも、米国にもこれらは歓迎されなかった。それにもかかわらず勇気を持って、これらの必要性を唱え、次第に説得していったのはプレビッシュを指導者とする ECLA 事務局の功績でこの点も高く評価されてきた。米州機構と違い事務局員に各種の思想の持主を偏見なく集めてきたのもこのような ECLA の「学風」とでもいう特色が背景となっている。チリの社会主義政権に閣僚として参加したエコノミストの一部が ECLA の出身者であることはよく知られている。このため一時はプレビッシュに対する一部諸国 (先進国も含め) の風当りは強く、このような ECLA のいき方を阻止しようとする動きもあったが、ラテン・アメリカ側のプレビッシュ支持が強く、この動きは妨げられた。(これらはプレビッシュの著書に彼自身が回想している。)

しかし次第にプレビッシュおよび ECLA の主張はその正当性が認められるようになり、社会・経済の構造的改革の必要とその提言の一部は後に、1961 年、「進歩のための同盟」を発足させた、フンタ・デル・エステ憲章にもとりいれられた。

プレビッシュ理論の 1 つの重要な特色は低開発国の問題を一国だけの経済発展の問題としてだけでなく、南北問題の一貫としてとらえるところにあるが、南北問題という発想の仕方を先進国に説得した点でもプレビッシュおよび ECLA の貢献したところは大きい。南北問題解決への提言は早くから行なわれ、1954 年には ECLA の用意した国際協力と開発援助に関する研究が、全米蔵相会議に提出され、ここには米州開発銀行 (IDB) の設立などの提案も行なわれている。またプレビッシュ指導のもとに用意された、ECLA の



文書の中で、後にUNCTADで問題となる多くの提言（特惠、補償融資等）が早くから行なわれ、1964年にはプレビッシュ自身がUNCTAD事務局長に就任した。

また、プレビッシュ、ECLAのインフレや国内経済の構造的問題に対する考え方は、ラテン・アメリカのエコノミストのなかに「構造派」とよばれる一派を生み出すことにもなる。

このようにして、ECLAの活動はその経済思想の独自性と、ラテン・アメリカの経済政策において果たしてきた指導的役割をもってよく知られており、ECLA自身もこのことから、1968年、「ECLAとラテン・アメリカの経済発展」と題する文書をまとめ、ここにプレビッシュ理論の紹介にはじまり、これにもとづいて、ECLAが20年間にわたって行なってきた調査研究を集約している。

ECLAの活動の特色の第2の点は、ラテン・アメリカの立場に立った活動という点にあり、特に米国等他の先進諸国からの独立を保ってラテン・アメリカ諸国を援助するという点にある。ラテン・アメリカ諸国のみで運営され、ラテン・アメリカ諸国の対UNCTAD対策や、米国、EC等に対する対先進国対策の共同の政策を決定することを目的とする、ラテン・アメリカ特別調整委員会（CECLA）に対する協力援助に力をいれているのもこのためである。CECLAの事務局はフォーマルにはCECLA会議開催国の持ちまわりとなっているが、実質的には（特に文書の作成）ECLAがCECLAの事務局となっている感がある。このようにして、ECLAは、一時的には一部のラテン・アメリカ諸国との関係が思わしくないことはあったが、それはごく例外であって、ほぼ一貫して、ラテン・アメリカ諸国ときわめて密接な関係を保ちつつ活動をつづけてきたということが出来る。

ラテン・アメリカ域内の経済統合に対する援助においてECLAの果たした役割は大きい。ラテン・アメリカの経済統合の必要をはじめて説き、これを次第に各国に説得するとともに、経済統合の準備のための調査研究を行ってきたのもECLAであった。その主張は早くも1950年代はじめにECLA文書にみられ、1951年には中米経済協力委員会がECLAのメキシコ会議にて設立され、また1952年には、ラテン・アメリカ経済統合の可能性の研

研が開始された。この成果はまず、1958年の中米自由貿易および経済統合に関する条約および、1960年の中米経済統合に関する一般条約と中米共同市場の発足、さらに同年のモンテビデオ条約による、ラテン・アメリカ自由貿易連合（ALALC）の発足となって具体化された。ECLAのメキシコ支部が上記中米経済協力委員会の事務局としての役割を果たしてきたことはよく知られている。その後さらに、アンデス5ヶ国によってアンデス共同市場が、カリブ海諸国によってカリブ自由貿易連合（CARIFTA）が発足し、前者に対しては後述のILPESが中心となり、後者に対しては、ECLAのトリニダード・トバゴにおける支部が援助を行なってきた。

1964年には、ECLAの姉妹機関として、他地域にさきがけて、ラテン・アメリカ社会経済計画研究所（ILPES）が設置され、ラテン・アメリカ各国から若い経済計画・政策担当官が集められ、ECLA流の経済思想にもとづいた研修を行なうとともに、各国政府に対し調査ミッションやアドバイザーの派遣を行ない、また独自の研究活動も行なっている。

さて、以上にみたようにECLAは特色ある多くの活動を行なっており、これは、ラテン・アメリカにおける各種国際機関のなかであって、独自の地位を築き、過去25年間において、ラテン・アメリカ各国に対して与えた直接的・間接的影響は非常に大きいものであったということが出来る。これは機構上は類似していても他の国連地域委員会にはみられぬ特徴であるといえよう。

しかしながら、米州機構や経済統合のための多くの国際機関の存在すること、国連自身の予算の不足等もあって、ECLAはこれまで、ECAFEのようにメコン開発、アジア・ハイウェイその他の具体的プロジェクトを殆んど手がけてきていないこと、プレビッシュ理論を基礎としたこれまでの思想から、時代の推移に応じた新しい発想の展開が不十分であることなどの問題点も指摘されており、後述のようにECLAも1つの転換点にさしかかっているといえよう。

### C. ECLAの活動の現況と将来の計画

第3回UNCTADのサンチャゴ開催にそなえての準備、これに対するCECLAの評価のための活動を終えて、現在ECLAの主力は、第2国連開発の10年のラテン・アメリカ地域のエバリュエーションを行なうことに向けられている。これは1960年代のラテン・アメリカの経済発展、対外経済関係等を分析し、1970年代におけるラテン・アメリカ地域における第2国連開発の10年において定められた目標の達成がどのようにすすめられ、またどのようなアクションが必要であるかを検討することであり、1973年3月のECLA第15回総会の主要討議テーマはここにある。創立後25周年をむかえたECLAの今後のあり方もこの検討のなかで明らかになってくるのであろう。

また1973年9月にはキュラサオでECLAの主催による、アカデミックな会議がひらかれることになっており、ここで、過去25年間にわたるECLAの思想を再検討するとともに、1970年代におけるECLAの理論的オリエンテーションが検討されることとなっている。

従って、ECLAキトー総会(政治レベル)とこのキュラサオ会議(エキスパートレベル)は転換期を迎えたECLAの新しい方向をきめていくものと思われる。

ECLAの機構改革も1972年来から1973年にかけて着手された。すなわち、1972年にウルグアイ人のエンリケ・イグレスィア氏がこれまでのカルロス・キンターナ氏にかわって新事務局長に就任し、さらに1973年末には、ILPES所長として強い影響力をもっていた、ラウル・プレビッシュが他の数人のECLA・ILPESの高級スタッフとともに、退陣した。これとともにイグレスィア事務局長は、機構改革と人事移動を行ないつつあり、すでに、技術協力調整の強化のために、事業部を新たに発足させ、また1973年にはじまるGATT通商交渉におけるCECLA諸国を援助するために、通商交渉対策室ともいべきユニットをECLAスタッフと域内の有力専門家を集めて発足せしめた。これは従来のECLAのCECLAに対する援助の強化を目的とするものである。

近い将来の計画として、ラテン・アメリカ・ドキュメンテーション・センターの設置が決定しており、建物はECLA本部構内にオランダの拠出金で建設されることが決定している。このためすでに準備室が発足し、経済・社会開発関係のドキュメンテーションを開始しており、将来はこれを上記センターの計算機に記憶させ広く内外の需要に応じることとなっている。また導入させる大型計算機を利用して、ラテン・アメリカ・コンピューティング・センターをも兼ねるより規模の大きいものにするという構想もあり、ラテン・アメリカの地域レベルでは類似のものはないので、近い将来、ラテン・アメリカの情報・計算センターの役割を果たしていくことになるものと思われる。

ILPESの改革も考えられており、ECLAとの協調の密接化ないし一体化が考慮されつつある。

なお、本稿ではECLAの工業開発部、農業部、社会開発部、プロジェクト・センター、運輸部、天然資源および環境部等の個別分野については殆んどふれる余裕がないが、それぞれ独自の興味ある活動を行なっており、そのいくつかはきわめて注目に値するものである。

#### IV

### ラテン・アメリカに対する我国の 経済・技術協力の展望

#### a. 日本とラテン・アメリカの経済関係の新段階と日本の経済協力

我国のラテン・アメリカに対する経済協力の望ましいあり方を検討する際に、まずそのバックグラウンドとなっている、日本とラテン・アメリカの経済関係の概容とその特色をみておく必要がある。本稿では経済関係に関する詳細な検討を行なう余裕はないが、ただ1970年代に入って日本とラテン・アメリカの関係は明らかに新しい段階に入りつつあることが観察されるので、その主要な点を指摘しておきたい。

第1の重要な点は、1960年代の相互の貿易の急速な拡大を経て、日本はラテン・アメリカにとっての主要な市場の1つとなったことである。すなわち1960年代ラテン・アメリカの日本向け輸出は年率15.6%という急速な増加を達成し、ラテン・アメリカ輸出総額に占める日本向け輸出の割合は1960年代はじめの3%から1970年には7%を占めるに至り、チリの12.0%（1970年）、ペルーの13.5%（1970年）、エクアドルの16.9%（1971年）、および一部中米諸国のように日本に強く依存する国も出てきた。品目別でみると鉄鉱石、非鉄金属鉱石の場合にはラテン・アメリカの総輸出に占める日本向け輸出の割合は1969年に、23.4%、繊維原料の場合には22.5%、穀物、非鉄金属地金ではそれぞれ10.2%、8.4%という高い依存率を示すようになった。このようにして、日本はラテン・アメリカにとって1960年代はじめのマージナルな市場から最も重要な市場の一つに急速に転換したということが出来よう。

第2の点は、1971年以降にみられる顕著な日本側の出超傾向である。1960代は一貫してラテン・アメリカ20ヶ国に関する限り、ラテン・アメリカ側の出超で、日本とラテン・アメリカの貿易関係は大体均衡して推移してきたが、1971年に急激にラテン・アメリカ側の入超に転じたのである。

これは我国の貿易収支の大巾黒字基調の定着という一般的傾向の反映とだけみるわけにはいかないほど大巾なものであった。すなわち、1971年の日本のラテン・アメリカへの輸出増は前年比38%と日本の世界への輸出総額の増加率24.3%よりも大巾に高く、しかも日本のラテン・アメリカからの輸入は、日本の世界からの輸入総額全体は4.4%の増加であったのに対し、2%の減少を記録したのである(cifベース)。1972年にもこの傾向はつづいており、やはりラテン・アメリカ側の大巾入超になる模様で、輸出輸入各品目の増減の推移を詳細に検討すると、短期的要因もあるが、構造的要因によるところの大きいことが確認される。

第3に挙げなければならないのは、1970年代に入ってからからの我国のブラジルを中心とする民間直接投資の急増である。ラテン・アメリカに対する我国の民間投資は、ウジミナス製鉄所やイシカワジマ・ド・ブラジル、ブラジルにおける繊維企業の進出、メキシコ、ペルーをはじめとする自動車企業の進出など1960年代のなかばあたりまでは、他の地域よりも投資額が多かったが、その後一時停滞していた。しかるに1968年以降のブラジルの急速な工業化と高度成長、日本側の海外進出ブームから再び急増しはじめた。この傾向はブラジルのみにとどまらず、対日接近を行ないつつあるメキシコやアンデス諸国にも次第にひらがるものと思われる。

日本とラテン・アメリカの経済関係の急速な拡大を反映して、両者から積極的なアクションが1970年代に入ってからとられるに至った。我国からのアンデス諸国等への土光ミッション、ブラジルへの経団連ミッションをはじめとして、経済関係のラテン・アメリカ向けミッションは急増していることは周知のとおりである。一方、ラテン・アメリカ側も、米国への依存関係からの脱却、米国の援助の頭うち、米国との貿易拡大の伸びなやみや、アフリカや旧植民地と地域ブロック(地域特惠や援助など)を形成しつつあるECに対し多くを期待し得ない見通しから、日本市場に対する接近をはかりはじめた。メキシコ大統領の訪日をはじめ、ブラジルのデルフィン・ネット蔵相の数度にわたる訪日、ペルーの鉱業大臣をはじめとするミッション、アルゼンチン・チリの中央銀行総裁の訪日などのバイラテラルの動きのほか、地域レベルでの接近も試みられつつある。

まず、アンデス共同市場は1971年3月「クスコ宣言」を採択し、執行委員会および事務局に対し、域外国との協力方法の検討を要請するとともに、「協力の可能性の特に大きい」日本に対して優先的にそれを開始するよう要望し、この決定にもとづき、1971年10月アンデス共同市場のミッションが我国を訪れ、日本政府との間に、アンデス共同市場と日本との定期的協議機関の設置を含む、いくつかの合意点に関する共同声明を行なった。

さらにより重要だと思われるのは、1972年9月のサンチャゴにおける第14回CECLA会議においてはじめて、ラテン・アメリカと日本の関係が討議され、討議の結果、同会議によって、「ラテン・アメリカと日本の関係」に関する決議が採択された。これはラテン・アメリカの地域レベルで日本に対してとられた最初のアクションであり、すでは米国との関係（CECONの設置）およびECとの関係（協議機関の設置）につづいて、日本との関係についてもCECLA加盟国共同で対処し、望ましい経済関係の拡大、協力の拡大を求めているとする意図をもつものであることはいうまでもない。

この宣言でCECLAは日本に対し、CECLA諸国と日本との共同協議を開始することを提案している。この協議はGATT通商交渉におけるラテン・アメリカの要望を日本に対して行なうことから開始させると予想され、従って同宣言も述べるようにジュネーブではじめられることとなる。

以上のように日本とラテン・アメリカの関係は新しい段階に入り、これを反映して双方から活発なアクションがとられつつあるが、このことは同時に日本に対してより多くの協力が要請されることを意味している。しかも、1971年以降のラテン・アメリカ側の入超傾向（米州発展途上国全体では従来から入超）への転換に対してはその是正の要請が行なわれることとなる。このほかにも、ラテン・アメリカ側は従来から日本側の輸入が少数の一次産品に偏っていること、日本側の製造工業品輸入の非鉄金属地金を除いて殆んどないこと（この点では特惠の実施もラテン・アメリカ側の利用はごくわずかである）、貿易拡大のなかで、ベネズエラ、コロンビア、パナマ、一部中米諸国の著るしい対日入超が改善されていないこと（このためホンジュラスは1971年突然対日輸入制限措置をとった）、日本市場におけるラテン・アメリカのシェアが下りつつあることなどの問題点を指摘してきている。

このような背景のもとで、日本の経済協力・技術協力の果さなければならぬ役割は大きい。しかるに既に述べたように1971年までの我国のネット政府開発援助額はラテン・アメリカにおいてマイナス、技術協力も1970年に153万ドルすぎず、ラテン・アメリカ側の期待とははるかに遠いものがある。このことから、我国の経済協力・技術協力に関してまず第一に指摘しておかなければならないのは、その援助量の大巾な拡大であり、それは少なくとも、ラテン・アメリカとの貿易の割合又はラテン・アメリカへの直接投資の割合にプロポーショナルなものでなくてはならないであろう。これはすでに1960年代からラテン・アメリカ側から指摘されてきていることであるが、1970年に入って日本とラテン・アメリカの経済関係がいよいよ緊密になり、いくつかの重要な問題点が指摘されてきているのに対処するために、特に今日、改善の必要は一層強くなってきているといえよう。

#### b. 1970年代のラテン・アメリカにおける経済協力の展望と日本の立場

我国のラテン・アメリカに対する経済協力の望ましいあり方を検討するために必要なもう一つの考慮すべき点は、我国以外の諸国および国際機関の今後の経済協力がどのように展開していくかを見ることであろう。

これまでに述べたことから明らかなように、ラテン・アメリカにおける経済協力・技術協力も1970年代に入って新しい時期に入ったとみることが出来る。その最も重要なファクターは、ラテン・アメリカにおける援助の大宗を占める米国のバイラテラルな援助が転換期にあることである。すなわち1961年より10年間が目標であった「進歩のための同盟」計画は、途中で米国が援助額目標には10年間で達しないことが明らかになったため、時期を伸ばすことを宣言したとはいえ、1960年代の10年間で一定一段落する（例えば、社会進歩信託基金融資の完了などもある）とともに、米国の国際収支危機に関連して、援助額が大巾に減少し、米国のバイラテラルの援助は明らかにこの再検討、再編成を迫られているといえよう。また「進歩のための同盟」自身の目標達成も必ずしも成功とはいえず、これまでの方法に



反省が加えられ、新たな方策がとられる可能性も大きい。

おりから、国連第2開発の10年が開始されECLAを中心にし、その第1回エバリユエーションが行なわれつつあり、ラテン・アメリカにおける経済発展の新たな目標がうちたてられることとなろう。ECLAや米州機構もこれに従い強化・改組される時期にあっているといえよう。但し、進歩のための同盟の推進のために組織されたCIAPは、そのラテン・アメリカにおける援助調整機関としての地位をきずき、その機能が定着したことはきわめて重要なことと考えられ、CIAPは今後もラテン・アメリカの経済協力における中心的役割を果たしていくと思われる。

「進歩のための同盟」の影響力の後退、米国援助の減少にともない、ラテン・アメリカ各国の中にも独自のいき方をとる国があらわれてきた。高度成長、輸出振興、大規模な経済開発を推進するブラジルや、社会改革と経済民族主義路線のペルー、チリ、新しい経済政策をとりはじめたメキシコ、安定的均衡拡大のコロンビア等本稿冒頭にのべた各国の自主的路線の発足は進歩のための同盟を開始した1960年代はじめの状況と大きく異なるといわなければならない。また対外経済関係の多様化にも各国ともものりだしており、路線の異なるブラジルも、アンデス諸国も、メキシコもそれぞれECや日本への接近を深めつつある。

ECに対して新しい対ラテン・アメリカ経済協力体制を求める動きがあることはすでに述べたとおりであり、EC側もマルティノー・レポート等にその構想を示したりしているが、新加盟国との調整などもありECの新たな対ラテン・アメリカ政策の決定にはまだ時間を要するものとおもわれる。

このようななかであって、我国に対する期待は強く（特に米国の援助減少を補完する新たなパートナーとして）、ラテン・アメリカにおける経済協力の多様化と新しいアプローチの模索のなかで、我国がどのような役割を果たしていくかは特に注目されているといえよう。すなわち、先にのべた我国とラテン・アメリカの経済関係の拡大にふさわしい、我国の経済協力の大巾な拡大は、決して単に我国の従来の経済協力方式の延長や、またこれまでラテン・アメリカで行なわれてきた経済協力の模倣ではなく、新たな段階に入ったラテン・アメリカの経済発展とこれにともなう経済協力におけるニーズの変化

に十分対応するものでなければならないといえよう。

また技術協力についても、UNDPは従来プロジェクト別ケース・バイ・ケースの方式から、各国の経済開発、経済発展を考慮した、カントリー・プログラム方式に転換しつつあり、一方、米國援助の減少とともに、進歩のための同盟を通じての技術協力は伸び悩んでいくと思われ、今後大巾に技術協力を拡大していこうとする我國としては、上記の経済協力一般に対すると同様の考慮が肝要と思われる。

### C. ラテン・アメリカにおける我國の経済協力・技術協力の方法

以上に検討した2点を考慮した上で、我國の1970年代における協力方法として次のような点が指摘できると思われる。

まず第1に、ラテン・アメリカにおいては、ラテン・アメリカの経済協力ニーズに順応した我國の経済協力の方法が考えられる必要があり、これは、我國のアジアやアフリカ等の発展途上地域とはおのずから異なるものであること。この理由は、単にラテン・アメリカが本稿冒頭にのべたような経済上の特色と問題点をもつのみならず、我國とラテン・アメリカの、他の地域とは異なる経済関係およびラテン・アメリカにおける、既にきずかれたバイラテラルおよびマルチラテラルな援助体制の特色あるあり方にある。

第2に、ラテン・アメリカに対する援助総額における我國の占める割合は次第に増加するとしても当分の間はかなり低いものとどまる（とくに政府開発援助および技術援助）ものとおもわれるので、その協力分野は出来る限り徹底した重点方式をとる必要があるとおもわれる。すなわち、減少しつつあるとはいえ米國の多額の援助、ECの援助増大のなかであって、我國の援助がラテン・アメリカ側によって評価されるよう効率的に行なわれるためには、システマティックな方針のもとで最も適切と考えられるプロジェクトに対する重点的経済協力が必要であろう。

第3に、このシステマティックな方針をうちたて、重点的な協力を行なうためには、ラテン・アメリカの援助ニーズの内容を正確に認識する必要があり、

このためには、マクロ・レベルではECLA等の行なう国連第2開発の10年のエバリュエーション、国別にはCIAPの年次審査、技術協力においてはUNDPのカントリー・プログラムなどの詳細なフォローを行なう必要がある。

また、これまで貿易問題がどちらかというと中心であった日本と主要ラテン・アメリカ諸国との2国間合同委員会(日本-ブラジル、日本-アルゼンチン、日本-メキシコの定期合同委員会)を強化するとともに経済協力・技術協力のあり方を十分検討するようにしていき、その機会を各国の日本の経済・技術協力へのニーズのアイデンティフィケーション、および実施分のエバリュエーションのために活用していく必要がある。また既述の如く従来このような定期的意見交換の行なわれていなかったアンデス共同市場との定期協議の制度化も決っており、またCECLAとの協議も行なわれるので、これらにおいても貿易問題とともに経済・技術協力のあり方を検討していく必要がある。また中米共同市場諸国やカリブ海諸国とも協議機関設置が将来は必要となろう。

第4に協力の方法の1つとして、既存のラテン・アメリカにおける国際機関との協調、その援助への参加も有効な方法と考えられる。米州機構の技術協力には従来から、インテグレートッド・テクニカル・コーペレーション・プロジェクトと称する方式があり、米州機構加盟国以外の国(イギリス、スイス、イタリア、ドイツ、フランス、ベルギー等)と共同で技術協力をラテン・アメリカ諸国に対して行なってきた(1970年14プロジェクト、1971年17プロジェクト)。またすでに我国が行なっている米州開発銀行への融資の強化のほか、各サブリジョナルな統合プロジェクトのための国際金融機関との協調、経済統合のための事務局との協調(アンデス共同市場に対して我国の国際開発センターが行なっているような)なども同様に有効であろう。これらの既存地域国際機関は自己資金は必ずしも十分でなく他からの援助を必要とする一方、各国のニーズや協力方法はその経験からよく知っており、また受入国とのアレンジもよりスムーズにいくことは明らかであろう。例えば技術協力では、すぐれた研修生の人選や、専門家派けんに対する適切な現地カウンター・パートの人選はきわめて困難なものであり、その上今後急速に協力を拡大していく必要があるのにそのための人材養成が問

に合わないとか、そのためのラテン・アメリカにおける経験蓄積が不十分であるというようなことが懸念される我国の場合、上記のような方法は当面有効であろうと思われる。

すでに我国の参加している世銀、UNDP等の場合にも、それらとの協力に際してのエキスパート派けんの増加および、UNDPや世銀における、援助のアドミニストレーション委員の派けんによって、ラテン・アメリカにおける経済・技術協力の実態を知り、長期的なニーズを認識し、あわせて人材を養成していくことはきわめて重要なことと考えられる。

もとより、バイラテラルなレベルでの協力を強化する際にもこれらの機関と協調して行なうことも可能であり、経済協力では国際機関のすぐれたプロジェクトへの協調融資、技術協力では我国から十分人の派けんが出来ない場合は機材供与を中心とすることも考えられる。

第5に、長期的な視野に立った経済協力技術協力の必要を考えてそのために国内体制を次第に整備していくことが望ましいと思われる。ラテン・アメリカはスペイン語、ポルトガル語圏で言葉が共通であり、経済協力にせよ技術協力にせよ現地に密着した協力を行なうためには、これらの言葉をマスターしたエキスパートおよび援助のアドミニストレーターの養成が必要となろう。英語ではこのためには必ずしも十分ではないと考えられ、西欧各国の多くもスペイン語・ポルトガル語の出来る人を派遣している。ラテン・アメリカの場合、アジア・アフリカに比較してこの点は一見不利に思われるが、他の地域のように、各国の異なる言葉のマスターが不可能で協力供与側の言葉でも受入側の言葉でもない、英語やフランス語で協力を行なわなければならない状況よりも、スペイン語（ポルトガル語も非常に近い）さえマスターすれば、直接現地にとけこむことが出来、しかも20数ヶ国に適用しうることが、ある意味では有利な点ではないかと考えられる。

また、当分の間、経験の積んだエキスパートと言葉の出来る同じ分野の若いエキスパートのペア（アソシエート・エキスパートのような）を組んで派けんしたり、同様のペアで研修生の教育にのぞむという制度も可能であろう。

一方このような人々の養成と同時に、相手国に協力するための調査・研究

等を国内で準備する必要がある。承知の如く我國は最も最近先進国の仲間入りをし、つい最近まで現在後進国のかかえている諸問題、国際収支の赤字、雇府機会の不足、低生産性部門との2重構造（中小企業問題）、輸出振興の必要、農業および農村の近代化の必要、インフラストラクチャーの不足、先進国とのテクノロジー・ギャップとキャッチ・アップのための技術導入ならびにその国内への適応等の問題に直面し、その克服に豊かな経験をもっている。産業各分野の細かい技術問題等においても同様であり、これらの経験を現在の発展途上国がその実情にあわせて適用しうよう日本側で調査研究し、我國の経済協力・技術協力の国内体制を長期的に整える必要がある。

また、低開発国が協力を要請している分野のなかで我國が必ずしも十分知識をもっていない分野もある。熱帯農業、特殊一次産品の加工技術等々であり、これらにも我國の国内の調査体制を整備する必要がある。熱帯農業研究所やこれに類する機関の強化や、発展途上国向け工業技術開発の研究機関の設置などこの線にそった努力も重要であろう。

以上のような我國に経験のある分野（特にすぐれた技術をもつもの）の発展途上国の実情に合わせた適用の研究、経験のないものの研究開発などは、先の語学の問題とともに、各地域毎に、長期的視野に立ったプログラムが必要で、これが国別の経済開発、経済発展の状況に関する正確なエバリュエーションとともに、本格的な我國の経済協力・技術協力の基礎とならなければならないと考えられる。特にラテン・アメリカに関しては、言語、文化、国民性、経済構造等の共通性が高い上、既述の如く、ラテン・アメリカ諸国が地域レベルでCECLAを通じて日本に接触しつつあることもあり、我國の長期的な経済・技術協力の組織的なプログラムを実施していくには有利であると考えられる。

このプログラムの中で、調査研究および経済・技術協力のエキスパートおよびアドミニストレーターを養成するとともに、この日本側の担当者、いわゆるキャリア・リスク、現地における生活上の問題の改善、報酬等待遇の改善等を含めて安定した経済・技術協力活動が行なえるよう次第に整備していくことも必要であろう。これらの点は本稿の範囲をこえるので詳細に触れることを避けたいが、経済・技術協力の拡大とその成否は単にそれに要す

る資金量のみならず、これをささえる組織と人の問題であり、1970年代の新しい段階にのぞみこの点の長期的視野に立ったプログラムが必要だと痛感される。

#### d. 国別・地域別の経済・技術協力とその分野・範囲

先に述べたように、ラテン・アメリカにおける経済・技術協力に関するニーズは今後、CIAP、UNDP、IDB、ECLA等の審査、研究および、各国との合同委員会を通じたバイラテラルな接触で明らかにされていかなければならないが、ここではとりあえず、最近の一般的傾向における、ラテン・アメリカの経済・技術協力の必要性の高い分野をみることにする。

本稿冒頭のラテン・アメリカの経済発展における問題点でも述べたように、最近になって認識の高まってきた問題として、対外累積債務負担、国際収支の慢性的赤字の解決のため輸出の拡大、輸出構造の改善の必要の問題が重視されつつあり、また高い人口増加率、とくに労働人口の増加から雇傭機会の増加の必要の問題も指摘されている。また経済発展の最も重要なファクターの一つである技術の問題（特に外国技術導入、その適用および自国の条件に適した開発）がこれまで十分配慮されていなかったとして、最近その重要性に関する認識が高まってきた。さらに、経済統合が各地域ですすみそれを成功させるための協力の必要が痛感されている。

まず、対外債務累積に関連して、最も直接的には国際収支改善のための新規ファイナンス、又はリファイナンスがあるが、より根本的な解決は、輸出の拡大であり、その輸出拡大へのプロジェクトへのファイナンスであると考えられるようになってきた。すなわち、プレビッシュの「援助よりも貿易を」（特恵、先進国市場アクセスの改善）から、「貿易のための援助を」が強調されるに至っている。CIESが輸出振興地域機関CIPEを1968年に設置し、ECLAが輸出振興プログラムを設けるに至ったのもそのためであり、1960年代末から1970年代はじめにかけて各国とも急速に輸出振興のための機関の設置、輸出振興政策を開始しはじめた。ブラジルはその最も典

型的な例であり、最も成功している。このような認識は、明らかに1961年の進歩のための同盟発足当時には、なかったものである。

我国の経済・技術協力の果しうる役割はこの分野ではきわめて大きいと考えられる。まず、開発資源の多いラテン・アメリカでの鉱産物、エネルギー資源、農産物の開発輸入、それら一次産品の加工、および加工品の輸入、製造業への投資とその生産物の輸入又は第三国輸出（製造業への外国投資に対し、その製品の一定割合の輸出義務化が制度化しつつある）というような直接的プロジェクトへの参加にとどまらず、輸出関連インフラストラクチャーへの協力（メキシコにおける港湾整備、ブラジルにおける輸出回廊計画への参加）、輸出担当機関および輸出チャンネル整備への協力（メキシコにおける非鉄金属鉱石・地金等の合弁商社の設立、ブラジルでも商社設立の動きが強い）等輸出関連の各種プロジェクトで我国の果せる役割は大きく、また、我国の経験を生かした輸出振興政策策定そのものへのアドバイス（専門家派けん、委託調査）や輸出関連官庁、企業の担当者に対する研修なども非常に需要が大きいと考えられる。

次に雇傭機会の増大の必要は当然、生産的部門の拡大に関連する経済・技術協力を必要とするが、その際に、豊富な労働力の存在のもとで経済発展に成功してきた我国の経験はきわめて重要であろう。すなわち、労働集約的な産業部門の育成とその近代化、および、労働雇傭比率の高い中小企業の健全な育成とその近代化、労働集約的な農業とその近代化等の経験は、早くから労働不足社会であった米国や西独、北欧の経験よりは我国の経験の方が有効であることは否定できない。

次に我国が外国技術の導入と適応・吸収をきわめて短期間に効率的に行ない、生産性を高め、国際競争力を強化し、やがて技術の自主的開発にすすんでいったことはよく知られている。ラテン・アメリカは、たとえ資本・労働・資源が十分あっても技術の発展なしには生産性の向上と経済発展の行なえないことに気がつき、最近は、技術トランスファー、技術開発の問題がラテン・アメリカのエコノミストの流行となった感さえある。国連でも発展途上国の技術開発のためのワールド・アクション・プランを作成し、この問題にとり組んでいる（その議長はメキシコのピクトル・ウルキデイ氏である）

ことは周知のとおりである。ラテン・アメリカ諸国は、我国の経験に対し、特に強い関心をもち、例えば、アンデス共同市場事務局はそれを学ばせるために技術者を日本に派遣した。

このように見るとき我国の技術の分野における協力の可能性はきわめて大きいと考えられ、その際、単に先端技術に関連するものにとどまらず、標準化運動、生産管理、品質管理、生産の合理化等を含めた、大企業および中小企業における、広い意味での技術導入と開発の経験を活用することが重要であろう。

次に、ラテン・アメリカにおける経済統合は、遅い歩みながら進展しつつあり、これがラテン・アメリカの経済発展の重要なストラテジーと考えられている以上、そのための協力は重要な分野の一つと考えなければならない。1967年のアンタ・デル・エステの米州大統領会談で米国は、ラテン・アメリカの経済統合への援助を約束し、また1969年の米州機構の新憲章も、米州発展途上国の統合は、全米協力のシステムの目的の一つであることを認めるに至った。IDB等が経済統合のための援助を強化しつつあることはすでにのべた通りである。

我国の経済協力においては経済統合関連のプロジェクト（産業、インフラストラクチャ等）への融資はこの意味で歓迎されると思われ、また、統合の過程における産業補完の方法、共同運輸システムの方法等における我国のエキスパートの協力、委託調査なども有効な分野であろう。

さて、さらに国別・地域別にどのような分野が望ましいかは、やはり今後の詳細な検討にまたねばならないが、ラテン・アメリカの先進的なアルゼンチン・ブラジル・メキシコの3国、中程度の発展レベルの諸国および後発諸国のそれぞれに異なったプライオリティをを考える必要があり、この視点に立つECのマルティノー・レポートはきわめて当を得ていると思われるのでここで引用しておこう。

まず、先進3国に対しては、受入国側にも援助供与例にも役立つような科学的研究における協力、特惠制度を利用しうるような製品、半製品輸出の生産および商品化、輸出拡大への協力を主要分野と考える。中程度の発展国についてはその多くがアンデス共同市場加盟国であるので、特定セクター



( EC 委員会 は特に、海上運送、一次金属加工をあげている ) の産業分野における統合計画への協力をあげる。最後に後発諸国に対しては、通商・運輸等のインフラストラクチャーへの協力、また特に中米諸国に対しては、中米共同市場の、いわゆる「統合産業」の完成への協力を重要と考えている。

我国の場合は、その将来のラテン・アメリカ関心産品需要の大きいこと、既述の現在ラテン・アメリカが重要と考えている分野での我国の協力の可能性の大きいことのほか、ブラジル、ペルー、アルゼンチン、パラグアイ、オリビア等における多数の日系邦人の存在等も考慮する必要がある。

最後にしかしながら、経済・技術協力の本格的推進のためには、人的交流、文化交流の巾広い拡大が必要で、米国、ヨーロッパ諸国のこれまでのラテン・アメリカにおけるこの分野での活動の巾の厚さにくらべると、我国の場合は、そのような交流の不在なところに、経済的關係だけがひとり急速に伸びてしまった感がつよい。貿易と投資という厳密な意味での経済關係にふさわしい経済協力・技術協力はまた、これにふさわしい人的交流、文化的、学術科学的交流にひろく支えられて推進される必要があり、そのためには単に、貿易や経済協力の直接関係者のみならず、広く日本人一般のラテン・アメリカに対する認識と、ラテン・アメリカとのあらゆる分野でのより緊密な接触拡大されていく必要がある。これは単に皮相な観光客の増加というものであつてはならず、欧米のラテン・アメリカにおけるこれまでの経験を十分知る必要がある。アジアにおいて最近伝えられる日本の経済進出に伴うコンフリクトをラテン・アメリカにおいてくりかえさないためにも、以上のような考慮が特に必要だと考えられる。

エルサルバドルに対する  
今後の日本の技術協力のため  
に

エルサルバドル国立工業学校

前専門家 古 屋 齋 三

この資料の趣旨は、「サ国」に対する10年余の技術協力の経過と実績を見つめて、今後の協力の資料とするためのものであることから、「サ国」の一般的なことについては、すでに知りつくされているところでもあり、この部分のウエイトを軽減し、今後のために必要な部分に重点をおいたものである。

この資料は、雑誌、機関紙等に掲載される性格のものでなく、単なる資料であると理解し、表現その他、一切飾ることなく、若干の資料を参考に、一年前の記憶をよみがえらせながら、書いたものであることを、ご了承ねがいたいわけである。

## 1. エル サルパドルについて

- (1) 「エル サルパドル」(以下「サ国」と呼ぶ)の社会水準は非常に低い。これは、とりもなおさず、国民の質的水準は低いということと思う。国そのものも、貧困である。従って、国民の所得も少なく生活水準も低いわけである。

ほんの短い間、サ国人を見て来た人は、朗らかな、情熱的な、人なつっこいなど、数々の賞賛的表現で書いて表わすが、「ドンヨリ」にゴった目の中で、何を考え、何をしようとしているのかをつかまないうまく無責任な伝え方をしている。

一般的に、良く知る人は、「創意工夫する能力も持ち合せない、義務とか努力をすることかという事も教えられないまま、人に使われることしか知らない人達、即ち、北緯30度以南に散在する共通した後進国の国民である。」と云うと思う。国民全部がそうではなくとも、大半はそうである。

- (2) 前記した可愛想な国民を救うべく政府は、大きく文盲対策をうち出し、学校を作り、師範学校を作って教師を養成し、国民の知識水準の向上に努力する一方、所得を増やして国民生活を豊かにしようと、農業国から、工業国への脱皮を図っているわけである。

日本は、アジアの小国であり、サ国は、アメリカ大陸の小国である。国民も、その体格等位、目の色、頭髪の色等も良く似ている、その日本が、戦後ゼロから現在、世界の経済大国になった。我々も中米の日本になろう、というわけである。戦前からの親日国であるので、親日感情が強い。政府の努力によって、最近の若者の中には、向学心が大きく芽生えてきている。

- (3) サ国の経済は、コーヒーに頼っているとも云える程で、コーヒーは輸出の約60%以上を占めている。綿が約25~30%位、その他10~15%位、と明らかに農業国である。

現在、自国独自の工業がないので、盛々外国の企業を誘地しているわけである。進出企業には、材料の輸入を、一定期間免税の扱いをするなどの恩典

を与えて奨励している。国内では、工業振興会を設置して、中小企業の育成に努力をしている。

こゝ数年、サ国の国民所得は、順調に伸びていると云われ、中米では、コスタリカに次いで2位に上がってきているという。これも政府の努力が実を結んで来ているものと判断している。

- (4) 大統領は、現役の軍人（最高位「大佐」）が立つのが殆どで、軍隊なくして国内の治安は、守り切れない。貧困な国の予算の中で、国防費の占める比率は非常に大きいようで、そんなことから、社会福祉造は、全く手が回らないところである。

而し、計画的に、時間をかけながら住宅街の造成、道路の新設、空港の整備、等着実に実行されているところから、前記国民所得ののびなどもうなづけるところである。

## 2. サ国の工業教育の分野

1967年以降、文部省内部に於ける関係者の間に、又、この最高顧問的立場にある「ユネスコ」からの派遣者の間に、そして工業学校関係者の間に、工業教育に対する意識が、急激に高揚してきたことが、いくつかの具体例により知ることができる。

サ国の中に、このような意識を高めるための要素になったものは、大小とりまぜて数多いと思うが、常時専門家を派遣し、専門家の携行する機械も含めて、ひんばんに機械を供与し、更に計画に参与して、何度となくくり返し意見具進をし、又直接現場との接触の中で、人間関係を確立させ、その上で現地側を誘導してきた日本の技術協力は、他の要素に勝ってその貢献度は大きいと評価されると思う。

前記した意識高揚と認められる具体例の主なものを次に列記する。

### (1) 新設2校の発足

首都にある唯一の工業学校のみでは、人口400万人のサ国として、当然満たし得るものではないと云うことから、既存の施設を生かして、サカテコルカ市と、サンミゲル市に新設しようという動きがあり、日本人専門家が相談をうけた。而し、何の知識もないまま答を出すわけにもゆかず、両市の中学校の卒業生数と技能者の需要等を調査の結果、サンミゲル市は、市長以下の熱意も強く、サンサルバドルに次ぐ工業都市でもあり、発足するに足る条件を満たしていたが、サカテコルカ市は、町の規模も小さく、あらゆる面から、学校の発展に必要な要素を欠いていた。従って、サンミゲル市の発足には同意したが、サカテコルカ市については、見会せるべきと云う見解を出したが、政策上、両市共に発足ということで決定した。だが、1970年に至り、サカテコルカ市の方は、継続発展の要素を欠いていたため、止むなく閉鎖に追い込まれ、在校生は、一応サンサルバドルに移して、表面上事なきを得たようであったが、地元民の閉鎖に対する反対が強く、完全閉鎖は、できないと思われる。

その意欲は、高く評価できるのだが、たった2年で閉鎖しなければならな

いような学校の発足は、無謀の一言につきると思うわけだが、過渡期に伴う試練として、又反省の材料として、必らずしも無駄にはならないであろうと善意に解釈したいところである。この2校の発足のために、政府は、1968年に、夫々、40,000ドルあての設備費の投入をしている。

## (2) 世界銀行の借款を求めての拡充

前記2校の発足は、世論の反響を呼び、或る会議の席上「更に工業学校の増設を」という案が提起され、非常に前進的意見が圧倒的に多い中で、方法の検討がなされ、世界銀行に対する融資を求める方向に決定したわけである。文部大臣の意志を受けて、「ユネスコの派遣団」が中心となり、このことに対する「煮つめ」をしたわけだが、相当の期間を要したが、既存のものを含めて5校にすることに決定し、1968年2月、文部大臣は、ワシントンに於て、最終的打合せをして帰った。

約2年間、世銀の調査、必要資料の提出があり、具体的に融資されたのは、1970年である。総額700万ドルといわれているが、これにより、サンタアナ、ソンソナテの2校が、1972年2月から発足した筈である。

この700万ドルの借款の中から、日本が協力してきた首都サンサルバドル市の工業学校には、42万ドルが割り当てられ、実習棟1、図書室1、製図教室2、の新築がなされたほか、設備の充実費にも充当された。丁度この時、日本は、この学校に対して、約3,000万円の機材供与をしたが、前者、後者相まって、1972年からの教育設備、機材は、数段、施仕され充実した筈である。勿論、これだけの拡充の中には、生徒定員の増、教師の増員等、一連の関係のものは含まれている。

## (3) 工業教育計画の作成

工業教育の計画は、あってなきに等しいものであったが、1967年から、日本人の指導により、順序、段階を迫ったものに、年々改良されてきたわけだが、世銀の借款をもとに、1972年には、5校になるわけでもあり、教育計画の一貫性をもたせるための計画が1971年末に、教師の定員、設備基準なども含めて一つの形ができ上がった筈である。これには、約1年の間検

討を加えつづけられたものであるが、実際の作業は、殆んどは本人専門家自身、又は現地教師を指導しながら作りあげられたものである。

#### (4) 教師の訓練

広報により応募者の数を増やし、設備投資により、機材の充足、実習場の増築などは、大半目安がついたが、最も重要にして、時間を必要とする教師の訓練は、大きな問題として、前に立ちふさがっている。

1967年に、何らかの形で、先ず始めることが先決であり、それを継続すれば、必らず改善されながら発展に結びつくという考え方から、校内研修という形ではじめたわけで、当初やはり、参加人員も少なかった。

その後、予算をとる事に成功し、外来の講師を委嘱する事が出来た。

1971年末には、現地側の計画で、約400時間の研修が予定されるまでに至った。場所も師範学校と当校を利用し、多彩な学識者を求めたが、専門理論と技術の面は、全面的に日本人が担当せざるを得ないと云うのが現状である。

教師の研修には、国内で実施するほか、留学生制度と併行させるのがより効果的であるので、毎年何人かヨーロッパ、メキシコなどに派遣していたが、1971年には、20名一緒に、スペインに留学させるに至った。何れも長い期間はとれず6ヶ月であるが、学校は増設されるが教師数の確保とレベルアップが問題なので、政府当局も真剣である。

何とか、留学期間を延長して、内容の豊富な研修が組めるよう、今後努力されなければならないと思う。

#### (5) 工業学校教師の意欲高揚

未だかつて例を見ない事であるが、現地側教師の職員会議の中から、日本人専門家に要求が出されたことである。今迄日本人と接触して来た中から勉強してきたものであるということは、出された項目を見れば一目瞭然である。

「次のことについて今年教えてもらいたい」と、あげられたものは次のとおりである。(1971年春)

イ. 実習管理に関する事



ロ、実習運営に関すること

ハ、" 編成 "

ニ、機材の合理的配置、取扱、保守

ホ、安全管理

ヘ、効果の測定

- ・テストに関するもの

- ・成績管理と対策

ト、日本の教育方法の実際

以上であるが、これらは、我々が、1971年に実施すべき計画の中に盛り込まれている事例でもあったので、快く引受けたところであった。これだけの項目をあげて、自分達に何が足りないのか、或程度迄、自覚出来るようになったと云うことは、とりもなおさず成長を示すもので、非常に心強く感じると共に、努力が実った事を喜んだわけである。

現地教師の意識の高揚を示すものとして、以上の様な例をとりあげて見たわけだが、日頃目に見えない実績、効果が、或る一定期間をへて、この様な形になって現われてくるわけである。即ち累積と思うわけである。

サ国の工業教育の分野に、最近急激な盛り上りを感じていたので、5項目の例によって具体的に説明したわけだが、これら一連の工業教育の拡充計画の中から、非常に強い意欲が感じられても、その部門における今後の先進国の援助、指導がないなら、おそらく大きな障害に打ち当たったときに挫折するのではないかと心配されるわけです。云うなれば、サ国の工業教育の成否は、先進諸国の指導、援助の中に握られているということです。

### 3. 各国及び国際機関の協力状況と傾向

現在、サ国に対して、何らかの形で協力している国際機関及び各国については、その詳細について知るべくもないので、業務を通じて知り得たものそれぞれについて次に説明する。サ国は、極めて広範囲にわたる協力を要請していると思われる。

#### (1) 国連機関「ユネスコ」

リーダー以下6～7名の編成で、首都にオフィスを持ち、文部省の最高顧問、相談役としてあるわけだが、このメンバーの中に、未だ工業教育の権威者が含まれたことがない。従って、会議の席上などにおける発言の中に、ずい分無責任な感じを受ける場合がある。だがプライドは高い。

教育行政全般にわたるアドバイスをしており、日本人チームを重要視している。従って、計画とか、資料作成などに関する会議には、必ず出席を求められていた。

#### (2) 英 国

1965年(リグエラ大統領)、英国側から提案がなされ、中米共同体構成諸国の技術水準向上を計るということで、サ国側関係関係、専門当局者の間で、これの実施案が採たくされたもので、これは、英国の中米へ進出する一環であり、中米全域を対象とするものである。

ア. 名称は、中米技術専門学校 (Instituto Tecnológico Centroamericano) である。

イ. 開設準備主体は、サ国工業協会 (A.S.I) で、イギリス政府の援助及び中米諸国政府、民間企業の協力等による。

ウ. 技術教育の目標は、高校卒を対象とし、2年間の基礎技術教育を施し、中堅技術者の養成を目的とする。

エ. 毎年、科目の増設、定員増を図ってゆく考えがあり、整った寄宿舎を持っている。

オ. 英国は、主脳部、主任教師など2～3名の派遣をして居りその間、留学

生も受入れて、将来は、全面的に中米の共同運営に任せる方針との事である。

### (3) ドイツ

これについては、大使館を通じて、詳細な報告がなされているように書いてあるが、知る限りに於て、留学生の受入れのみである。期間は2年間で、毎回1～2名を送っている。主として電気関係の教師が、対象になっているようで、帰国後も、ドイツ大使館との親密な関係を保っていることから、将来、ドイツの進出に対する含みがあるのではないかと目されているむきもある。

### (4) イタリア

これは、ドイツと全く類似したもので、留学生を受入れたが、言葉に不自由がないようで、その関係からか期間は短かく6ヶ月である。人数はドイツより多く、5～6名位が単位になっているようである。

### (5) スペイン

主として工業教育関係者ということで、直接教育を担当する教師のみを必ずしも対象としていない。時期については、不定期である。

### (6) アメリカ

教育テレビ、融資等、広範囲にわたっており、A.I.Dなどの機材供与もあるが、必ずしも、工業教育のみを対象とした援助ではない。

### (7) メキシコ

メキシコとサ国とは、文化協定が結ばれているときくが、留学生は、サ国の経費負担で送っている。優秀な卒業生を対象とし、将来の教師になる事を目標に、その期間も4年と長い。

### (8) 日本

詳細な説明をはぶくが、現在、最も充実した内容をもつと云えるし、現地

の必要性に即応した協力をしている。又、専門家は、広報活動の指導、新聞などを通じ、日サ親交のために果している役割りも大きい。

#### 4 我が国の技術協力

日本の技術協力は、具体的に専門家を派遣しての技術指導であるが、その外に供与される機材は、専門家の業務遂行と、任国側の設備強化のために、大きな役割りを果している。

派遣される専門家の広範囲な活躍は、現在まで、数多くの実績があり、効果に結びついているが、エルサルバドルの場合は、協力の対象が、学校であり、明日からすぐ形となって現われ、協力効果の測定ができる性格のものではないことは、すでに認識されているところであるが、日本の教育の歴史が示すように、エルサルバドルも又、長期にわたる効果の累積が見つめられなければならない。又、国民性、習慣、教育水準等を考慮すれば、その全体的向上は、我々日本人が普通考える「3倍」、「5倍」或はそれ以上の期間を必要とするかも知れないと思うわけである。

専門家の本来の活動分野は、工業学校において、技術指導（専門理論も含めて）をすることにあるのだが、なかなか、それだけですまないのが現状である。文部省との接渉、果ては、業界との関連づけ、即ち、需要と供給の関係から割り出される事柄、生徒の個別相談にまで乗ってやらなければならない場合も出てくるのである。

専門家としての業務を遂行しようと思えば、国際的協力と云う意味から、あまり小さい事にもみこだわっているわけにはいかずもっと大局的に、学校全体の水準をあげる事を考えねばならない。そのために障害となるものは、問題点として取りあげ解決しなければ、前進に結びついてこないのだが、その問題点としてとりあげられるものは、文部省当局に起因するものが殆んどで、学校運営の過程では、どうすることも出来ないというものが多かったことから、本来の具体的専門分野に関する業務以外にも、行動範囲は拡大されざるを得なかったわけである。

前記した広範囲な行動の中から、対象別に実績、効果、そしてなぜそのようにしたか、ということを簡単にまとめてみる。

(1) 実績に基づく効果 (その1)

専門家が、何故、文部省当局の接渉にまで、行動範囲を拡大し、極端に突込んで、或は、内政干渉と思われる所まで、接極的に働いたか、ということになれば、人それぞれ考え方、理解の仕方が違うから、必ずしも一致するとは思われないが、私の場合は、どうしても、そこまでやる必要があると痛切に感じたので、事業団の意見を求めながら、又、大使館の指導をいただきながら、やってみただけである。

それらについて、「サ国、文部省に対する意見具進のあらまし」として、主なものを取りあげ、次の表にまとめてみた。

サ国、文部省に対する意見具進のあらまし

意見具進内容	その理由	結果及び参考事項
1. 実習用消耗機材費の追加措置をされたい。	1967年の実習訓練は、年度半ばで停滞してしまった。	直ちに3,000コロン(1,200ドル)程が措置され、やっと事なきを得た。 1968年以降の予算の推移は、別表1.に示す。
(学校側が、文部省接渉しても、仲々解決できず、只何もせずに時間をすごしてしまったという過去の例があったが、説明に足る資料の作成がなされなかったのが大きな原因と思われたので、直ちに過去の資料を参考にし、現在の生徒定員を基にした1968年に向っての要請資料を作成、次の事を要請した。)		
2. 未完成実習場を早期に完成されたい。	教室が不足して割当ても出来ない中で、4つの教室を、実習場の代りに使っていた。	基礎工事のみ終って放置されていた2棟の実習場の完成のために、25,000コロン(10,000ドル)の予算が投入された。これは、電気科とラジオテレビ科の実習場に割り当てられたが、4教室の開放と共に能率向上のための大きな裏付けになった。
3. 教育計画の改善、(学制の改革及び科目の変更)	小学校の卒業生が中等部に入っているので、とても技術訓練は不可能であるので、中学校卒業生を	一部の強硬な反対を押し切って1968年から、中等部廃止に踏み切った。完成は1970年で、高等部のみのもつぱりした合理的な形が出来上がった。このこと

	対象とした高等部だけに切り換え、教科内容も、工業教育に合った内容、時間配分にする。	から、後に生徒の能力と教育計画のバランスについて研究される事になった。 (後日長足の進歩をとげる足がかりとなった。)
4. 設備の拡充、強化 (設備費の増額)	生徒定員に見合った設備を持つことが必要。そうでなければ、計画が組めないし、能率は期待できない。	1968年、中等教育局につけられた設備予算は、350,000コロン(140,000ドル)であり、当校の要求額は、180,000コロン(78,000ドル)であった事から、当初大きく期待していなかったものだが、内示額は60,000コロン(24,000ドル)で、前年度を大巾に上回り、豊富な実習量が約束された。(この時点から予算は、根拠に基づく配当がなされるようになった。)
5. 教師の増員	生徒定員に見合った教師数の確保 (1名の教師が約30名単位の生徒に実習訓練をしている状態であった。)	専門関係職員1967年度の18名に対し、6名の増員がなされ、24名になった。これで、能率向上は明らかになった。未だ、増員の要はあるのだが、戦術の関係から、見合せた。この時点で、専門家の増員も約束され、大巾な陣容強化になった。
6. 教師の給与改訂	良い教師を数多く求めるために、又現在の教師の他へ流出を防ぐ(給与体形が特殊で非常に低い)	教師以上は、要求額の50%、実習助手は約150%~200%のアップになった。一挙に、これほど改善されるということは、如何に低いかが何がわかる。これで他から求める場合も比較的容易になったし、流出も或る程度迄防ぐことが出来る。
7. 教師の再訓練	すべての面により高水準の生徒の育成を考え、社会の需要に応え、工業学校存在価値を明確にし	1967年11月、市内の知識人を招いて2週間、校内における研修を実施した。(第1回)今後より発展した形のものにしながら継続され、1970年には、延

	てゆく事は、日本の技術協力の効果を具体的に任国側が測定することにもつながる。従って最も重要、かつ急を要する。	400時間の師範学校における研修が計画された。 1967年には、卒業生の中から優秀なもの4名をメキシコに留学させた。(将来の教師)1968年以降は、10名以上(メキシコ以外も含めて)この頃から、日本人専門家の発言は、非常に重要視され、国連ユネスコの派遣団は、必ず会議への招待状を送って寄こした。教師養成の重要性と緊急性が認識されたし、又長期計画に文部省が腰を入れはじめたとも考えられた。
8. 生徒に教科書の無償貸与(購入能力のない家庭の生徒対象)	全員が同じ教科書を持っていないので、学習能率の面で、大きな支障を来している。	1968年2月の入校生について調査し、資料を作って要請した。能率と直結する重要問題であり、教師、生徒の指針でもあるのだが、図書室に備えつけるところまではこぎつけたが、未だ無償貸与はされていない。 (資料、教材を作るにより補っている)
9. 寄宿舎の設置	首都のみに限らず、周辺から、優秀な生徒を求めするために是非必要。	新築までされなかったが、国立体育館に附属する更衣場を、改造、寄宿舎とした。この落成式には、大統領も出席、前途に明るい見通しになった。その後、新たな学生体育施設と共に宿舎が併置され、約100名に近い生徒が利用している。 (当校のみで)
10. 広報の強化	国の政策と成果を一般に周知させ、更に家族の者、一般学校の教師、生徒に工業教育の内容を紹介すると共に日本の技術協力も知ってもらい。	1970年11月、世界見本市会場への入出をねらって、すぐそばにある国立博物館を使って、夫々学生の作品、教育機材等の展示などを行なったが、連日、超満員の盛況で、大統領一行も、10日間の開催期間中2度も来館した。



		日本の協力になる「I.T.I」と英国の協力になる「E.T.C.A」がとなり合せ「I.T.I」の生徒作品及び日本の供与になる教育教材は、ビデオテープをはじめ活用状況、教育成果等の展示は、「E.T.C.A」の機械売場の棟列場的ふん意気と対象的で、関心は、「I.T.I」に集まり、我々も大いに面目をほどこした。
11. 教育計画と設備基準	社会の要求に応えられる卒業生の理想像を画いて教育内容を設定する必要があり、そのカリキュラムの消化出来るだけの設備は、最小限持たなければならぬ。	教育計画は、1968年具体的に策定してから、毎年改善されてきたが、1970年に、一度はっきりしたものを作ろうということで、日本人が、主体となり、文部省で詰めたが、設備については、サ国の経済状況ではまかない切れなとの見解から、世界銀行へ融資を申し込んだ。700万ドルである。これは、サ国の全教育関係に振り当てられるもので、工業学校も、新設及び、既存のもの拡充という事でこの中に含まれ、世銀の調査も終り、すでに融資されている。
12. 生徒の定員と教師の配置	適性なバランスをくずしては、効果は期待できない。	将来に向って生徒定員を増やす計画があるので、現在の状態に検討を加え、とりあえず、1970年には、生徒120名に対して、専門教師は、各科目別に7名をわりつける事に成功した。(一般教養科目の教師は別)原則が作られているので、今後、数的に問題はないと思う。(クラスは、4科、1年～3年である。各クラスの定員は40名)

以上とりあげた12項目の中で、3の学制改革は、当時心配されるむきもあつたが、これは、サ国工業学校の水準を大きく引き上げた要素の中で、最大のものであつたと思う。勿論、文部大臣の決断、協力もさることながら、過去のアメリカの協力を根底からくつがえしたもので、将来、世界の水準に並べるための基礎造りといえる。この問題に限って、文部大臣は、ユネスコ派遣団より、日本人専門家の意見を重視したと思う。

別表 1

## 工業学校に対する内示予算の推移

年度別	総予算	材料費	材料費の増減
1967	248,140	17,894	
1968	302,380	41,000	23,106 (増)
1969	324,250	62,446	21,446 (増)
1970	341,250	81,000	18,555 (増)
1971	368,000	95,000	14,000 (増)

- 註 1. 材料費は1968年は、前年度の約2.3倍となり、それから逐年増加の一途をたどって1971年には、1967年の約5.3倍に増加している。この間、急激な材料費の値上りはないから、5年前に比して何倍か豊富な実習費が約束されていることになる。
2. 文部省の考え方の中に、工業教育の重要性が根を張りつつあると理解している。
3. 1970年は、前年にホンデュラスとの競争があったが、平年並みの増を示している。

## (2) 実績に基づく効果 (その2)

日頃、学校内では、常に授業が進められているから、専門理論、技術の指導が、教師、生徒を問わず続けられているし、主任教師は、自分の科を管理しなければならないので好きな時、学校全般に関する指導が出来るわけではないので、計画的なものと、機会を見て行なうものに分けておく必要がある。何れにしても、「ケース バイ ケース」になる事が多いように思う。

次に、おまかな項目を注出してみる。

学校の主脳部及び主任教師に対する学校運営に関する指導のあらまし

指導事項	その根拠	結果及び参考
<p>1. 広報（一般に対して） 1967年の後期から、 1968年の生徒を対象に 始めた。</p>	<p>応募者の数が少ない、従って良い生徒を求められない。 (それでも低度が低く、専門理論の教育が困難)</p>	<p>8ミリ映画とスライドに依る学校訪問、(我々日本人も手分けして同校1日300Km、総訪問校50校を越えた。1967年)、その後、日本の見本市船(さくら丸)からヒントを得、バスを利用して、教育内容を展示して、前記方法に加えた、更に年1回、学校を一般に公開した。 応募数の推移については、別表2に示す。</p>
<p>2. 広報(業界に対して)</p>	<p>サルパドル工業界の求める技能者を育成しなければ、現在のナ国の現状に合って来ない。 業界の要望を取り入れたカリキュラムでなければならぬ。 業界に、その存在を明確にせずして卒業生の活躍する場は求められない。</p>	<p>1970年に、はじめて指導してみた。業界の代表を招待して話し合い、校外実習と云う事で、1ヶ月、職場で実習させてもらったところ、実習が終る以前に就職が決定した者もあり、別表2の70%を示したものである。</p>
<p>3. 入校生と卒業生の関係 (体質と数)</p>	<p>このことは、一切関心を持っていない。少しでも良い生徒を求めて、少しでも多く来業させようなどと考えていない。 従って成績の悪いのは、帯</p>	<p>精神面の訓練は、考え方の相違で、我々の考え方と一致しない。而し、自分の教え子が1人でも多く卒業すると嬉しいようだから、入校生の体質と卒業生の数の関係を実際に示して指導</p>

	に「生徒が勉強しないから」ということになり、自分のことは一切反省も何もしない。	したところ、納得した。 これは、指導技法の訓練をする上のよび水となるわけである。
4. 昼休み時間の短縮 (2時間を1時間に)	昼間は席に暑いので、2時間休憩むと、午後のスタートが何かグラグラして、午前の能率が、急激に低下する。	教師全員の賛否をとったところ、賛成80%、反対20%で可決、文部省にその旨報告し、ずいぶん心配されたが踏み切ったところ、約1週間で慣れ、1時間早く帰れるということで、教師、生徒共、喜ぶという結果が出た。これには、日本で2ヶ月の訓練をうけて帰った現校長の協力が大きい。
5. 教師の再訓練について	これは、文部省に対する意見具進と同様の考え方であるが、学校自体、当然計画されなければならないこともある。	1967年から、毎年閑期を利用して継続されている。内容も規模も年々拡充されている。専門的な面は、日本人(語学の程度による)が担当、現地側からもそのように要請されている。
6. 実習管理と安全管理	生徒の怪我、不完全な機械類の使用、危険を伴う応用作業等に関心がない。	安全を保持し、怪我人を出さない様にして、能率を上げるためにはどうしても訓練しなければならないことである。これも、日本人の義務観を押しつけるわけにはゆかないので、話し合いながら、一緒にやることで、「くせ」にしてしまうわけである。 これも、逐年良くなっている

		<p>が、修繕費が伴わず、やむなく「使用禁止」のふだなどをつけているが、安全管理の心がまえとしては、出来て来ていると思われる。</p> <p>実習管理は、仲々むずかしい問題であるが、編成表を作らないうまくやる事については、ずいぶん進歩した。</p>
--	--	--

別表 2

応募数と卒業数の推移

年度別	応募数	卒業数	備 考
1966	165	19	
1967	170	37	
1968	190	37	
1969	205	43	
1970	428	73	中等部がなくなり、高等部のみになる。
1971	750	105	卒業生は、67年の募集で68年の2月に入った生徒である。 (就職70%、未就職20%、留学生10%)

- 註 1. 1967年に募集し68年に入った生徒の体質がはっきり伺える。
2. 卒業生は、いずれも1年生定員160名に対するものである。(各学期毎に成績の悪い者は退学)
3. 広報を強化して、数多い中から選べば、良い生徒が居る事を証明している。
- { 入校から卒業迄、9回のテストがあるが(年3回)その都度、成績の悪い者は退校処分がなされる。ずいぶん無謀だが、現地の規則なので仕方がない。将来、時期を見て改訂の要があるが、生徒の水準が上れば、自然解消する問題でもある。

### (3) 実績に基づく効果 (その3)

教師に対する指導は、「指導技法」のみにしぼられる。精神的なものはむずかしいから、これは、首脳部と主任教師を洗脳してまかせることにするわけである。

先ず、人間関係の研究の上に立って、こっちの云うことをきき、おぼえてもらうしか方法はないので、押しつけは、若しく相手のプライドに傷をつけてしまう事を一時も忘れられない。実務の経験は豊富だが、理論の裏付けのない事をやってるわけだから、その弱身を追及することになる。

T.W.I方式が、これほど役に立つと思ったのは、日本を出てはじめて痛感した、「人の扱い方」「仕事の教え方」どれをとってもピッタリ当てはまる。

教師を対象に、具体的な専門技術、理論を除いての指導事項となれば、次のようになろう。

#### 教師の指導

項目	項目の細目	結果と参考
1. 教育計画の組み方	年間計画 月間・ 週間・	1年から、3年までの教育に段階、順序を追えるようになった。 それぞれの重要度と内容によって、時間の配分が出来るようになった。 保有設備と計画の関係がわかってきた。
2. 教えるための準備	指導案 作業分解 指導票	項目毎に教える内容、所要時間、急所などの案をまとめられるようになった。 一つの作業を、教える順序に分解出来るようになった。 生徒の理解を容易にするための、手引き、補助教材が作れるようになった。
3. 教育計画と必要経費の関係	指導案と消耗機材費	年間の実習計画に基づいて、各実習毎の1名あたりの単価の算出と必要消耗品リスト等が、

		比較的正確に出せるようになり、担当している 実習の運営が出来るようになってきた。
4. 試験の方法と問題の作り方	口答による 筆記による 記述方式 ショートアンサー 方式  正誤式 実技	難度による問題の配分、問題による方法の選 択等が出来るようになってきた。
5. 効果の測定要領 と対策	成績評価と重要度 成績の集計 補修授業	解答率から、理解度の割り出しが出来ること と、補修授業の組みこみが、特別の時間を設け ることなく消化できる方法等を覚えた。
6. 実習管理	作業編成 訓練形態 備品、器工具の管理	かたよらない実習体形を組む事と、修得速度 に応じた編成を組むことができるようになった。 保有器工具に合わせた編成ができる。 主として、機械類の保守管理ができる。

註 以上は、完全にできるようになったわけではない。反復することにより身につけてゆくものであるし、又、なかなかめんどうなものでもあるので、途中でやめないよう、常に注意している必要がある。

(こゝに、一貫した反復訓練が必要になるわけである。)



#### (4) 問題点及び今後期待される協力

##### (問題点)

##### 1. 業務に継続性が欠ける

過去に派遣された専門家が、最大の努力をはらって積み重ねて来た実績も、専門家の交替ということで、或る期間の中断があったり、申し送りはあったにせよ、経過が分らないとか、体質の相違、語学の不足などから、指導の中で、継続性と一貫性が求められなかったのが現状である。

##### 2. 機械の給与に合理性が不足

機械の給与は、年次計画による給与がなされなければ、専門家が替るたびに、必要機械が変わってくるのは、非常な不合理である。専門家の携行する機械と、給与機械は、性格的に違うわけだが、協力効果という面からいえば、専門家が指導し易く、そして現地側の充足を兼ね、感謝の意を植えつけるに足るものでなければならぬわけであるから、合理性が要求されるわけである。更にこの給与機械の維持管理には、全く配慮されていないのが現状と思うが、日本製機械の小部品は、おおよそ現地では調達不能であるから、小さな故障から、大きな機械が眠ってしまうことが考慮の中に入れられるべきと思う。

##### 3. 西語にホンヤクされた教材、教具の不足

日本には、豊富な参考書があるが、現地では仲々求め難い。参考書ばかりでなく教材、教具についても、日本語のものであれば、「ホンヤク」しなければならぬし、現地の言葉になっているものの中には、仲々、適切なものが見当たらないといった現状から、現地の語学を採用したこれらのものが、強く要望される場所である。

教材の不足は、能率向上のために、大きなブレーキとなり、成否を左右する場合がある。

##### 4. 専門家の語学研修の不足

「オン」に教師は勤まらない。2年の任期の半分を、何の意味もなくすごした例があることから、今後十分に配慮されなければならない。

(今後期待される協力)

1. 一貫した指導

専門家の交替のたびに、現地側が頭を切り換えなければならないのでは、今後大きな効果の期待はできない。何らかの方法で一貫した指導の継続について考えられなければならない。

2. 留学生の受入れ

現地指導と併行して行なう事が望ましい。専門家も、日本に留学した者が多い程能率に結びつけ易い。研修対象者に依って、内容と期間に相違はでるが、管理者訓練は短期、教師は最低2年以上位の長期として計画されなければ、物見遊山的旅行に終わってしまうので、十分な警戒の上に計画されなければならない。

## 5. 事業遂行上の諸問題

過去10年余の日本のサ国に対する技術協力の中で、数多くの問題点を注出し、これの改善、解決に努力してきたわけだが、「やっと将来を展望できる所に来たのではないか」というような感じがするのだが、それらの問題点は、改善、改良が加えられてきたということで、全面的な解決を見たと言うことではなく、依然として、問題点の中の項目から消えてはいない。

これから、日本が協力を続けてゆく中で、どこにウエイトを置くならば、過去の協力の実績を更に発展させ、より合理的な協力になってゆくのが、小さい事はぬきにして骨子について説明する。

### (1) 専門家について

先にも何度か触れたが、これからの日本の技術協力は、現地教師の資質向上のための指導に焦点を絞って間違ではない。そのためには、現地に合った有能な専門家を送りこむ事が必要なことは言を待たないのだが、この理想を実現する事は、至難な事である。人それぞれ体質の違うのも又当然の事である。だが、現地側には、少くとも一貫した指導を継続してゆかねばならない。そうでなければ、現地側が、日本人専門家が交替するたびに、頭の切り換えやら、語学が板につくまでの間待たねばならない。その空白が、彼らのよりをもどし、又はじめから出直すと言う結果にとなり兼ねないわけである。

私は少くとも、1年以上、専門家の交替について、「オーバーラップ」させた方法がとられることを強く要望する。そして、一貫した指導内容、一貫した機材の供与により、当初画かれた「ライン」上に、誰が行っても乗れるよう配慮されたいと願うわけである。

派遣前に、少しでも多く語学研修がなされなければならないのは言を待たないし、先に解れた「オン」の専門家は空白の時間を作ってしまうわけである。

### (2) 協力態勢について

専門家個々の力は、必ずしも大きくはない、担当しているせまい部分に小さな効果を求めるならば、話は別だが、日本が協力指導している学校全体の

レベルアップを図らずして協力効果を云々することはできないと思う。従って、専門家全体の動く方向を定め、総合された力が、学校全体に影響する形にしなければならないと思うわけです。学校運営の中に、又文部省に対する協力、アドバイスの中に、そういう日本人の総合された力を求められているわけですから、サ国の場合、しかも現段階では、小規模センターとしての構想をもつてのぞまれないと思うものです。

サ国の場合、予算を伴わずに直ちに発足出来ることと、専門家の今後の目標が、教師の再訓練にあるとすれば、尚更、この構想は、サ国に対する技術協力として、理想的な形になってくるわけです。

### (3) 機材の供与

機材の供与は、使用目的と、必要量の算出計上に、はっきりした根拠がなければならぬ。収容する場所の大小、教育対象になる生徒数、或はカリキュラム等がそれである。

日本ではこういうものを使っていたとか、日本にはこんなものがあるからとか、少しでも近代的なものを持ち込んで、日本の示威の手段に用いようなどは、間違ひもはなはだしい。

戦後の日本の技能者養成が開始された時点を想起して、サ国は、今どの辺にきているのか、それすれば、今は、どの種の機材に最も重点がおかれなければならないか、専門家の責任に於て判断し、事業団に要請されなければならないわけです。

具体的供与については、専門家の業務と切り離す事は出来ないわけだから一貫した年次計画の許に行なわれるべきと思う。

更に供与された機械は、熟練工が使用するのではなく、全くの素人に使用させる訓練用の機材ですので、必ず不具合を生ずる事は、容易に考えられるところです。ところが、これらの補充部品は、現地では、殆んど調達が出来ないわけですから、小さな故障のために、有能な大機器を眠らすことのないよう、年々保守のために配慮がなされなければならないと思います。

以上、3点をとりあげ、骨子として簡単な説明を加えたが、人間関係の確立

とか、指導技法或は、西語で作られた補助教材など、大切な事はたくさんありますが、いずれも前記3項目の中に含まれるものと理解されたい。

## あ　と　が　き

この資料の中で、自分が良く理解していることから、或は舌足らずの説明になっている部分があるかも知れませんが、疑問のところは、ご質問いただければ、お答えいたしたいと思います。

「エルサルパドル」には、未だ強い愛着を感じて居りますので、この資料が、いくらかでも役に立ってくれることを心から願っております。

## パラグアイにおける技術協力の事例

前パラグアイ国派遣専門家により寄せられた報告書より、同国に対する技術協力の事例と、専門家のコメントを纏めたものである。



## パラグアイにおける技術協力の事例

### (1) 林業および林産加工業開発プロジェクトに対するFAOの協力の事例

この協力は1967年5月に国連とパラグアイ政府との間に結ばれた協定に基づいて実施されている。この計画は森林資源調査の実施、特定地域に対する林産加工計画の作成および林業普及センターの設立および強化を目的としたもので5ヶ年間にわたる長期のプロジェクトである。

このプロジェクトの予算総額は5ヶ年間に約150万ドルでそのうち約104万ドルが国連の特別基金から供与される。その主な内容は8名の専門家の派遣(約58万ドル)、機械および器材の供与(約25万ドル)および留学生の受入他である。パラグアイ側の分担の主たるものはカウンターパートの技術者・事務職員・業務員等の給与(約30万ドル)土地・建物関係(約10万ドル)および業務運営費等となっている。

この予算のパターンは日本の場合の訓練センターの型に近いものと思われる。ただし重点はむしろ林業普及センターよりは森林資源調査におかれている。この型は最もありふれた技術協力のパターンのものであるが、この型の技術協力は一般的に云ってパラグアイのような遅れた経済力のない国では問題があるようである。このFAOの事例で云うとパラグアイ側が分担する約束になっている業務運営費(約5万ドル)および現地業務員給与(約23万ドル)の支出が遅れたことのために計画全体が遅延し著しく効率が悪くなった事に注目すべきである。この事はパラグアイのように財政が弱く教師や官吏の給与がしょっちゅう中数ヶ月遅配するような国では当初から充分予想されることであって、むしろこうした事が起っても業務運営が円滑に行なわれるような協力の型を工夫することが必要であろう。現地における業務運営費のようなものは当然現地政府側が負担すべきだというような考え方はあろうが、僅か3%の資金の流れが円滑でなかったため計画全体が停滞したり効率が悪くしたりしたのは全くもったいない。

このプロジェクトでもはっきりその結果はあらわれていて、計画全体が遅

延しそれに伴ない当初の計画の一部をカットしなければならなかったし、F A O の専門家連中がプロジェクトの前半の期間では動きがとれず半ば遊んでしまっている状態があった。

バラグアイのような遅れたしかも財政力の弱い国でこのパターンの技術協力を行なうことについて若干の意見を述べれば

- ㊤ 訓練・普及センターとしての機能と並んで、あるいはそれ以上に調査・試験・研究といった部門の機能が求められている。そこで必ずこの両面の機能を果せるようにしてもらいたい。
- ㊦ 予算の面での柔軟性が欲しい。現地政府側が約束したことを実行しない例はバラグアイだけに限ったものではないと思う。これは単に相手国の不誠意としてせめることはできないと思う。やる気があってもできなかったり遅れたりするところにこそこれらの国の悩みがあるのではなからうか。そしてそんな国だからこそより一層の援助と協力が必要なのではないか。だから相手国政府の約束が果されなくてもプロジェクト全体が麻痺しないように予算の組み方を工夫し柔軟性をもたせることはできないものだろうか。もう一歩進めていえば従来のパターンで充分効率的な運営のできる国もあるだろうが、バラグアイのようにまだそのレベルにすら達していない国では、むしろプロジェクトの数やスケールを少なくしても原則として全額を日本側で持つという前提からスタートして、可能な範囲内で突進にもとづいてバラグアイ側に負担させて行くというような考え方に立った方が現実に合っている。

## (2) 綿の生産増強に関するフランスの技術協力の事例

バラグアイに見るフランスの綿開発事業に対して行なっている技術協力は示唆に富んでいるように思う。

まずこの技術協力はドゴール大統領が生前バラグアイを訪問した際に、ストロエスネル大統領と交した約束にはじまっている。

まず在バラグアイのフランス大使館はバラグアイの現状からフランスが技術協力を行なう部門を農業部門にしばるという判断を下し、一人の農業専門家を経済企画庁の農業部へ派遣して来た。この専門家は当初から農業プロジ

プロジェクトの選定を行なう目的でパラグアイ農業の調査と必要な資料の蒐集を行なった。農業の主務官庁である農牧省でなく経済企画庁に派遣されて来た理由は④企画庁にいれば農業に限らずあらゆる部門の開発計画が把握でき、総合開発計画との関連がとらえられる。⑤同庁長官が開発途上国の官吏に珍らしい柔軟な頭の持ち主で仕事が仕易い。⑥同庁総務部長がフランス語に堪能でフランス大使館と密接な関係にあった。⑦企画庁は農牧省以上に新しいプロジェクトの推進に対して意欲的である等が考えられる。

この農業専門家はスペイン語がきわめて達者でパラグアイ側の各種プロジェクトに対する助言や協力を行ないながら、2年に近い日数をかけてゆっくりとパラグアイ農業の種々の分野の現状および問題点の分析を行ない、またフランス側の技術者その他の事情を本国側と検討した上フランスとしては同国が中央アフリカで開発した綿の優良品種の導入を軸として綿の増産計画の策定推進に対して協力することにきめた。

同国が綿に技術協力の対象をしぼったのには⑧フランスがアフリカを中心に熱帯あるいは亜熱帯地方での多年の経験を有する綿その他の繊維作物の優秀な技術者の手持ちがあること。⑨パラグアイにおける綿の生産を制約する最も大きな因子の一つは角点病による減収であると考えられるがたまたまIRCT ( Institut De Recherches Du Coton Et Des Textiles Exotiques ) が中央アフリカで開発したB-50、TKB-12等の綿の新しい品種がこの角点病に対し非常に抵抗性が強いのでパラグアイの気候でもかなりの収量が期待され又品質的に云っても従来パラグアイで栽培されてきた陸地綿の品種 ( Empire 等 ) の繊維が平均25~28mmであるのに対し28~31mmと長く優れていること。⑩綿はパラグアイにおける伝統的な輸出作物であり過去において現在の3倍に及ぶ生産があったため数多くの操綿工場が既に設置されているが現在ではその能力の14%しか稼働していない。逆に云えば原料の増産さえできれば加工面での新しい投資を全く必要とせずきわめて効率的に生産および輸出の拡大ができる。⑪パラグアイ人農家の大部分は綿について永い栽培の経験を持つており優良品種の導入による増収が望めれば、生産を拡大することは比較的容易であると考えられる等の理由があげられる。

企画庁に派遣された農業専門家は引き続きこのプロジェクトのコーディネー

ターとして残り、さしあたって④現地の実情に合せた技術協力のスケジュールの作成。⑤派遣されてくる専門家の受入体制の準備。⑥派遣されてくる予定の専門家と連絡をとりその要請に応じて予備調査を実施したりあるいは必要な資料やサンプルを予め送付したりして送られてくる専門家が事前に充分準備されてくるようにした。⑦また専門家の携行機材等は現地の通関手続きに手間どることを計算に入れて予めコーディネーター宛送付しておき、専門家に到着の時点ですぐ間に合うよう努力していた。

このプロジェクトの主軸は1967年に派遣されてきた1名の綿栽培の専門家とそのアシスタントである1名の青年隊員である。彼等はコーディネーターと協力しながら、今後綿の栽培の発展が予想される8ヶ所の農学校・農事試験場等をパラグアイ全土から選び、既に述べたIRCTで開発された優良品種および従来栽培されていた陸地綿系の各品種についての品種比較試験を実施したが上述の新規導入品種が予想された通りの好成績を収め、その差が一見して明らかに判る程度であったためこれらの試験圃場は普及を促進する展示圃としての機能も果たした。

この品種比較試験は1971年まで引続いて行なわれたが専門家は同一の人が毎年綿の栽培期間だけ派遣される形をとっていた。青年隊員は年間を通じてパラグアイに残り、専門家がフランスに帰っている間もその指示に従って準備作業を行っていた。

又品種比較試験を開始した1967年の時点でこの試験と併行して操綿の専門家、農業普及指導の専門家、綿の流通に関する専門家等が次々とパラグアイに派遣されてきたが、その滞在期間はそれぞれの業務内容に応じて2週間から6ヶ月までと異っていたが、短期間しか滞在しない専門家も話をしてみるとコーディネーターを通じて予め十分な資料が与えられ良く準備ができていたことが感じられた。従って新しく到着した専門家でも直ちに核心をついた型で問題に入って行けるわけできわめて効果的に動いているのが判った。

品種比較試験の結果、B-50あるいはTKB-12等アフリカで開発され

た新品種で予期以上のよい成績を収めうるものが判り又上記の関連各分野の調査結果がまとまった1969年に、フランスミッションはパラグアイ側の農牧省、経済企画庁、勸業銀行と協力し「綿生産の現状分析」および「綿増産に関する5ヶ年計画」を作成した。

1969年からは、上記5ヶ年計画にそってこの試験と併行して選抜された優良品種の種子の増産を開始した。専門家および青年隊員は品種比較試験終了後も引き続き種子の増産および農家レベルに対する普及および技術指導業務に対して必要な協力・指導を行なっている。

農家レベルでの生産は1971年から開始されたが、ここでもこの新しい綿はきわめて好評で急速に普及しつつあり、今のところ種子の生産が間に合わない状況である。

この結果従来平年度実綿で25,000~30,000t程度の生産であったものが1970/71年には40,000、1971/2・45,000tと順調に増加しつつあり、計画終了時の74/75年には95,000tに達する見込である。又この増産分のほとんど全量が輸出にまわるところから約800万ドル（全輸出額の約10%以上にあたる）の外貨収入の増加が期待され、またその大半が小規模な経営の農家の収入になるのでこの計画の成果がパラグアイ経済に及ぼす影響はきわめて大きく技術協力としては成功したものと云えよう。

このフランスの技術協力の型がパラグアイでの特殊な例であるかどうかはこの国に限られているため明らかでないが、現地でフランス人専門家達に聞いた限りではごく一般的な技術協力の型のようなものである。ここではこの技術協力が成功した理由を日本の技術協力の場合と比較しながら整理してみよう。

- ① 同じ専門家の派遣でも各種の専門家をいろいろな分野に派遣するという形をとらずテーマをしぼって一つのプロジェクトとしてまとめた形でとりあげていること。従って技術協力の成果も比較的評価し易く、受入国にとってもこういうまとまった技術協力の方が有難味があるようだ。
- ② プロジェクトの選択にあたっては、常にフランス側がイニシアティブを持っていること。まず大使館レベルでは技術協力の対象分野を農業におく

か通信関係におくかあるいは既述調査におくかといったきわめて大規模な判断だけを行ない具体的なプロジェクトの選択はその分野の専門家にまかしている。開発途上国にある公館は日本の場合に限らず小人数で手薄であるのが普通であり、従って様々な分野の個別のプロジェクトを選択するために必要な専門知識や十分な準備調査を期待するのは無理というもので、むしろこのフランスの例の方が実情に合っているように思う。実際相手国からの思いつきの専門家派遣の要請を十分な調査検討なしに受付けたため専門家が派遣されてから仕事の堪えが与えられず困ったり苦勞したりしている事例がある。

- ③ プロジェクトの選択を効率がよく成果があげられるという角度から行なっており、したがってこのプロジェクトの予算を組むにあたって財政力のないパラグアイ国特有の事情が充分考慮されていて、旅費・携行器材の引取り費用・試験栽培費等についてパラグアイ側の予算がたとえ出なくても円滑に活動できるだけのものを組んでいる由であった。この点パラグアイ側の予算が全くないため殆んど自己負担で働かなければならなかった（昨今は業務費がつき又その額も若干増加して良くなってはきたが）我々日本入専門家にとってうらやましい限りであった。この種の費用はプロジェクト全体の予算から見ればきわめて僅かなものに過ぎないが専門家の能力をフルに引出すためにはきわめて大切であることは既に上述したFACプロジェクトの例と比較しても明らかである。
- ④ 優れたコーディネーターを持っていたこともこのプロジェクトの成功の一因であろうと思う。まずこのコーディネーターの予備調査によってパラグアイ側の実態が正確にフランス側に伝えられ又現地のコーディネーターに対してもフランス側の協力の可能性（単に専門家の派遣だけでなく、このプロジェクトの場合むしろIRCITが開発した綿の角点病に対する抵抗性品種がここでの主役であった）を連絡してあったことがその後のプロジェクトの進行をきわめてスムーズにしている。予備調査等の過程で農牧畜経済企画庁農業部・農事試験場等の技術者や国際機関の農業技術者と親し

くすることによって各方面の協力を得易い基盤をあらかじめ作っていたことも同様にプロジェクトの推進を容易にした。また短期間派遣されてきた技術者の場合一般にスペイン語が不自由であったがこのコーディネーターが自分の車輛を提供し殆んど付ききりで協力したので、予めコーディネーターを通じて実態把握がよくできていたことと併せてこれら専門家の業務がきわめて効率良く行なわれたように思う。

- ⑤ 短期派遣の専門家の調査報告書あるいは品種比較試験等の結果をまとめた報告書はスペイン語訳のものがどんどんパラグアイ政府に提出されていた。日本人専門家の場合で云うと OTC A あるいは公館長宛に報告書は提出されるが、その中重要なものだけでもこれを翻訳して(スペイン語が無理なら英語にでも)相手国の政府に提出する制度ができてないため個々の専門家が個人の努力でスペイン語又は英語の報告書を相手国政府に提出しない限りすべて口頭による報告だけに終わってしまつて何の記録も相手国に残していないのはどういうことなのだろうか。相手国政府の要請で派遣され相手国のために働いているのだからたとえ OTC A への報告書を出さなくても相手国側への報告書は不可欠であると思う。
- ⑥ 必要な技術者が計画に従って予め定められた時期に派遣されてきたこと。日本の場合には本当のところ専門家の到着予定が通知されて来るのは到着の数日前でそれまでは全く予定がたたないというのが実態であった。従つて我々が現地で行なっていた養蚕のプロジェクトでも専門家の派遣や機器の到着がことごとく予定より遅れるため計画の変更を何回も行なわなければならなかった。

### (3) スイス政府の農業に対する援助

スイス政府の例は全く異色のものである。この国も協力の対象を農業にしばっているがプロジェクトの管理をしている専門家が1名派遣されているだけである。スイスが過去において実施したプロジェクトの中には農協職員の訓練センターがあり、これは日本が実施しているセンターのパターンと大同小異であった。しかしここ数年はこの訓練センター（すでに運営はブラグアイ人の手で行なわれている）に対する助成と併行してブラグアイ側の農業プロジェクトに対する資金の贈与にむしろ重点を置いている。

もう少し具体的に説明すると、スイス側のプロジェクト1件当りに対する資金の供与は1万～1万5千ドル程度でブラグアイ農牧省が計画は持っているが予算がないため実施できないでいるプロジェクトの中からプライオリティがありかつ資金贈与に相当と思われるものを選んで資金を贈与している。

現在まで実施したプロジェクトの中にはビジャリカ地区に対する種豚センターの設置および農地改革に基づいて設定されたストロエスネル植民地への飼料工場の建設等がある。

種豚センターの場合で云えばアルセンチンから導入した種豚の購入費および施設・機器費の一切を援助しており、形の残るものであれば豚でも建物でも器機器具でも区別せずに援助の対象にしており、また購入する先も特に指定はしていない。

スイス側はプロジェクトの選択を終ると受施計画の作成には若干のアドバイスをする程度でブラグアイ側の主体性に委せ実施計画を検討承認すると該当資金はブラグアイ側に引渡されて執行はブラグアイ側の手で行なわれている。実施計画の提出から計画の実施までが比較的短期間（3～4ヶ月）で行なわれていることから考えてスイスの担当機関が相当柔軟な姿勢でこの種プロジェクトに対してあるいはかなりの権限を現地駐在員に与えているかであろうと思う。通例運営費を除いてプロジェクトの殆んど全費用を援助しているようだが計画を実施するブラグアイ側の担当者そのものが案を作っているため計画の実施はきわめて円滑に行なっている。

この形の援助は他の国や国際機関に例がないところから丁度これらの穴をついた形になりブラグアイ側に非常に喜ばれていて各国各国際機関からの様



様の援助の中でも評判がよい。別な言い方をすればどこの国もどこの機関もきまりきった幾つかの似たようなパターンの協力や援助を行っており、またそれぞれのパターンの問題点はいずれも同じような所に出てくるためこれらの定型的な協力や援助では手がつけられない部分が必ず出てくるのだが、まさしくその部分をスイス政府の援助が取上げているところにこの型の援助が歓迎される理由がある。

日本のパラグアイに対する技術協力でももしこのような小型プロジェクトに対する予算があれば養蚕の場合などは普及の速度を一段と飛躍させることができることは疑いない。パラグアイのように小さく財政力のない国ではこの僅かな資金によるプロジェクトの影響は大きく（例えば前述の種豚センターもパラグアイで唯一のものであり養豚農家のこのセンターに対する期待は大きい）また効果的であるので専門家の派遣と平行して小プロジェクトに対する予算を考えてもらいたい。

一人の専門家を1年間派遣する予算でこの種の小プロジェクトを1～2件取り上げることができるので使い方によってきわめて効率的であると思う。

### § 3. 専門家派遣事業の改善してもらいたい点

#### (1) 技術協力協定について

我々専門家にとって何よりも先に考えて頂きたいことは、専門家を派遣する先の国々との間に技術協力協定を結んで頂きたいという事である。結ばれるべき技術協力協定の内容については、その当時国間の事情によって若干の相異があろうが我々のお願ひしたい点は受入国における専門家のステータス・特典・身分保証等をはっきりしてもらいたいという事である。

他国の例を見ると、技術協力を実施する前提としてまず技術協力協定が結ばれ、それから技術協力が行なわれるというのがごく一般的な姿のようである。

専門家派遣という角度から見れば、専門家のサービスを提供する側の国としては、受入国がこれらの派遣された専門家を働き易い環境で受け入れ、そして各専門家が充分にその能力を発揮することができるように各種の基本的な受入の条件について取りきめかつ自国の派遣した専門家が受入国において各種の国際機関や第三国の派遣した専門家と比べ不利な扱いをうけることがないように技術協力協定の中にこれらの内容を盛りこんでいるのがごく普通の形であろう。

パラグアイの場合、併せて約100名に達する専門家が各種の国際機関および先進諸国から派遣されてきているが、パラグアイ側から聞いた話によるとこの100名の専門家の中で技術協力協定あるいはそれに代る取りきめ等がなくそのため公的な形で専門家のステータスがはっきりしていないのは日本とスイスだけであるとのことであった。またなかにはすでに技術協力協定を結んでいながら現在専門家を派遣していない国もある由である。

日本の場合バイラテラルな技術協力としてはアメリカ・ドイツに次いで多くの専門家を送っていて1972年8月にはその数は7名にも達していた(スイスの場合、その専門家は僅か1名に過ぎない)だけに、むしろパラグアイ側でどうして日本が技術協力協定を結ぼうとしないか不思議がっていた位である。

しかし海外青年協力隊の場合には逆に協力隊派遣に関する協定を結んだ後でないで隊員を派遣していないのに、何故専門家の場合には協定がなく、A1フォームというきわめて漠然としたものを根拠にもとづいて派遣することになっているのか、そのあたりがきわめて不明瞭である。

今の制度では専門家なるものは云うなれば傭兵部隊であって、外務省や大蔵省の人間ではないし、また担当機関であるOTCAの職員でもないところから、関係機関にとって直接的な関心がないため専門家の保護であるとかスティタスであるとか云う問題に熱心でないのではないかという意地悪な見方もできないわけでない。

協定などなくても今まで長い間何とかやってきているのだから今さら協定を結ばなくてもこの事業の運営に大きな影響はなからうという意見の現実主義者もおられるであろうが、何故殆んどどの国が専門家を派遣するに当たってそのスティタスや取扱いに関する取りきめを盛りこんだ協定を結ぶことを原則としているかを初心に戻って考えて見て頂きたい。

今まで大きな問題が起っていないとすればそれは現地公館の担当官がケースバイケースで努力解決して下さった結果と思うし、又専門家達が我慢してきたからだと思う。しかし本来こうした問題は個人の善意とか努力に頼る筋合いのものではないので制度的に解決して頂きたいと思う。

A1フォームに明記してある問題でも（例えば車の免税輸入について）実際の手続にあたってはその法的根拠が事務レベルで問題となりその解決までに相当の日時を要したり度重なる交渉を必要としたりした例が多かった。

一番不安なのは、こうした開発途上国で起り勝ちな内戦や革命等の非常事態が起りそれに伴って何か事故が起ったとき、このスティタスの不明確さが問題をひき起しはしないかという事なのである。

同じ中南米でもブラジルとの間には協定があるのだから日本政府にとってこの種協定がどうしても具合が悪いと云う訳ではないようであり、従ってこの事実は外務省なり、OTCAなりが本気になってやろうと思えばできる事であると思う。

国際的な要請から見ても、今後日本の技術協力は増加する方向に向うで

あろうし、又それに伴って派遣される専門家の数も増加するであろうから、ぜひとも専門家が現地で安心して仕事ができるように受入国のすべてと技術協力協定を結ぶことを今後の前進への第一歩として頂きたい。

ところで現実的な観点に立って考えると、さしあたって早急に協定を結ぶことが難しい日本側の特別な事情があるのかもしれないので、その場合には例えば相手国政府との間に日本政府が技術協力のために派遣する専門家のステータスや取扱い、特典等について一般的な取りきめをせめて覚え書きの交換という形ででも行なうとか、あるいはそれとても難しいとすればせめてA1フォームの提出にあたって現地公館で上述の点を細かくチェックし国際機関や第三国の専門家と同様の取扱いをうけられることを相手国の専門家派遣要請を受付ける前提条件としてもらいたい。

## (2) 受入国の立場に立って

日本の技術協力の第一線に立った経験から、あるいはそこから同じパラグアイに対して行なわれている他の国や国際機関の協力や援助を観察していて感じられることは、これらの協力や援助が一般的に云って受入国の利益のために受入国の立場に立って行なわれているという感じが乏しいことである。

それは派遣されてくる専門家個人の責任に帰する場合（国際機関の場合に比較的多い）もあるが、その多くは協力や援助を提供する先進国の側の基本的な考え方や制度やあるいは予算の裏態が自分本位で相手国の立場を忘れ勝ちであることに起因しているように思える。

その一つの例が先に述べた報告書の件でも表われていると思う。これらの技術協力が相手国の立場に立って行なわれるのであれば、まず専門家の報告書は相手国政府に出されるべきであると思うが今のところこれは各専門家個人の責任に委されている。つまり専門家派遣の場合には開発調査等で派遣された調査団の場合のようにその報告書を翻訳・印刷して相手国政府へ提出するための予算が組まれておらず報告書の提出が予算化され制度化されていないのである。

特に調査研究等が派遣の目的である場合には報告書を相手国側に提出せ

ず口頭の報告で終わったのでは相手国にとって何の事だか訳が判らず、そんな技術協力もありましたかねといった程度になり、その成果を利用したくてもその方法がないということになってしまう。

卒直に云って大部分の専門家は相手国の言葉で（あるいは一步ゆずって英語でとしてもよい）すら～と報告書が書ける程言葉が達者でないことはOTCAの方でよく御存知のはずで恐らくそうした状況はここ数年で直ちに变化するとは思われないので専門家の報告書を必要に応じ現地語に翻訳し印刷することを制度化し予算の裏付けをとってもらいたい。

こんなことを続けているとこの報告書のことから日本の技術協力のレベルまで疑われることになりかねない。

以上とりあげた2つの問題はいずれも小さなことであるが相手国のためという視点が抜けているという意味で象徴的である。このことは第2章で述べたフランスやスイスの協力が成功している理由と対比して読んで頂けば良く判ると思う。

フランスの方式は日本の技術協力の現行の制度と予算の型の中でも人材を得てかつ柔軟で敏速な適用を行なえばできることである。逆に云えば技術協力についてはフランスの場合は、相手国の実態に合わせて自己の制度や予算の運用を行っており、日本の技術協力の実施体制にはまだ硬いところがあるということになるのだろうが日本の技術協力の歴史もすでに相当の頁数を重ねているだけにこれは残念なことだと思う。種々の困難はあろうが、実施機関であるOTCAはせめてフランスなみの機動性と柔軟性を持つ方向に努力してもらいたいものである。

スイスの方式は恐らく今の日本の制度とくに予算に対する考え方からすれば殆んど実現不可能と思われる位思いきった型のものである。予算の取扱いにあたって携行器付の場合に見られるよう関係者に対する不信感を基礎にでき上がっている制度のためにかんじがらめになり、折角の専門家の活動の効率を著しく落している日本の場合と比べ、相手国の政府のプロジェクトとその実施能力に対して信頼する（実際我々が見ても疑わしい位のものであるにも拘らず）ところからはじまっているスイスの方式に技術協力に対する根本的な姿勢の違いを感じるのである。だからこそパラグアイ側もスイスの期待

に答えてこれらのプロジェクトを我々が考えた以上に立派に実施しており、  
そうした相互の信頼の気持ちこそが開発途上国への協力の基礎に最も必要な  
ことと思う。

専門家個々人がこうした気持ちを持つことの必要性は論ずるまでもないが、  
それ以上に制度やその運用にまでこうした気持ちがにじみ出てくるようにな  
らなければ何かと不自由な開発途上国の経済・社会開発に対する本当の意味  
での協力は難しいと思う。

(以 上)

ブラジル繊維工業技術訓練センター  
を中心とした技術協力

ブラジル繊維工業技術訓練センター

前理事長 竹 田 元 彦





筆者はブラジル繊維工業技術訓練センターに勤務しておったのでセンターの協力事業の実際を主としこれに事業遂行上の問題点、東北伯の旧、現状を書いた。任国の社会、経済……は小生東北伯におった関係上明確なデータも少くまた現在ブラジルブームで多くの人がこれ等のことを調査に出掛けて連日のように新聞に雑誌にその報告が出ているので考慮の結果とりやめた。ブラジルにおいては繊維工業は最も古い産業で現在ではある程度進んでいるので開発計画もなく外国の技術援助もないため省略した。

## 1 ブラジル繊維工業技術訓練センター

### 1. センター設立の経緯

#### 1.1 センター設置協定の締結

日本政府は開発途上諸国に対する経済技術協力の一環として、伯国政府に対して技術協力を申し入れたところ、同政府は、原綿の産地でありしかも豊富な労働力をもちながら当時衰退に向いつつあった東北伯繊維工業を復興し、東北伯の発展に寄与させると云う国策にそって、東北伯レシフェ市に綿業技術訓練センターを設置することを要望して来た。よって日本政府は4名からなる調査団を1ヶ月半にわたって現地に派遣し、その可能性や効果などについて詳細に調査を行ない、これを基に日伯協議を重ねた結果、センターの設置について両者合意に達したので、1962年3月28日センター設置協定を締結した。

#### 1.2 当時の東北伯繊維工業の問題点

ではここで協定締結当時の東北伯繊維工業の問題点を、おもにスデネ (Superintendencia de Desenvolvimento do Nordeste - SUDENE - 東北伯開発庁)の当時の調査報告を引用してのべる。

##### a) 機械設備

東北伯のほとんどすべての工場の設備は老朽化して、30年以上も使用されたものが非常に多い。これを工場における主要機械である精紡機、織機について見ると、表1の通りで、精紡機においては全錠数の54%、織機においては全台数の81%が30年以上を経過しておる、従って、

表 1

精紡機および織機の経過年数

年 数	精 紡 機		織 機	
	錠 数	%	台 数	%
15年以下	245,930	38.3	3,016	13.4
15～30年	48,500	7.5	1,201	5.4
30年以上	347,876	54.2	18,258	81.2
	642,306	100.0	22,476	100.0

極めて旧式機械で、精紡機の65%はハイドラフトでない普通精紡機、織機の90%が自動化されていない普通織機である。

表 2

精紡機の種類と総数

精紡機の種類	総 数	%
普通精紡機	421,364	65.6
ハイドラフト精紡機	220,942	34.4
計	642,306	100.0

表 3

織機の種類と台数

織機の種類	台 数	%
普通織機	20,139	89.6
自動織機	2,337	10.4
計	22,476	100.0

b) 労働賃金

東北地方の豊富な労働力、低賃金はこの地方における繊維工業の発展の重要な要素となっておったが、次第にこの有利性を失って来た。

これは国内のインフレ昂進による賃金の上昇が、この地方における食料品価格の大巾上昇と云う特殊事情のため、兩伯に比較して高率であったことによる。この結果、設備の老朽化、経営の不合理などから過度の労働力を使用するこの地方の工場は、極めて不利な状態におかれた。

c) 過度の労働力の使用

東北地方工場はその所有設備の操業において、一般に考えられる以上の労働力を使用していた。工場の設備は旧式で老朽化しておるので、操業、保全に多くの労働力を必要とするが、また工場における機械配置の不良も、その原因であった。この地方の多くの工場は、原料から製品に至る流れを無視して創設されておったし、創設時には合理的に配置されたが、

その後の拡張あるいは更新時に配置が変更されて、半製品の流れを悪化し、間接的に労働力の増加を招いた。

また過度の労働力の使用は、従業員に対する適切な訓練の不足、生産能率に応じた従業員への妥当な報酬の欠如にも基因した。

#### d) 管 理

東北伯の工場管理は、全般にわたり極めて拙劣で改善の必要があった。その欠点にはつぎのようなものがあげられた。

- i) 主要原料の消費あるいは利用管理の不足。
- ii) 生産コストに対する認識不足。
- iii) 多種類の織物の生産（その内の幾種類かは赤字）
- iv) 市場に対する認識不足。

#### e) 固定投資に対する融資

南伯の工場は第2次大戦直後、為替上の利点を利用して多くの新鋭機械を輸入したが、東北伯においては再整備は全く行なわれず、当時の保有資金は他部門への投資、あるいは日毎に高進するインフレに直面して工場の運転資金として消費された。その上融資を行なう資金に欠け、ようやく54年に至って東北伯銀行が設立されて融資の道も開かれたが、これにも限度があった。このように融資金の不足から、この地方の工場は再整備を行なうことが出来ず、その結果生存のため種々の困難に直面した。

#### f) 市 場

国内市場は輸送機構の拡大に伴って次第に開放されて独占することが困難となり、その上南伯の繊維工業の著しい発展によって競争は激化した。一方都市の発達、国民所得の増大につれて需要も質、量両面において変化した。その結果東北伯繊維工業としては激化された市場、需要の変化を念頭において生産能力の増強、生産コストの節減、良質製品の供給のため技術的向上をはからねばならなくなった。しかし一部の工場を除いて、大部分の工場は旧態依然の生産機構を保持したため、生産は太番手織物に集中し、生産される中・細番手織物は品質において劣り結局全製品とも余り良質製品をもとめない農村地域の市場に進出せざるを得

なくなつた。しかしこの市場は内陸地方に散在してゐるため、取引の過程において大きな出費を余儀なくした。

当時東北伯は年間全生産量の45%に相当する約135,000,000メートルの太番手織物を輸出し、中・細番手織物を中心に約100,000,000メートルをおもに南伯から輸入していた。

結局東北伯は

- I) 織物の需要と供給が一致しない。
- II) 中・細番手織物を生産する能力を欠いておるので、太番手織物市場のような活気に乏しい市場で満足しなければならない。

以上のような状態であつた。

### 1.3 スデネの繊維工業再整備計画

以上から東北伯繊維工業を衰退させあるいは工場閉鎖に導くおもな問題点をまとめてみると、つぎのようになる。

- I) 生産設備の老朽化
- II) 生産工程における過度の労働力の使用、従業員に対する訓練不足
- III) 生産コストの増大を招く不適当な管理
- IV) 老朽機械更新のための融資の不足
- V) 需要製品生産能力を欠いておる機械設備、その結果活気のない利潤の少ない市場への参加

東北伯工場は上記のような難局に直面し、しかもこれを自力で解決する能力に欠けておるので、そのまま放任しておけば工場によってはその活動を停止しなければならなくなる懸念が十分にあつた。もし工場の縮小あるいは閉鎖が現実になれば、この地方においては社会的にも経済的にも大問題となる。

東北伯地方は当時少くとも50万人の失業者を抱えておつたが農業は地質の欠陥、気候の異変のため、これらの剰余労働力さえ吸収する能力をもっていなかった。

スデネは東北伯繊維工業の当時の難局を打開するため、つぎの計画を樹立しその実施を決定した。

- I) 管理者の訓練計画

ii) 職長級の訓練計画

iii) 生産設備の更新計画

以上のうち職長級の訓練は、主としてスデネの職員を講師として東北伯各州において短期コースを開催して実施に移されたが、翌62年日伯間にセンター設置協定が締結されたので、この訓練は新設されるセンターに引継がれることとなり、スデネの訓練はセンターが業務開始した64年をもって打切られた。スデネはこの61～64年の期間中に13コースを開催して429名を教育した。

## 2. センターの経過

日伯センター設置協定の締結によって、日本側は将来本センターの伯側補助教官となる3名に対し6ヶ月にわたる呼寄せ研修を実施し、また総額8,000万円に及ぶ無償供与機材の購送などの業務を大体予定通り進めたが、伯側においては、本センターの直接の運営担当機関であるセナイ（SERVIÇO NACIONAL DE APRENDIZAGEM INDUSTRIAL - SENAI - 職工訓練所）の委託受諾の決定が遅れたこと、スデネ、セナイ間に意見の食い違があったこと、ペルナンブコ州政府提供の土地譲渡手続が順調に進ちよくしなかったことなどのため、伯側が準備すべき建物の着工が著しく遅れて漸く63年11月に至って開始された。

日本側はセンターの諸工事を促進するため、センター要員の早期派遣に努め、64年3月2名の先発要員を派遣し、以後同年8月には3名、10月に1名と、協定通り理事長以下6名の技術専門家を順次派遣した。

この結果センターの建設工事は促進されて、同64年3月31日の政変による遅れ難かった工事の遅延もまず最小限度に食い止めて、同年9月には機械の据付を可能とする状態にまでなった。機械の据付は早速開始されて、翌年頭初にはほぼ全工程にわたり終了したが、セナイの資金繰りが順調に進まず、その上工事上の手配が拙劣であったため、電力の導入工事が著しく遅れた。ようやく65年6月に至って送電が開始されたので、直ちに機械の試運転を開始し、全機機械の正常な運転をなし遂げて、7月23日仮開所式を挙げた。そして8月15日には第1回の訓練を開始した。正式開所式は、67年

に至って建設工事が全部終了したので、セナイ創立25周年記念行事をかねて、同年7月21日挙行了。

上記の通り仮開所日が遅れたので、日伯両政府は、実質3年の協力を行なう建前から、68年7月23日まで協定の延長を確認しあったが、要員6名中3名はそれぞれの事情のため滞在を延長することなく、最初の契約通り67年までに順次帰国したので、以後は交代要員を補充することなく、残留3要員をもって援助を続けた。

67年12月伯側は、当時残任の3要員の再度の滞在延長、染色仕上部門の増設、それに伴う専門家5名（染色仕上専門家2名、染色仕上機械据付専門家2名、品質管理専門家1名）の新規派遣を要請して来た。日本側はこの要請に基づき、3名からなる調査団を68年3月約3週間にわたり現地に派遣し、詳細に現地事情を調査・検討した結果、伯側の要請を容れて、68年度予算によって8,000万円の染色仕上用生産機および各種試験機を供与すると共に、仕上部門の増設促進と紡織部門の援助継続を考慮して、引続き2年、70年7月22日まで協定を延長することを決定した。これに伴い要員1名の交代が行なわれた。

70年伯側は、まだ独立運営に対し自信のないこと及び染色仕上部門設置促進を理由に、引続き要員2名の残留を要請して来たので、日本側はセンター協定による協力は同年7月22日をもって終了することにし、新たに中南米計画による協力として、71年12月22日まで協力を継続することにした。これに伴い要員1名が帰国した。

染色仕上部門機材は、69年6月レンソフェ港に到着したが、建設工事が遅れたので、据付は日本より派遣した据付専門家2名によって、ようやく70年5月より開始され同年12月下旬に終了した。この状況に基づき、染色専門家1名が任期3年の予定で同年11月派遣された。

以上の如く日本政府はたびたびの伯側の要請をほとんどことごとく容れて協定を延長し、また71年には本センター伯側理事長（日系2世）の呼寄せ再研修を4ヶ月行なうなど、伯側の自力運営体制の育成に努めた結果、その体制は次第に整備されて来たので、71年12月の協定終了の時期をもって、紡織部門に対しては援助を打切って伯側に引渡した。

染色仕上部門は、伯側の要請通りさらに専門家1名を追加して2名とし、協定通り73年11月まで協力することになっている。

### 3. センターの目的

すでに述べた通り、スデネが東北伯繊維工業の復興さらに発展のために実施を決定した職長級の訓練を全面的に引受けて、工場における操業、保全、品質管理技術などについて訓練を実施し、工場が緊急に必要としておる中堅技術者を養成することを主目的とし、生産技術改良のための研究あるいは実験の実施もまた目的の一つとしている。運営は伯国の職工訓練機関であるセナイのベルナンブコ州支部が、スデネの監督を受けて当っておる。

### 4. センターの概況

本センターは、東北伯ベルナンブコ州首都レンフエ市の西部ボンデー地区に設立された。敷地はベルナンブコ州政府の寄贈によるもので、面積18,827平方メートル、建物総面積は4,576平方メートル(72年9月末現在)である。

所員は日本の派遣専門家を除いて34名(72年9月末現在で直接訓練指導にあたる所員はその内の理事長1名、教官5名、教官助手6名、講師2名計14名である。

日本の派遣専門家は、64年の開設時は理事長以下6名であったが、訓練の進展に伴い可能部門より順次伯側に引渡して来たので、次第に減少して現在は71年開講した染色部門を担当する2名だけとなり、この2名も73年末までには引揚げることになっておる。

機械設備は日伯協力に基づき最初に無償供与した総額8,000万円の紡績および織布機械、各種物理試験機、修理用工作機械などと、開設後4年目の69年に供与した染色仕上機械および各種化学試験機その他、66年供与の255万円、70年供与の360万円の追加機材から成りたっている。従ってこの内の紡織機械の大部分は、製造後すでに10年を経過しておるので、同地方に新しく設置された欧米の最新式機械と比較すると旧式に属するが、これを他の訓練あるいは教育機関所有の設備と比較すれば、質においても遜



にまさっておる。特に本センターの試験設備は、たびたびの追加供与によって充実完備されて東北伯随一と云える。

## 5. 訓 練

5.1 訓練の概要 本センターの最大業務である訓練は伯側の要望にそって、

- i) 現職の職長、副職長の再教育
- ii) 職長、副職長の養成
- iii) 熟練工の養成

以上の通り決定したが、熟練工の養成は本日まで実施に至らなかった。実施した訓練の概要はつぎの通りである。

- a) 入所資格 原則として東北伯工場からの推せん者で、本センターにおける能力テストに合格したもの
- b) 期 間 リオ・セナイ繊維工高における長年の職長教育の経験を参考に、最初再教育コースは4ヶ月としたが、訓練対象者が工場の操業に欠かせないものであるので、工場の事情を考慮して、これを3ヶ月に短縮した。その他のコースに対しても同様検討を加えて、養成コースは5～5.5ヶ月、紡績試験コースは3ヶ月としている。
- c) 定 員 1期各コース合計約40名を目標として来たが、能力テスト合格者には工場の要望もあって、これまでは全員入所を認めて来た。
- d) 訓練コース 職長を対象とするコースは紡績および織布の2コースであるが、副職長に対しては、混打綿、コーマー連組、精紡紡績仕上、織布準備、織布、染色仕上の6コースを設け、専門に該当するコースを選択させておる。その他には紡績試験コース、品質管理コースがある。
- e) 訓練科目 職長、副職長の教育レベルは低く、一般知識を欠き理解力、応用力も乏しいので、これを補うことを考慮して、訓練には専門知識、実技以外に数学、製図、自然科学、衛生、人間関係、公衆道徳、国語などの科目を取り入れておる。

訓練は昼間コースの場合1日8時間、午前の4時間は座学、午後の4時間は工場実習とし、夜間コースの場合は、18時から21時までの3時間を原則としておる。

- f) その他 訓練生に対しては本センター内に宿舎の設備があり、また奨

学金制度が適用されて、現在では約120クルセイロス(約6,000円)が食事費その他の諸雑費を差引いた残額として、毎月訓練生に手渡されている。本人の会社給料は訓練期間中も会社より支払われる。

## 5.2 訓練の実績

最初の訓練コースは、仮開所日後間もない65年8月に、ベルナンブコ州内工場より参加した15名をもって開始した織布担当副職長の再教育コース(4ヶ月)であった。ついで翌66年2月には、混打縮から織布に至る紡織全工程にわたる混打縮、コーマー廻転、精紡紡績仕上、織布準備、織布の5副職長再教育コース(4ヶ月)を、東北伯工場よりの参加者に対して開始した。以来70年上半期まで毎年上、下半期に各1回このコースを実施した。70年下半期に至ってすでに副職長再教育コースの卒業生は360名に達したので、工場の要望もいれて新しく副職長養成コース(5ヶ月半)を実施し、また翌71年上半期には紡績部門の職長養成コース(5ヶ月半)を開始した。以来これら再教育コース、養成コースを大体交互に実施して、今日に至っておる。

この間69年上半期よりは紡織試験コースを開始し、これも以後毎年上、下半期に各1回実施した。

品質管理コースは70年下半期に至って実施したが、可成り選抜された参加者ではあったがまだその水準は低く、結局所期の効果をあげることが出来ず、時機尚早と見られたので、以後実施を中断して状況を見ておる。

70年末増設を終った染色仕上部門は準備を終り、翌71年下半期より副職長再教育コースを開始し、以後紡績部門と歩調を合せて、養成コースも実施しておる。

以上のごとき訓練経過によって、72年9月末日現在で全卒業生590名に達し、これらを派遣した工場は東北伯各地にある52工場となったが、本年末にはさらに増加して卒業生は693名、派遣工場は57工場となる予定である。

## 6. 工場への技術援助

本センターの主要業務は訓練であるが、工場に対する技術援助もまた業務の一つである。本センターは業務開始以来次第にその存在を認められて、工場からの技術援助要請は次第に増加した。本センターとしては事情の許

すかぎりこれらの要請にこたえて、本センターにおいてあるいは工場に教官を派遣して、直接に技術指導、援助を行なうとともに、センターにおいては試紡、試織を行なって、工場における質、批両面の向上に寄与した。

また本センターの試験設備は完備しておいてその試験データは信頼度が高いので、絹花商、工場、試験場などからの試験依頼は多く連日その処理にあたっておる状況で、工場の品質管理、データのチェック、クレームの解決などに著しく貢献して来た。

### ！ センターの評価

センターにおいては常に業務効果を測定し、その結果を基にして運営を改善し、効果の向上を期さねばならない。筆者は本センター在任中常にこのことを念頭におき、機会をとらえては伯側の評価の収集に努力したのであるが、まず訓練効果は徐々に現われるものであり、またその測定は一定の基準もなく困難なものであるので、的確と思われる評価はあまり得られなかった。しかしつぎのような諸事実から判断しても本センターが伯側からかなり高く評価されておることは間違いない。

- a) 調査のたびに常に大多数の工場から「センターの訓練卒業者は、その勤務状態がよく工場の生産に寄与しておるので、センターの業務に対しては満足しておる」と云う内容の回答を受けておる。
- b) 大部分の訓練卒業者に対して、それぞれの工場において昇格が行なわれている。
- c) 既に訓練生を送った工場からは後続の訓練参加者が派遣され、また新しく参加を申込み会社が絶えない。
- d) セナイ、スデネなどの関係機関において、外国の技術協力といえは、本センターがとりあげられている。
- e) 関係機関、工場、学校、試験場、商社などよりの視察あるいは見学者が増加している。
- f) 伯国の学制改革により72年度より高校に職業科をとり入れたが、この職業科の教育担当に本センターが指定された。
- g) 訓練センター開設にあたり、本センターはそのモデルとして利用されて

いる。

## 8. センターの問題点

センターの業績については以上のべた通りであって、筆者としてもかなりの成果をあげて来たと確信するが、詳細に検討すると改善を要する問題点も決して少なくない。センターとしては現状に満足することなく、今後これらの問題点の早期改善をはかり、さらに効果の向上するよう努力せねばならない。以下その問題点についてのべる。

### a) 教官の質的改善と増員

訓練の効果は直接指導にあたる教官によって大きく影響されるものであるから、教官陣の整備強化には格別の配慮が必要である。

本センターにおいては開設以来現在までに、理事長1、理事長補佐1、教官11、教官助手1合計14名の多数の訓練担当者が退所したが、そのうちの大部分は本センターの給与水準が低いことを不満として好条件の勤務先を見つけて去ったもので、本センターは、好条件の就職先が見つかるまでの期間中、あるいは日本技術者より直接技術指導を受けるための一時的就職の場として利用されておるとも見られる状態であった。

このような状況をセナイはようやく認めて、尚3年前より教官の給与の改善を実施して来たが、現在においてもまだ一般の外部工場勤務技術者と比較して約50%程度低く、依然としくすぐれた技術者には入所も、永続勤務も出来る条件をそなえるに至っていない。現教官はすべて勤務年数において2年を越えておるので、一応定着したかのようなのであるが、これは転職の意志はもちながら好条件の就職場所を見出し得ないため、やむを得ず勤務しておるのであって、本当に落ち着いて勤務しておるものは少い。

現在の教官陣を見ると、採用時の悪条件に影響されて、全般的にその素質は優秀と云い難く、その上勉学を余り好まず、ある程度習得するとそれで充分と思いきみ、さらにそれを基礎として飛躍しようとする意欲に欠けておる。また教官のうち繊維工高出身者は、ある程度基本の知識はもっておるが、直接機械に触れることをあまり好まないのも一伯園においては工高以上の卒業生の一般的傾向であるが一勉学意欲の欠如と相まって、実際

上の知識、経験の獲得が思うほど進展していない。一方他の教官は自己の任務と心得て機械とはちゅうちょなく取組むが、教育レベルが低いので、一般教養においても専門知識においても、欠けておる処がまだまだ多い。センターとしては、これら教官が本当に落ち着いて、それぞれの足らざる処を補うよう仕向けねばならない。

現在センターにおいては夜間コースを実施しておるが、教官は全く増員されないで、現教官が自己の専門分野以外にまで及ぶ多くの授業時間を、昼夜にわたって持っている。教官としては時間外手当を受けて増収となるので、この事態を歓迎しておるようであるが、これでは充分の教育準備も出来ず、特に自己の専門以外の教育においては、充分な専門知識をもっていないため、教育内容はいい加減のあいまいなものとなり、あるいは誤った理解の出来ないものとなることもあって、結局訓練効果も著しく減少する。教官増員の必要が痛感されるのである。

以上の状況から考えて、セナイは教官に対する現行給与の改正を、早急に実施することが要望される。この現行給与の妥当な改正によって、教官の採用も可能となって増員も実現出来るし、有望な技術者を採用して、芳しからぬ現教官ととりかえることも出来る。教官は生活に汲々として好条件の就職口を探する必要もなく、落ち着くので訓練や自己の勉強に専念させることが出来る。その上で教官の質的向上をはかる諸計画を実施すべきである。勿論この給与改正は簡単には出来ないと思われるが、段階的の改正であれば不可能とも思われないので、工夫をこらし万障排して是非実現してもらいたい。なお給与改正にあたり、現行の職務によって給料を決定しておる制度は是正して、ある程度各個人の能力が加味される給与制度を実施してもらいたい。

#### b) 運営費の増額

センターの運営費は、頭初より全額セナイが負担して来たのであるが、開設当時においては、センターの効果にはまだ疑問をもたれて、運営費はセンターの円滑な運営に対して十分なものと云えなかった。その後センターの業績が向上するに従って、ベルナンブコ州の工業界もこれを認識して、予算は年々増額されてきた。しかしながら伯国一般の傾向であろうが、当

センターにおいても、運営費の使用において、外見を重視する方針がとられて、営繕費、事務用器具、什器購入費などに多く消費されて、センターの最大業務である訓練の実施に欠かせない諸資材費、消耗品費は削減される結果となっておるのが現状である。これでは効果ある訓練は出来ないで、この際訓練優先主義に切換えて、さらに予算の増額をはかると共に、予算にしめるこれら諸資材費、消耗品費などの割合を増大することが必要である。

運営費の増額に関連して、筆者は早くよりセンターにおける製品の実費販売、試験手数料の徴収を提言して来たが、セナイは法律によって伯國政府によって創設された特殊機関であるので、営利に類似する行為は出来ないと云う理由で実施に移されなかった。しかしその後の調査によって、営利を伴わない実費程度での製品の販売、試験手数料の徴収は差支えないことが判明し、現に南伯においては実施しておる処もあるので、本センターにおいても、煩雑であるが所要の手続きをとって、是非実施すべきである。

この結果運営費は増加し、運営は円滑となる。

#### c) 訓練の改善

センターは訓練を開始して72年末で満7年を越え、この間約700名の卒業生を出している。

このように工場が緊急に必要とした工場における中堅技術者職長級の訓練は進展したので、この辺でこれまでの訓練を反省して、改善することが必要である。

数字から見ると72年度における訓練参加者は、141名そのうち後半期の参加者は108名で、本年後半期より参加者は激増しておる。これはセンターが昨71年末伯側に引き渡された結果、本年より伯側独自の方針に従って訓練を実施したためである。訓練の効果の測定は困難であるが、卒業生の数は極めて明りょうであるので、訓練の業績をその数によって判断する伯側の方針に従って実施したためである。

この結果実施コース数は増加し、教官は不足して教官のやりくりがつかず、まず休講が増加した。教官は自己の専門外の分野の授業まで担当する。テキストは準備する時間もなく、やむを得ずリオ・繊維工高のテキストを

利用するが、このテキストは内容においても印刷においてもかなり誤りがある。教官は専門分野でない場合には特に、それを発見することが困難で、結局誤ったそのままを講義するため、せっかくの講義も全くわけの分らぬものになってしまう。

筆者はこのような場面にたびたび出会ったので、本年9月の帰国まぎわまで、教官の翌日の授業のため間に合わせの指導を続けたが、このような状態では卒業生は増加するが、効果のあがる訓練は全く期待出来ず、ついにはこれまで努力して得たセンターに対する好評も、失われてしまう。

筆者はいまこそ訓練内容の充実に変換すべき時期と考える。工場もこれを望んでおるようである。センターとしては、この際方針を変えて、今後は内容の充実した訓練を実施すべきである。そのためには教官の増員とともにその質的改善をはかること、同時に実施する訓練コース数を減らすこと、訓練参加者の能力水準をなるべく揃えること、訓練コースの定員をまもること、現場実習にさらに重点をおくことなど改善すべき事項は極めて多い。

かくしてまず内容の充実した職長級の訓練をなお当分実施し、しかるのち順次より高級コースの実施をはかるべきで、現状において高級コースを実施しても、それは単に実施するだけで、その効果は期待出来ない。

## Ⅱ 事業遂行上の諸問題

### 1. 専門家の派遣と待遇

筆者は理事長としてブラジル繊維工業技術訓練センターに8年間勤務したが、この間日本の派遣専門家の専門知識あるいは技術について、批判される時はこれらの欠如を理由に交代をえんきよくに相手国から申し出られた経験をなしとしない。相手国側に技術指導を行う立場にある専門家が、このような状態では技術指導の目的を達成出来ないばかりか、他の派遣専門家に対する相手国側の見方も変って、結局技術協力全体に対して悪い影響を及ぼす。勿論指導を受ける相手国側の技術は極めて低いので、このような事例は極めて少く専門家選考に当って余り考慮する必要もないようであるが、このような事態になった場合折角の技術協力に影響するところが大きいので、専門家選考においては、まず知識技術について充分検討を行なって、欠格者派遣の絶無を期さねばならない。

つぎにセンターのように、ある数の専門家がチームを組んで派遣される場合、現状では寄せ集めの協力期間中だけのチームとなり勝ちなので、各専門家が相和し一団となって技術協力に邁進することは仲々容易でない。その上もしも協調性を欠いた者がおれば、チーム間の結束を乱し、それが拡大すれば相手国側に日本専門家に対する不信感をいだかせ、結局技術協力の効果にも悪影響を及ぼす。筆者の実際の見聞によれば、日本人は外地において意外に変って、お互に足の引っ張りあいをする国民のようであるので、内地においては性格の判断はなかなか困難であろうが、派遣専門家選考の際には技術知識とともに性格も重要条件として考慮に入れるべきである。

以上派遣専門家として最低具備すべき条件についてのべたが、伯国の場合出来るだけ高い学歴の、高度な専門知識技術をもった、すぐれた専門家の派遣が要望される。伯国は地理的關係もあって早くから欧米とは密接に連絡し、多くの技術援助も受けて、欧米に対する認識は深いのに反し、日本は進出企



業も技術援助も欧米に比べて規模においてまだまだ小さく、従って本当の最近の日本技術に対する認識を欠き、日本技術は欧米に比しておくれておると云うのが一般の見方のようなのである。このイメージを打破して、現在の日本の優秀技術を理解させるには、高級技術者の派遣が必要である。

また開発途上国では一般に学歴を尊重する傾向があるが、伯国もその通りで、専門家の技術を正しく評価せずに学歴によって判断するし、また現実に欧米諸国からの派遣技術専門家は殆んど大学出身者であることから、日本も同様大学出身者を派遣し、名実共に外国に負けない技術協力を行ないたいものである。

また技術的だけでなく、人間的にも欧米人の多い中であって、決してこれらに劣らない専門家を送ることが要望される。技術者私底の現在の日本において、すぐれた専門家の獲得はなかなか容易なことではないが、貴重な国税をつかって実施する技術協力であるから、優秀な専門家を派遣すべきで、効果を始めから余り期待出来ない形式的な技術協力は極力さげねばならない。優秀な専門家の獲得、その専門家による積極的の技術協力の推進のため、外務省やO.T.C.A.などにおいては種々の方策を検討され、特に大きな影響を及ぼす専門家の待遇については、在勤俸のペースアップ、現地業務費の増額の他に、専門家帰国後の身分保証、医薬品の供与、災害補償などの制度の確立など、次第に改善されておるが、卒直に云ってまだその額は極めて少ない。

これは現実に希望する条件を備えた専門家を得難いことによっても明白であらう。

外務省やO.T.C.A.では現行待遇が決してよくないことは認められておるようであるが、現行待遇が極めて低く、すぐれた専門家を得て、効果ある技術協力実施のためにこの際内外の諸事情が調査され、特に外国専門家の実状も把握されて、早急に待遇の改善を図られることを望む次第である。

以上待遇の物質的面についてのべたが、わが国の協力事業関係者が専門家に対して、あたかも移住者に対するが如き扱いをされたり、また規定一点張り

で全く思いやりのない処遇をされることなども、この際改善されるべきであらう。

## 2. 語学の問題

技術協力の実施において、障害となるものの一つに言葉がある。これも東南アジア諸国のような英語の通用する国と違って、ラテンアメリカのようなスペイン語あるいはポルトガル語という日本人にはおよそ縁遠い言葉を用いている国の場合、特に影響が大きい。

このような今まで全く関係のなかった言葉を使用する国に派遣される専門家に対しては、相手国に通訳を提供させて、専門家はこの通訳に頼ることが考えられ実行されたが、邦人移住者の多いブラジルにおいても日常会話ならともかく、技術的会話の通訳となると適任者は容易に得られるものではなく、実際に得られる通訳では期待する程の効果はあげられず、どうしても専門家に対して語学の上達が要望されることとなる。

しかし語学上達の成否、遅速は各人によってかなり差違があるので、出来るだけ語学上達の素地があり、上達の意欲をもつ人を派遣する必要がある。

また言語を習得しそれに伴ってその国の習慣あるいは一般事情を理解し、ようやく業務が軌道にのるのであるから、最初のある期間だけは十分な協力活動が出来ない。この結果は技術協力の目標達成が遅れて、協力延長の要請が出されることにもなるので、事情の許すかぎりある程度の準備期間を認めて、出来るだけ早い時期に専門家を派遣することを考慮する必要がある。

## 3. センター設置のあり方

日本は技術センターを設置する場合、訓練に必要な諸機材費、要員派遣費を負担し、その他一切の施設費、人件費、運営費は相手国の負担としておるが、この方式をそのまま適用すれば、センターの開設運営が計画通り進まな

いことが十分に予想される場合には、事情に応じて、例えば建設費あるいは初期運営費などを、日本が負担する方式を採用することが必要である。

本センターも初期においては運営費、建設費が順調に支出されず、意外の長期間を殆んど無駄に過ぎた経験をもつが、これが結局長期間にわたる援助を余儀なくした原因の一つであるので、今後センター設置の場合には、早期目的達成のため、その国の事情に応じて、適切な援助方式をとるべきであることを強調したい。このためには設置決定前の相手国との交渉、諸調査がさらに入念、慎重に行なわれ、それに基づいた適確な判断が必要であることは云うまでもない。

#### 4. 有効な機材の購送

供与機材の購入にあたって入札制度が適用されて、より安価な機材が調達されることは、国税を使用する以上当然なことであって、この処置に対しては何人も異論のない処であろう。

しかし入札はあくまで同一機材あるいは同一仕様、同一性能をもつ機材に適用されるべきであって、もし仕様、性能において可成り差のある類似機材にまで適用を拡大されると、意外な事態を招来することになる。もし製造が粗悪で使用出来ない、あるいは最初から修繕を要する機材が購送されれば、計画された訓練の実施は、はばまれ、相手国側には日本機材に対するイメージを低下させ、日本技術に対する信頼感を失わせ、ひいては技術援助にも悪影響を及ぼす。

特に現地に有効適切な機材が購送されることを要望する。

#### 5. その他

わが国の技術協力は外務省が計画、立案し、O.T.C.A は外務省の監督の下に、その計画を実施するための諸業務を行ない、専門家はO.T.C.A の指

示に従って現地で在外公館の監督を受けながら、技術指導を行なうことになっている。

このような組織になっておるので、これら関係者が協力一致してこそはじめて計画事業の成功が勝ちとられるのである。

筆者は在職8年の間に、一時的ではあったが、この協調を保つことが出来ず、相手国側より批判も受けて事業遂行上マイナスをもたらして誠に残念に思っておるが、将来かゝる事態が再び繰り返されないよう、専門家の権限、義務などについて今少し具体的に指示してもらいたい。

## Ⅲ 東北伯繊維工業の現状

### 東北伯繊維工業の地位

東北伯の繊維工業はつぎの表4で見られる通り、東北伯産業に占める割合を次第に低減して来ておるが、依然として東北伯における重要な産業である。

表 4

東北伯における全産業に対する繊維工業の割合

項目	年度(%)	1939 (%)	1949 (%)	1959 (%)	1969 (%)
労務者数		37.2	32.0	26.2	25.3
支払賃金		36.7	36.2	26.0	20.2
生産額		35.7	31.7	25.9	19.7

### 2. 機械設備

東北伯綿業が南伯綿業と十分競争し得る状態にすることを目的としたステップの東北伯繊維工業再整備計画によって、機械設備の更新は進展した。この状況を見るため、主要機械である精紡機、織機について59年当時と比較すると、つぎの表5、表6の通りですでに69年において、かなり再整備が進んだことがわかる。

この両表によれば、59年においては30年以上を経過する精紡機が錠数において54%、織機において81%を占めておったが、69年にはそれぞれ19%、32%に減少し、また59年には38%の錠数、13%の織機が15年以内のものであったが、69年には39%の錠数、37%の織機が10年以内の機械となって、新旧機械の入替が行なわれたことがわかる。

表 5

1969年における機械の経過年数

経過年数	精 紡 機		織 機	
	錠 数	%	台 数	%
10年未満	168,323	38.8	4,027	36.5
10～19年	106,896	24.7	3,202	29.1
20～30年	75,400	17.4	319	2.9
30年以上	82,565	19.1	3,468	31.5
	433,184	100.0	11,016	100.0

表 6

1959年における機械の経過年数

経過年数	精 紡 機		織 機	
	錠 数	%	台 数	%
15年未満	245,930	38.3	3,016	13.4
15～30年	48,500	7.5	1,201	5.4
30年以上	347,876	54.2	18,259	81.2
	642,306	100.0	22,476	100.0

またこの両表から、59年には642,000錠あったものが69年には433,000錠に約33%減少し、織機においては59年の22,000台が69年には11,000台と約半数減少しておることが見られるが、これはスデネの再整備計画遂行にあたって、それまでの生産量を維持する方針がとられたため、更新に伴って機械の生産能力が上昇したことを示しておる。

以上の在来工場の更新とは別に、スデネは69年までに26工場の新設を

認可したので、鍾数において165,000鍾、織機において1,000台がさらに新鋭機械で増加することになる。

### 3. 生産性

紡績部門における生産に関する諸データをあげると、つぎのようである。

表 7

紡績における生産状況

工場	平均番手	機械の生産性		労務者の生産性	
		グラム/鍾/時	対標準%	キログラム/人/時	対標準%
在来工場	17.1	15.6	70.9	3.435	79.9
新設工場	39.6	24.6	112.9	4.809	111.8

ここに使用した標準はラテンアメリカ諸国において採用されておるもので、糸においては、ヨリ数17/インチの18Sカード糸の22グラム/鍾/時、4,300グラム/人/時を、布においては、この原糸を用いて、ヨコ糸密度2,000/メートル、巾100センチメートル、重量130グラム/メートルの綿布の5.40メートル/機/時、27メートル/人/時を標準とする。

この表においてまず目立つのは平均番手である。新設工場においては、需要の高級化に応じて平均番手は39.6と細くなっておるのに対し、在来工場は再整備計画に参加しなかった工場、設備を一部だけ取り替えた工場、再整備計画にそって更新を行なっておるがまだ完成しない工場もあるが、平均番手は17.1と依然太く、再整備を機会に需要に応じた細番化はなしとげられていない。

生産性を見ると、在来工場は機械の更新が行なわれたにもかかわらず、機械の生産性において標準の71%、労務者の生産性において標準の80%と、まだ満足出来る状態に達しない。しかし新設工場においては、前者が113%、後者が112%となって、ラテンアメリカの標準を突破しておる。

同様に織機について見ると、在来工場は機械の生産性が66%、労務者の

生産性が36%で未だ低迷しておるが、これは更新が徐々に行なわれてまだ完成しておらないためでもある。これに反し、新設工場においては機械の生

表 8

織布における生産状況

工場	平均 緯糸/センチ メートル	織機の生産性		労務者の生産性	
		メートル/機/時	対標準%	メートル/人/時	対標準率
在来工場	16.2	3.57	66.11	9.78	36.22
新設工場	21.4	18.90	350.00	34.19	126.63

産性は特に高く350%、労務者の生産性は126%で、紡績部門同様ラテンアメリカの標準を突破しておる。

以上の生産性を他国のもとと比較してみると、つぎの表9の通りである。

表 9

紡績及び織布における生産指数の他国との比較

	紡績の生産指数		織布の生産指数	
	機 械	労 務 者	機 械	労 務 者
ラテンアメリカ標準	100	100	100	100
東北伯在来工場	71	80	66	36
“ 新設工場	113	112	350	127
ブラジル 1961	64	46	54	30
コロンビア 1962	86	127	95	107
西 欧 1965	103	195	—	—
米 国 1962	—	288	—	—

この表から、東北伯の在来工場は、すでに61年の兩伯の状態を追い抜いて、再整備の努力が実りつゝあることがわかる。そして新設工場においては、そのデータがすべてラテンアメリカの標準を越え、ラテンアメリカ中で最



も近代化された、能率のよい機械を設置しておるコロンビアに比較しても劣らない状態である。

### 3. 機械設備の利用度

東北伯における機械設備中、精紡機および織機の利用度はつぎの表10の通りである。

表 10

精紡機及び織機の利用度

	据付機械に対する稼働機械%	標準運転時間に対する実運転時間%	利用率%
紡績部	90.3	98.2	88.7
織布部	85.0	88.5	75.2

利用率は据付機械に対する稼働機械の割合(%)に標準運転時間に対する実運転時間の割合(%)を乗じたものをもって表わす。標準運転時間は1日23時間1年300日とする。

機械設備の利用率は非常に高く、ラテンアメリカあるいは先進諸国に比較しても高い。これは資本を最高に利用すると云う工場主らの考え方に基づいておるもので、実際の運転時間を調査して見ると、34%の工場が1年7,200時間、26%の工場が1年6,900時間操業を行なっておる。

紡績、織布間の利用度の差違は、設備の不均衡によって起こったのである。

### 4. 製品の多様化

東北伯地方においても技術の進歩をとり入れて、多種多様の製品が、次第に生産されるようになった。この状況を69年までにステネによって設立を認可された新設26工場について見ると、その製品は殆んどこれまでこの地方で生産されたことのないものばかりで、つぎのようなものである。

コーマー細糸、高級綿布、綿・合繊混紡糸、綿・合繊織物、ガーゼ、タオ

ル、靴下、テープ織物、ジュータン、メリヤス、ハンカチ、脱脂綿、

### 5. 労務者数の変化

労務者はスデネの再整備計画の実施にかかわらず、つぎの表11の通り、59年当時と比較して約2,600名の減少にとどまり、頭初の期待に反するが、これは使用人員をへらす機械の自動化が余り重視されなかった結果であろう。そして新設工場は稼働のために新たに4,600名の労務者を必要としたので、結局東北伯においては59年当時に比して約2,600名の使用人員増加となる。

表 11

労 務 者 の 動 向 ( 在 来 工 場 )

在 新 1959	1959 ~ 1969				在 新 1969
	入 社	減 員			
		近 代 化	閉 鎖	計	
32,527	7,371	6,698	2,636	9,334	30,610

### 6. 管 理

スデネは東北伯工場の復興発展対策として、工場管理者の訓練を取り上げたことはすでに述べたが、この方針に従ってスデネは工場管理者に対して、短期コースあるいはセミナーを開催し、また管理に関する情報、参考資料などを配布するなど努力して来たが、予想したような管理における変革はもたらされていない。

この地方の繊維工業は、この地方における最も古い産業の一つで、古来の経営がそのまま引継がれて、工場主にすべての権限が集中され、その工場主は明かに合理化となる変革を容易に受けつけない極端な保守的経営者であるので、新時代に即した変革がスムーズに進展しなかったのもやむを得なかった。

しかしスデネをはじめ東北伯開発に関係する諸機関の引続く管理技術指導により、また東北伯に建設された26工場中約40%の、南伯または外国の会社に所属するかあるいはこれらと深い関係のある工場の、新しい管理に刺戟されて、積年にわたる時代遅れの管理も、徐々にではあるが改善されておる。

## 7. 東北伯における消費市場

最近の約10年間における個人当り消費量の変化を見ると、つぎの表12の如く個人所得の37%ののびに対して、個人当り消費量は1.54キログラムより2.28キログラムに増加して全伯の平均個人当り消費量の4.94キログラムには及ばないが、48%と云う著しいのびを示しておる。

表 12

東北伯地方の綿布の個人当り消費量

	1959	1968
個人当り所得U. S. \$	77.28	103.33
個人当り消費量キログラム	1.54	2.28
“       メートル	11.83	17.51

この地方の在来工場はこの10年間において機械設備を更新したにもかかわらず、生産品種の面ではあまり変化が見られない。従って依然として生産品の大半を占める太番手織物を輸出し、需要の細番手織物は大部分を南伯から輸入しなければならない状態にあるので、所得の増加それに伴う需要の高級化によって、輸入は10年前においては全消費量の38%であったが、10年後には全消費量の80%と非常に増加した。

表13には、東北伯の新設26工場の生産は含まれていないが、これが全面的に稼働しても、その生産量は48,000,000メートルと見込まれるので、消費量の約10%程度にすぎない、人口の増加、個人当り消費量の上昇は避けられず、近い将来にはこれを補う工場の新設もないので、東北伯の南伯に対する依存度は益々高くなるであろう。

表 13

東北伯における絨物の消費量(1,000米)

	1959	1969
生産	300,000	309,512
輸出	135,000	214,083
差引	165,000	95,429
輸入	100,000	370,078
消費量	265,000	465,507

